

厚岸町

再生可能エネルギー促進区域等ゾーニング事業



令和7年（2025年）2月

厚岸町

－ 目次 －

第1章 ゾーニングの背景と目的	1
1.1 背景	1
1.2 ゾーニングの目的	4
1.3 ゾーニングの位置付け	4
1.4 地域概要	6
1.4.1 厚岸町の概要	6
1.4.2 自然条件	6
1.4.3 社会条件	10
1.4.4 災害	13
1.4.5 再生可能エネルギーの発電量	14
第2章 ゾーニングマップの概要	15
2.1 ゾーニングマップとは	15
2.1.1 作成の流れ	15
2.1.2 作成の効果	16
2.2 ゾーニングの条件	17
2.2.1 対象とした範囲	17
2.2.2 対象とした再生可能エネルギー	17
第3章 ゾーニングに係る情報	23
3.1 基礎情報と要素マップ一覧	23
3.1.1 環境保全等の法令に係る情報	23
3.1.2 環境保全に係る情報	38
3.1.3 土地の安定性等に係る情報	63
3.1.4 土地利用方法等に係る情報	71
3.1.5 生活環境に係る情報	98
3.1.6 事業性に係る情報	101
3.2 地域関係者や関係機関の意見収集	110
3.2.1 委員会等の開催	110
3.2.2 個別ヒアリング	113
第4章 ゾーニングマップ	114
4.1 エリアの条件設定	114

4.2 ゾーニングマップ	117
4.3 ゾーニングの結果	139
第5章 ゾーニングマップ利用時の留意事項	140
第6章 用語解説	147

第1章 ゾーニングの背景と目的

本章では、ゾーニングの社会的な背景、実施の目的、位置付けを示し、さらに本町の概要と再生可能エネルギーの導入状況を示します。

1.1 背景

近年、地球温暖化の進行により、大雨・干ばつの増加、水資源や農産物への影響、生態系の変化、災害の増加、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れています。令和3年（2021）8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないことや、気候政策を導入しないと2100年の平均気温は最大5.7℃上昇すること（1850年比：産業革命以降）などが示されました（図1.1）。



図 1.1 IPCC 評価報告書の内容

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

地球温暖化対策として、国際的な合意文書である「パリ協定」が平成27年（2015）に採択されたことに伴い、我が国では2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。

具体的には、政府の地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨を公表し、それらを達成すべく国民並びに国、地方公共団体、民間の団体等と密接な連携の下に取り組むとしています。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の再生可能エネルギー（再エネ）の最大限の導入が求められています。地域資源である再エネは、地球温暖化の主な原因である温室効果ガスの削減（図1.2）のほか、地域経済の活性化や地域の防災力の向上など、地域を豊

かにしうるものとなります。

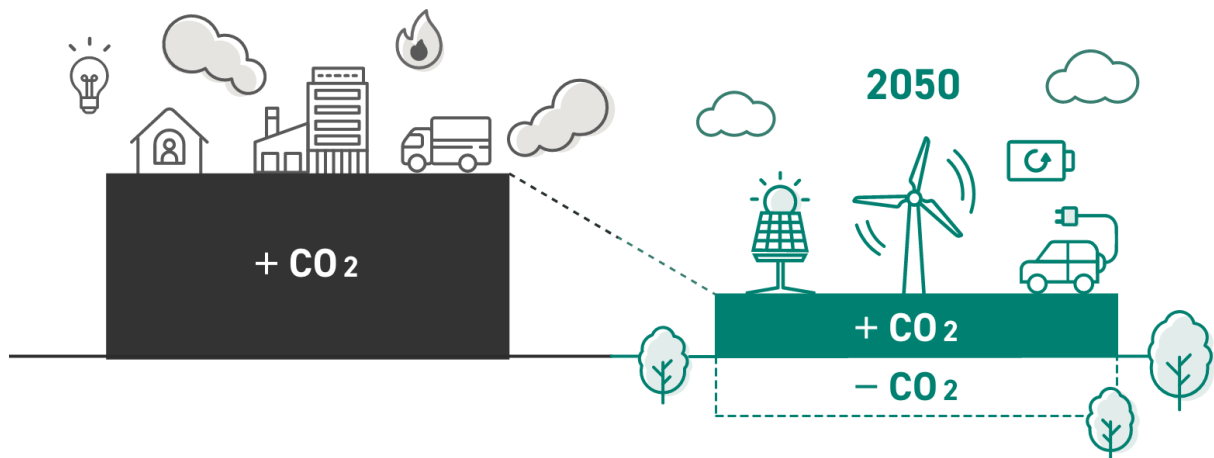


図 1.2 再エネによる温室効果ガス削減

出典：環境省脱炭素ポータルサイト

一方で、再エネの導入に関しては、景観への影響や野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった様々な懸念や問題が生じています。実際に道内の湿原等でも無秩序なメガソーラー開発が問題視されていることも踏まえ、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方、その他の公益への配慮等が必要となっています。

このような背景のもと、改正地球温暖化対策推進法では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれました。この制度は「(1)市町村による地方公共団体実行計画の策定」と「(2)市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定」の2段階で構成されており、(2)で認定された事業は、関係許可等手続のワンストップ化といった特例等を受けることができます。

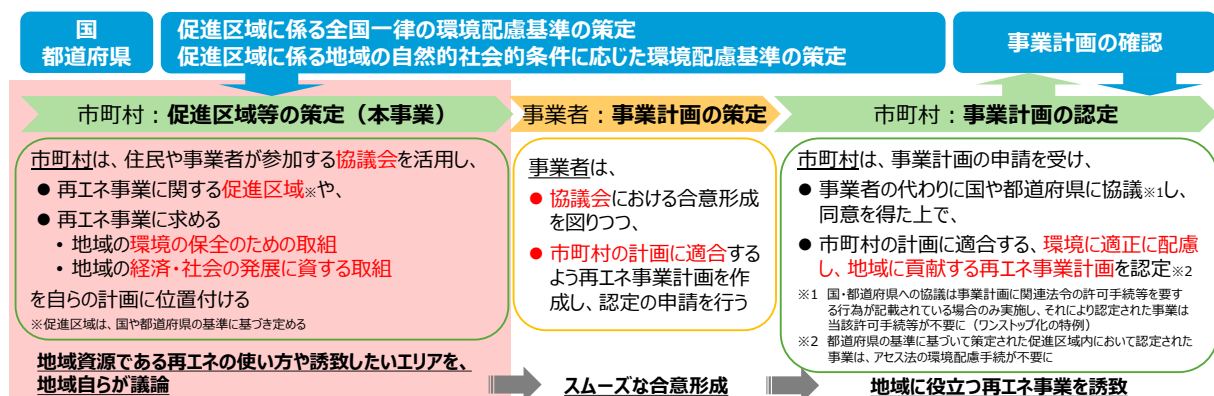


図 1.3 地域脱炭素化促進事業制度

出典：地方公共団体実行計画（区域施策編策定・実施 マニュアル（地域脱炭素化促進事業編））をもとに作成

【コラム】地域脱炭素化促進事業計画の認定

地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者は、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、地方公共団体実行計画策定市町村の認定を申請することができます。地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請を受けた計画策定市町村は、認定に係る要件を確認し、該当するものであると認めるときは、その認定を行います。

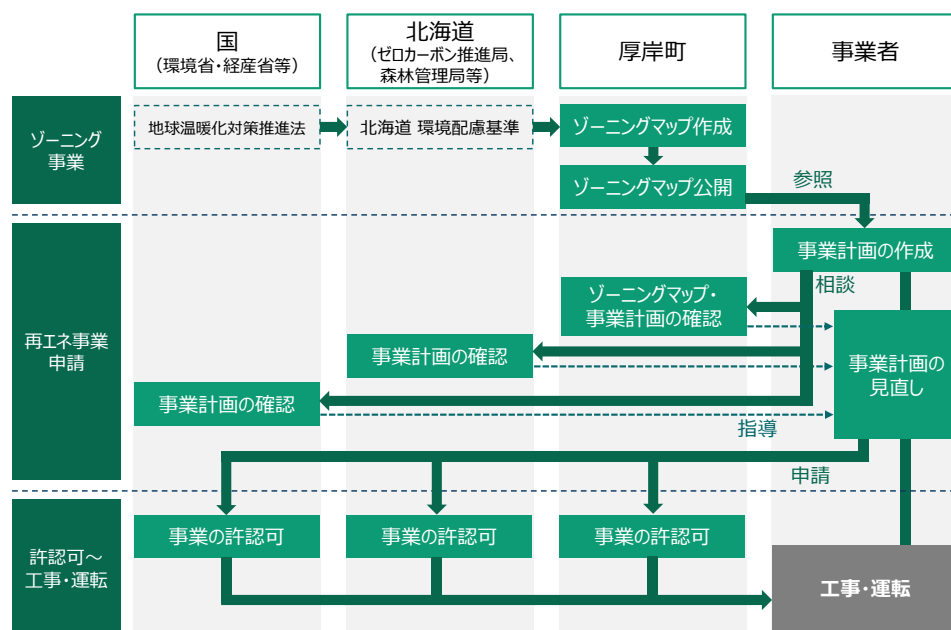


図 1.4 事業計画認定のプロセス（現状）

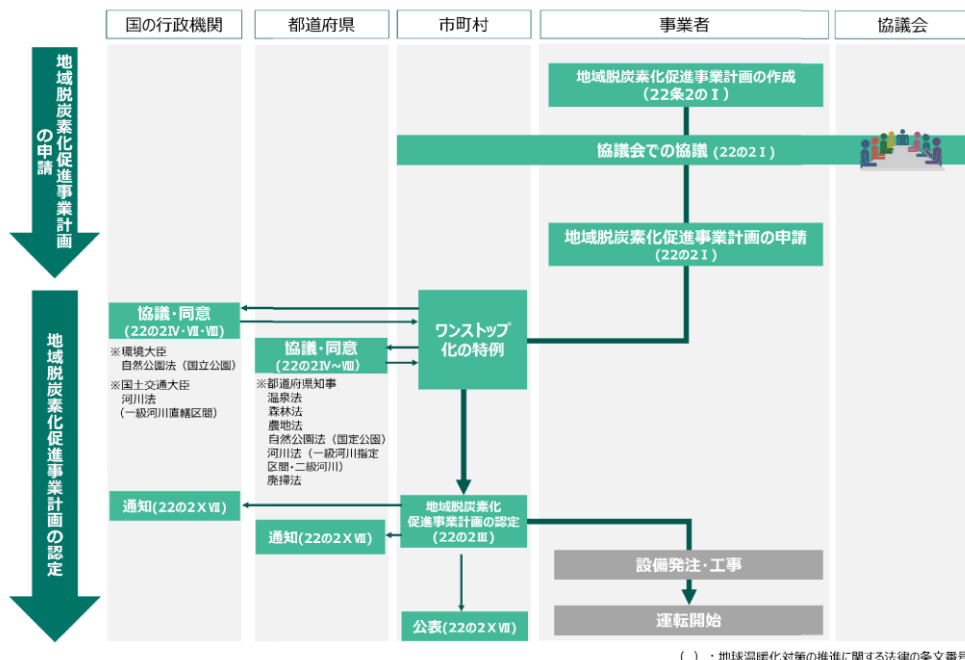


図 1.5 事業計画認定のプロセス（地域脱炭素化促進事業制度の整備後）

出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」

1.2 ゾーニングの目的

ゾーニングとは、有識者や地域関係者との協議や個別ヒアリングによる意見聴取を行い、現時点で収集可能な町内の環境や事業性等に係る情報を重ね合わせ、総合的な評価のうえで、再エネ導入の適性の観点によるエリア設定を行うことです。

本ゾーニングでは、円滑な再エネ導入を目指すため、地域との合意形成及び環境への適切な配慮が図られた再エネを増やしていくことを目的とします。

1.3 ゾーニングの位置付け

本町では、地球温暖化対策促進法に示された「地域脱炭素化促進事業」制度に則り、令和6年（2024）3月に策定した厚岸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容に本事業によるゾーニング結果を反映させて改定する予定です。改定にあたっては第6期厚岸町総合計画をはじめとする既存地域計画との連携を図り（図 1.6）、今後は地域脱炭素化促進事業計画を町として認定するための資料としても活用していく方針です。

他にもゾーニングの結果は、「2050年カーボンニュートラル達成」に向けた、再生可能エネルギー導入の適地選定、地域への理解促進、令和6年（2024）3月に策定した再生可能エネルギー導入目標（表 1.1）を検証する基礎資料にもなります。

表 1.1 厚岸町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)における再生可能エネルギー導入目標

町内で再エネ利用されずに町外へ流出している発電分も加算しています		2021 現状	2030 目標	2050 目標
エネルギー消費量(MWh)		50,367	39,255	49,958
再エネ利用率(%)		0%	10%	50%
再エネ発電量(MWh)		36,587	3,741	24,784
ポテンシャルに対する導入割合(%)		0.26%	0.03%	0.18%
太陽光建物系	設備容量(MW)	2.1	0.0	3.0
	発電量(MWh)	2,460	0	3,600
太陽光土地系	設備容量(MW)	25.8	0.5	9.0
	発電量(MWh)	34,127	608	11,905
バイオマス (畜産系バイオガス)	設備容量(MW)	0.0	0.4	1.2
	発電量(MWh)	0	3,133	8,410
その他分野	設備容量(MW)	0.0	0.0	0.4
	発電量(MWh)	0	0	869

エネルギーの電化により、電力消費量が増加することを想定しています

各年ごとの再エネ利用率の目標達成に向け、現状(0%)から必要な増加分を示しています

※設備容量：発電設備の単位時間あたりの最大仕事量、発電量、発電設備がある経過時間に供給した電力の総量（年間）

出典：厚岸町再生可能エネルギー導入目標計画／厚岸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）をもとに作成

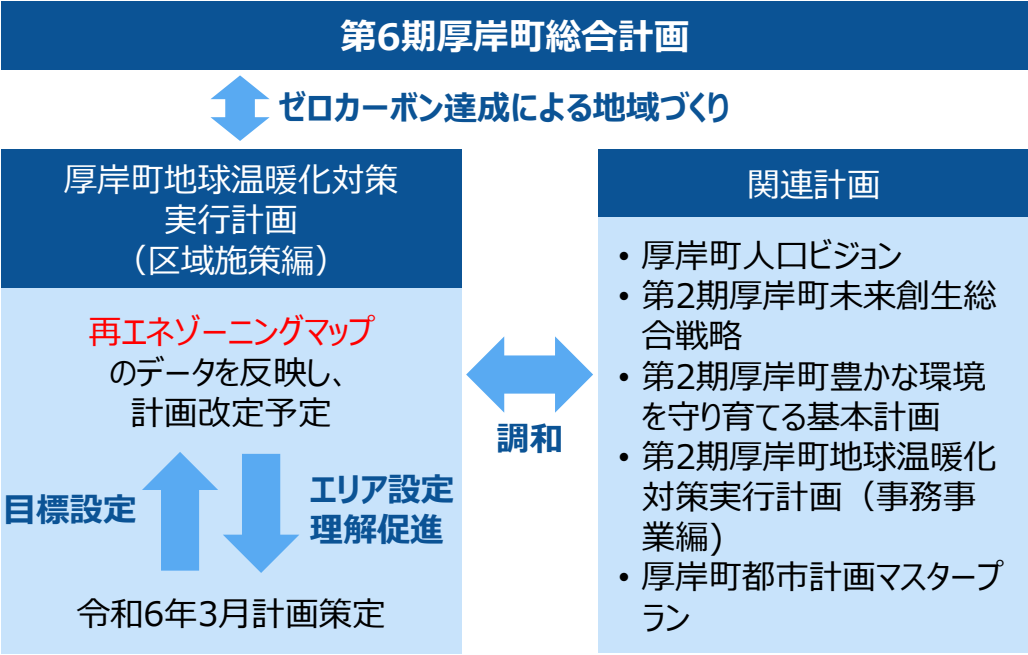


図 1.6 地球温暖化対策実行計画等の位置づけ

令和 6 年（2024）3 月に策定した厚岸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、地域分析結果をもとに厚岸町が今後目指していくべき将来ビジョン案を検討しました。脱炭素化を単なる目的とせず、今後の地域が望む持続可能な暮らしを達成する手段として位置付けました。



図 1.7 厚岸町における地域課題と将来ビジョン

出典：厚岸町再生可能エネルギー導入目標計画／厚岸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）をもとに作成

1.4 地域概要

1.4.1 厚岸町の概要

本章では厚岸町の自然条件・社会条件・災害・再生可能エネルギーの発電状況について、その特徴と分析結果を順に示します。

1.4.2 自然条件

(1) 地勢

厚岸町は北海道の南東部に位置し、東部は浜中町、北部は別海町・標茶町、西部は釧路町と接し、南は厚岸湾が深く進入して厚岸湖を抱き、太平洋に面しています。

厚岸湖及び厚岸湾の海岸線には漁村が点在し、北部のなだらかな丘が連続する波状丘陵地帯には、広大な酪農地帯が形成されています。

厚岸町、釧路町、浜中町、標茶町の4町にまたがって厚岸霧多布昆布森国定公園に指定されており、海岸地形や丘陵と湿原の植物群落、大黒島など海鳥繁殖地を有するほか、厚岸湖及び別寒辺牛湿原はラムサール条約にも登録されており、自然との共生により保全・維持されてきた貴重な自然景観や自然資源があります。桜の名所の子野日公園や約30万株のヒオウギアヤメが咲く原生花園あやめヶ原、愛冠岬等豊かな自然を背景とする多くの名所も有しています。



図 1.8 厚岸町の市街地



オオセグロカモメ



オオワシ



別寒辺牛湿原

図 1.9 厚岸町の自然

総面積のうち約53.5%は山林で構成されており、カラマツやトドマツを主体とした人工林率は30%と全道平均34%を下回り、ミズナラ等天然林の比率が大きいことが特徴です。



図 1.10 厚岸町の位置

(2) 気象

本町は年間を通して冷涼な気象であり、春から夏にかけて海霧の発生が多く、日照時間は短く、気温は低めです。秋、冬は降水量が少なく晴れの日が多くなる傾向にあります。

図 1.11 は、本町の令和 6 年（2024）の月別平均気温・降水量と、令和 2 年（2020）までの平年値（30 年間平均）を示したものです。年平均気温は 7.6℃で、1 年のうち最も冷え込む冬場（12～2 月頃）は -5℃を少し下回ります。夏場（7～8 月）は気温が 20℃付近であり、道内でも比較的冷涼な気候であることが伺えます。また、1 年を通して適度な降水量がありますが、令和 6 年（2024）は平年よりも降水量が少なくなっています。

図 1.12 には、本町の令和 6 年（2024）月平均日照時間と令和 2 年（2020）までの平年値（30 年間平均）を示しています。9 月から 6 月にかけて 150 時間を超える月平均日照時間がある一方、夏場は日照時間が減り、夏場に海霧の発生が多い地域特性を示します。

図 1.13 には本町の過去 30 年間の年平均気温と長期変化傾向、図 1.14 には過去 30 年間の最深積雪と長期変化傾向を示しています。どちらも年ごとに昇降・増減はあるものの、全体を通して気温は 1℃程度上昇、最深積雪はやや増加傾向にあることがわかります。また、基本的には最深積雪が 100 cm 以下に留まることが多く、道内でも積雪量の少ない地域となっています。

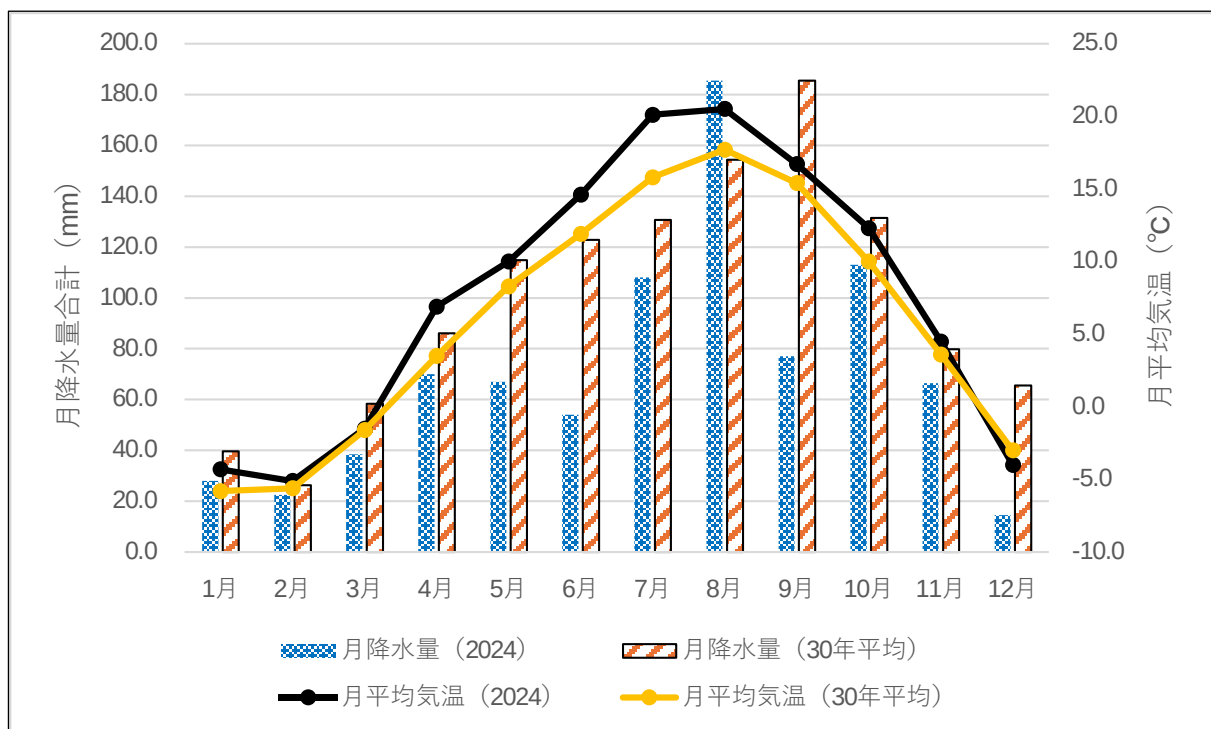


図 1.11 厚岸町の月別平均気温・降水量

出典：気象庁 過去の気象データ 太田

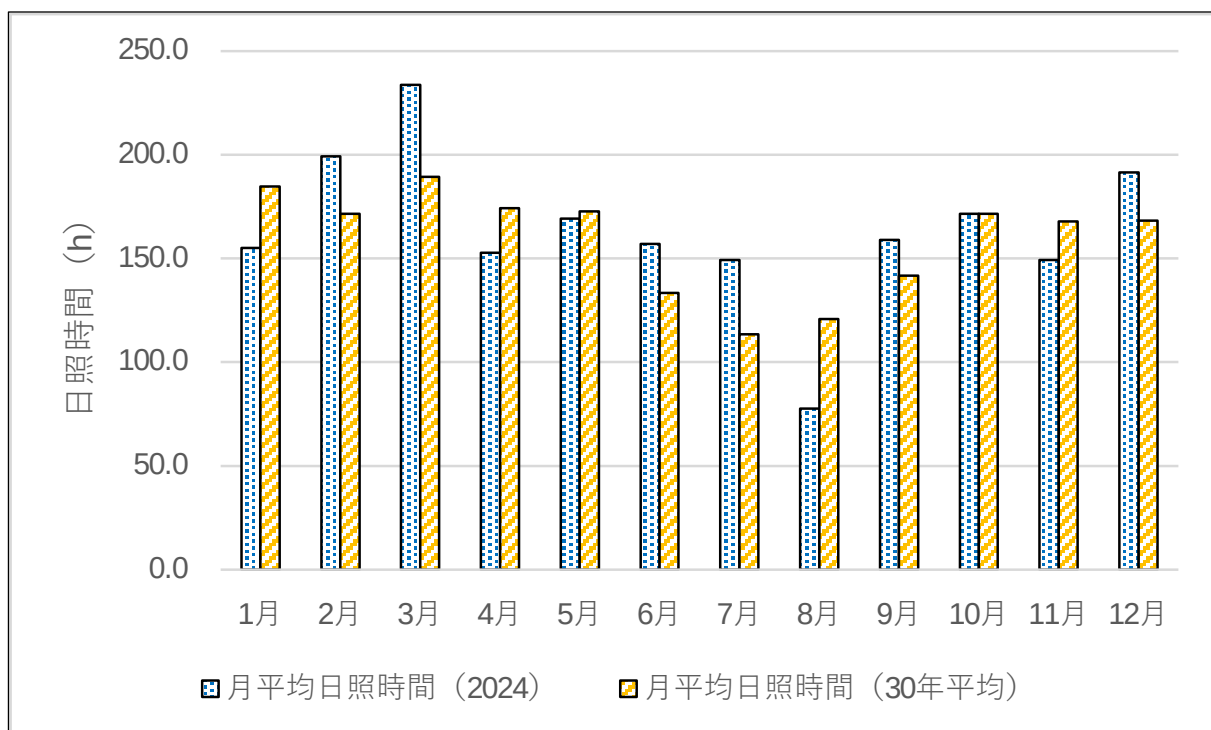


図 1.12 厚岸町の月別平均日照時間

出典：気象庁 過去の気象データ 太田

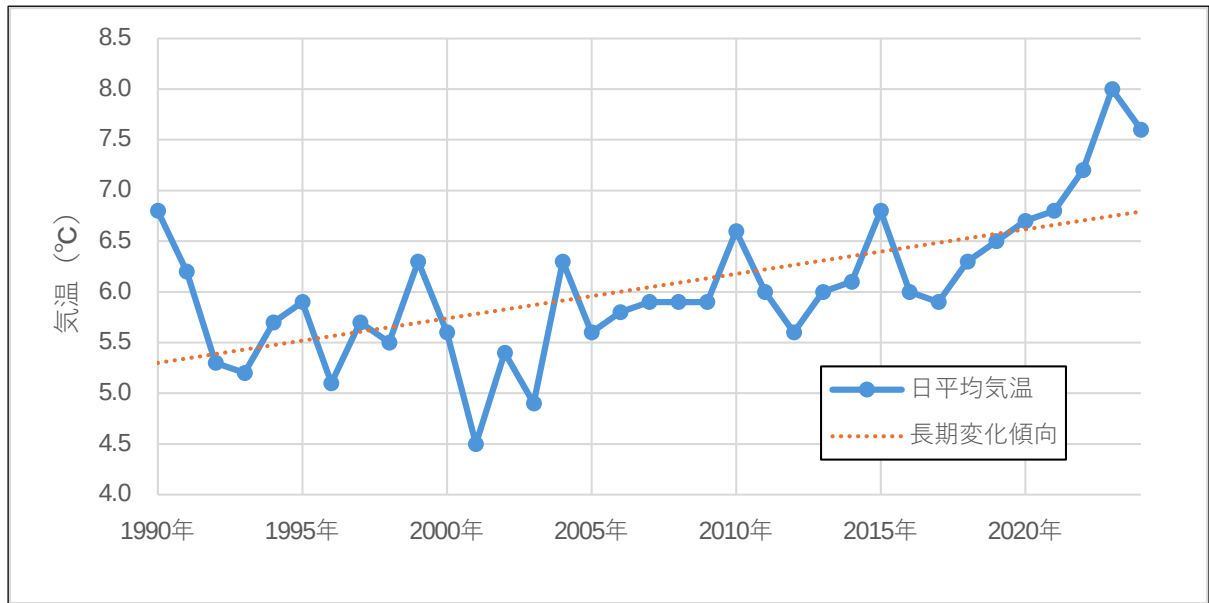


図 1.13 厚岸町の年別気温変化（過去 30 年間）

出典：気象庁 過去の気象データ 太田

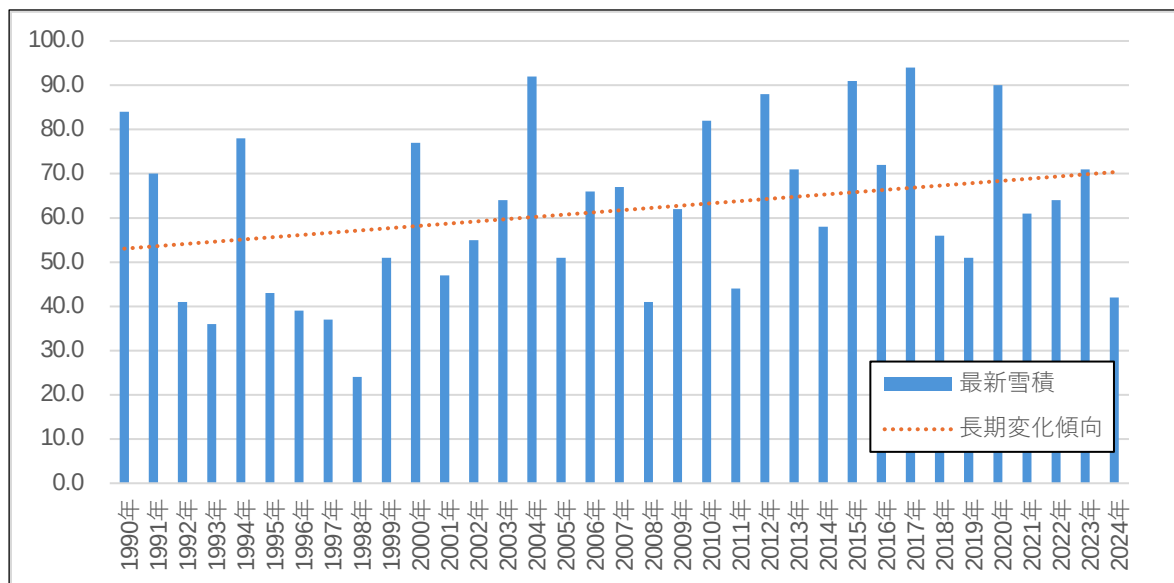


図 1.14 厚岸町の年別最深積雪（過去 30 年間）

出典：気象庁 過去の気象データ 太田

1.4.3 社会条件

(1) 都市構造／交通体系／インフラの状況

町域は、東西 35.5 km、南北 45.1 km に広がり、総面積 739.12 km²です。

厚岸大橋を挟み、北側の湖北地区と南側の湖南地区にわたり大きく2つの生活域が形成されています。

湖北地区は、役場庁舎、学校や病院、図書館、道の駅など、町の中心機能を有しているほか、丘陵地帯では、広い範囲で酪農が行われています。湖南地区は、桜の名所である子野日公園や港湾施設を有するほか、寺社が多くあり古くからの歴史を有する地域です。

町内を東西に走る国道44号線を基幹道路として、太田地区へ向かう道道14号厚岸標茶線、湖北地区と湖南地区を結び、浜中町へ至る道道123号別海厚岸線などが整備されています。

公共交通は鉄道と定期バス路線があり、本町と都市部を結ぶ地域間幹線系統となるJR根室本線（花咲線）と、くしろバスが2路線運行しています。町独自の移動施策としてスクールバスへの一般混乗を行っているほか、平成30年（2018）にはデマンド交通を導入しています。近年の急速な少子高齢化により、町民の生活交通基盤の確保が課題となっています。



図 1.15 厚岸町観光案内マップ

出典：厚岸町ホームページ

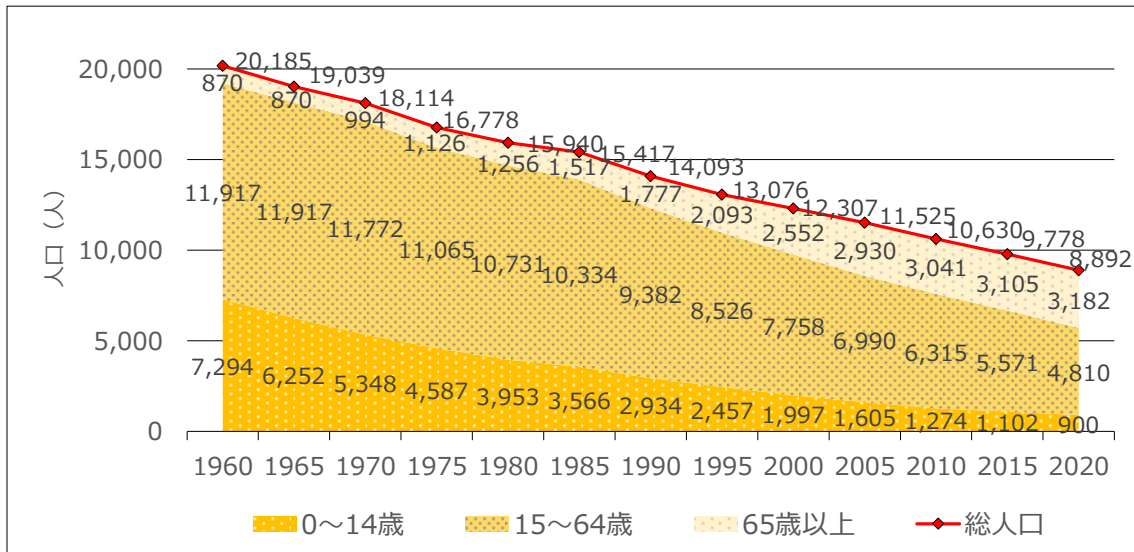


図 1.17 厚岸町の人口推移

出典：総務省統計局 国勢調査

表 1.2 厚岸町の将来推計人口、世帯数

	統計データ（住民基本台帳）									将来推計					
	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
世帯数	4,536	4,492	4,477	4,464	4,459	4,437	4,399	4,387	4,358	3,870	3,602	3,347	3,125	3,005	2,809
人口	10,561	10,365	10,222	10,016	9,890	9,692	9,435	9,242	9,096	8,143	7,470	6,887	6,412	5,940	5,487

出典：住民基本台帳、厚岸町人口ビジョン（令和2年3月）、青字：独自推計

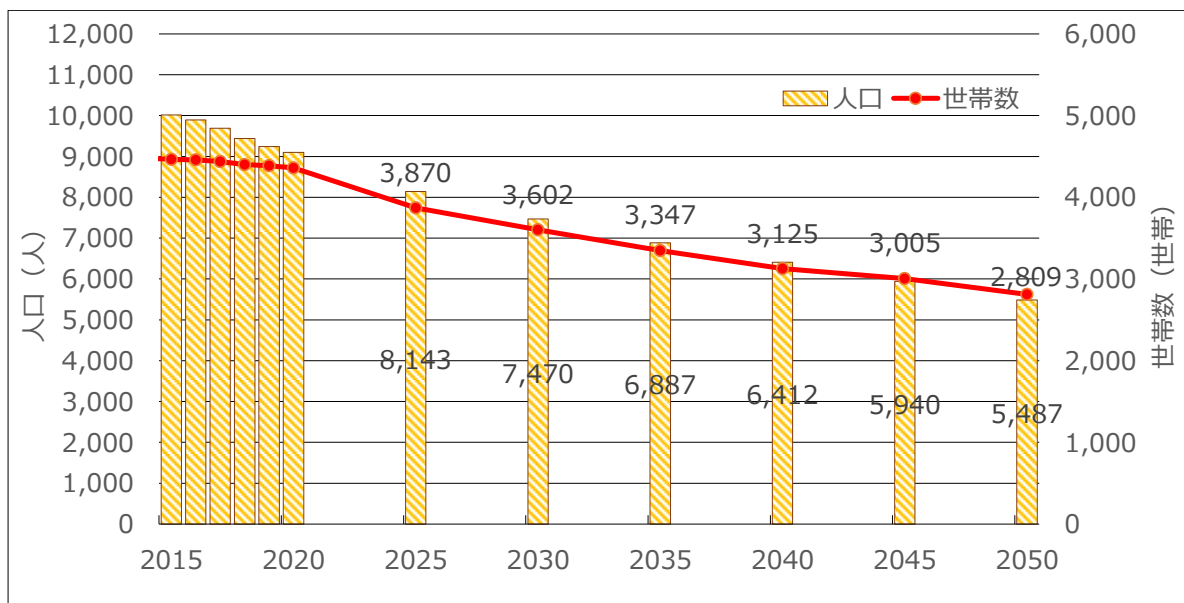


図 1.18 厚岸町の将来推計人口、世帯数

出典：住民基本台帳、厚岸町人口ビジョン（令和2年3月）

1.4.4 災害

本町は標高が低く、海沿いであるため、東北地方太平洋沖地震では津波による深刻な被害が発生しました。また、北海道胆振東部地震では直接的な被害は少なかったものの、大規模停電が発生しました。暴風雨災害では、大雨による水害も発生しています。

表 1.3 厚岸町の地震災害の履歴

名称	発生年	規模	被害
釧路沖地震	平成 5 年 (1993)	M7.5 震度 6	津波なし 重傷 1 人 軽傷 25 人 被害金額 2,517,777 千円
十勝沖地震	平成 15 年 (2003)	M8.0 最大震度 6 弱	津波なし 軽傷 10 人 住宅の一部損壊 88 棟 被害金額 671,860 千円
東北地方太平洋沖地震	平成 23 年 (2011)	M9.0 震度 3	津波最大高さ 3 m 停電 道路通行止め 1,024 人避難 床上浸水 67 戸、床下浸水 165 戸 工場・水産施設・車両等に被害
北海道胆振東部地震	平成 30 年 (2018)	M6.0 震度 2	停電 酪農家・商店・きのこ菌床センター等に被害

表 1.4 厚岸町の暴風雨災害の履歴

発生時期	事象	被害
平成 18 年 (2006) 10 月 7 日	大雨	床上浸水 3 戸、床下浸水 3 戸 水産被害 327 件 道路決壊 5 箇所 尾幌小中学校屋根鉄板落下 被害金額 3,436 千円
平成 19 年 (2007) 7 月 22 日	大雨	床上浸水 1 戸、床下浸水 6 戸 土砂崩れ発生 奔渡地区 9 世帯 40 人に避難指示発令 被害金額 91,482 千円
平成 25 年 (2013) 9 月 16 日～19 日	暴風・大雨	半壊 1 戸、床上浸水 6 戸、床下浸水 11 戸 尾幌地区でダウンバースト発生 4,107 世帯断水

1.4.5 再生可能エネルギーの発電量

表 1.5、図 1.19 には、厚岸町における再生可能エネルギーによる発電電力量（MWh）と実際の電気使用量（MWh）を経年比較した結果を示しています。これによると本町では電気使用量が年々減少傾向にあります。全体的な発電量としては、平成 26 年度（2014）より増加傾向にあり、令和元年度（2019）に大規模な発電設備の導入があったことが分かります。また表 1.5 によると、現在の再生可能エネルギー発電量は既に現在の厚岸町の電気使用量の約 74.3%に到達しています。

以上のことから、本町は豊富な再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを有した地域であり、その発電ポテンシャルと自然の豊かさを調和させたカーボンニュートラルの実現性を秘めた地域であることが分かります。

表 1.5 厚岸町の電気使用量に対する再生可能エネルギー発電 電力量比

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
区域の電気使用量（MWh）	57,070	54,939	54,457	53,054	52,401	53,522	49,875	50,526	50,526
区域の再生可能エネルギーによる 発電電力量（MWh）	2,827	4,795	5,107	5,479	6,723	33,689	36,554	36,882	37,540
区域の電気使用量に対する 再生可能エネルギー発電電力量比	5.0%	8.7%	9.4%	10.3%	12.8%	62.9%	73.3%	73.0%	74.3%

出典：環境省 自治体排出量カルテ

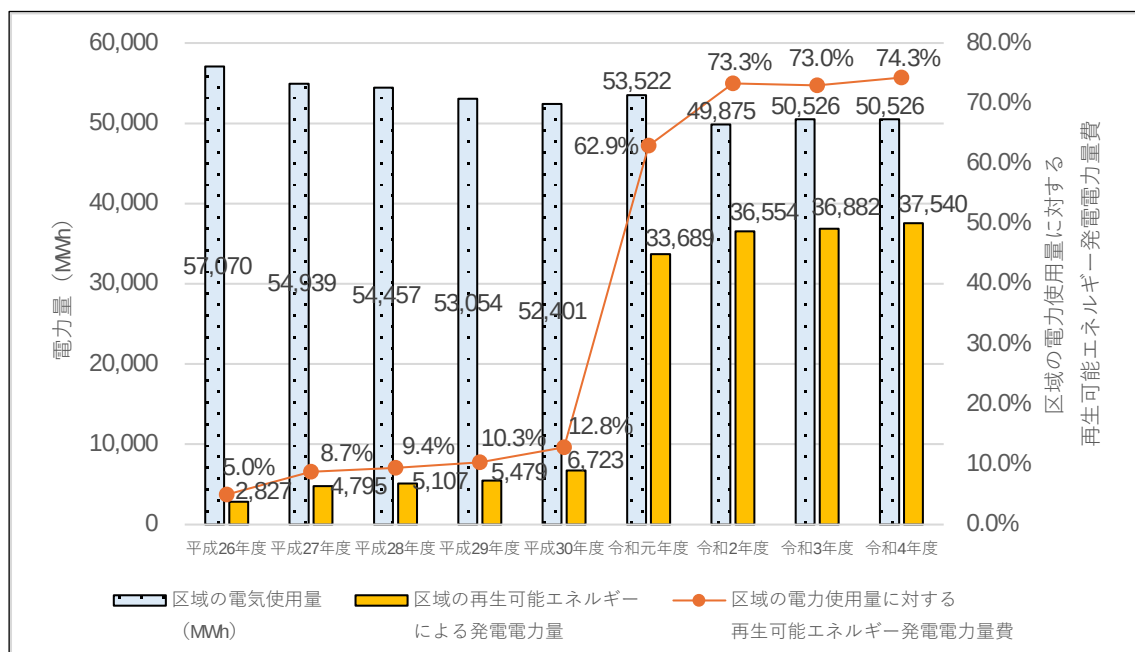


図 1.19 厚岸町の電気使用量に対する再生可能エネルギー発電電力量比

出典：環境省 自治体排出量カルテ

第2章 ゾーニングマップの概要

ここではゾーニングマップ作成の流れ、作成の効果を示すとともに、今回のゾーニングの主要な条件を示しています。

2.1 ゾーニングマップとは

2.1.1 作成の流れ

ゾーニングマップ作成の流れを図 2.1 に示します。ゾーニングマップは収集した環境保全や社会的配慮事項に関する情報を地図上で重ね合わせ、それをベースに再エネ開発の観点によるエリア分けを示したマップとなります（図 2.2）。

検討過程においては、地域関係者や関係機関の意見収集も踏まえ、その都度エリアの見直しを行いつつ作成しました。

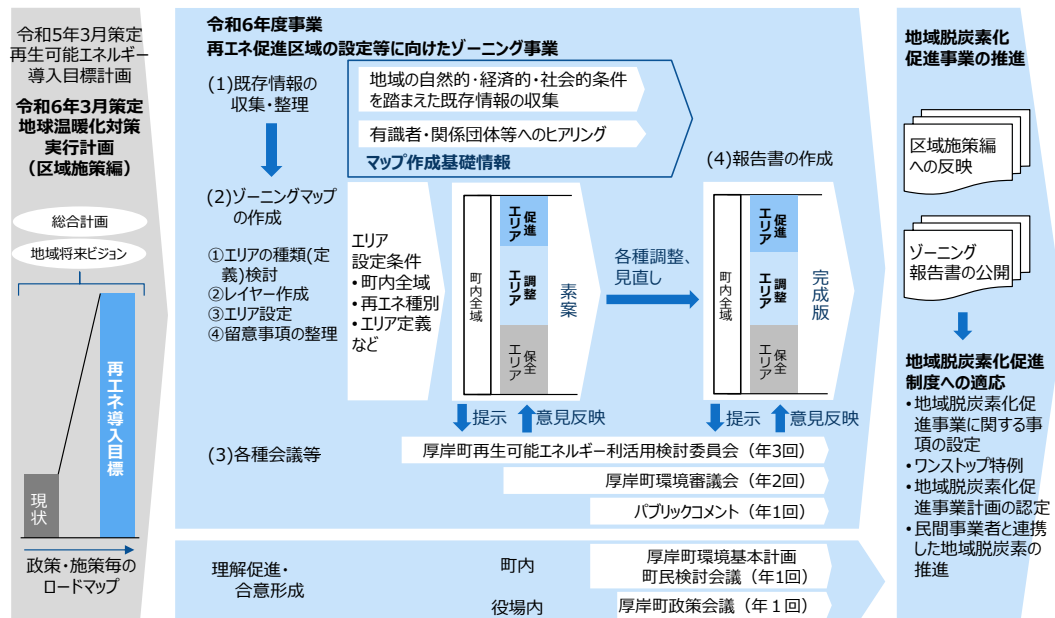


図 2.1 ゾーニングマップ作成の流れ

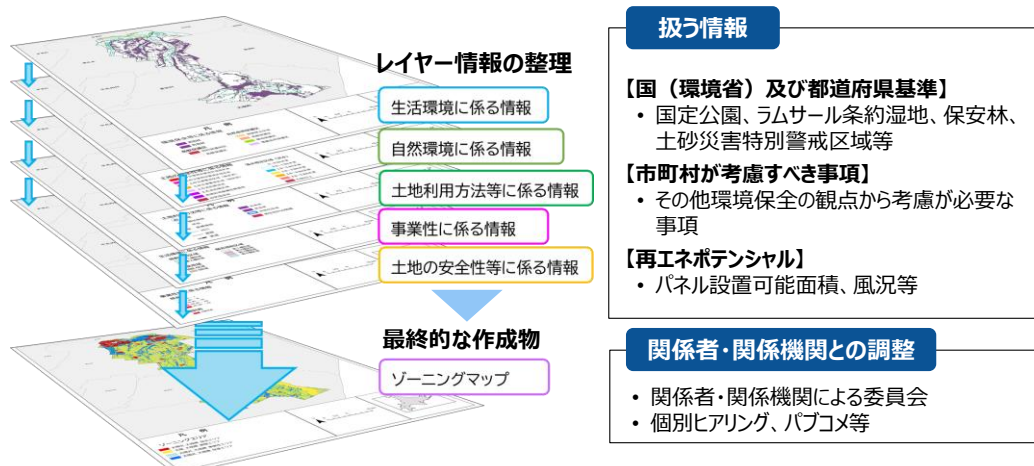


図 2.2 ゾーニングマップの作成イメージ

出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第3版）をもとに作成

2.1.2 作成の効果

本ゾーニング事業で作成したゾーニングマップは、地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定のための基礎資料となります。地域脱炭素化促進事業に関する制度は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するものです。町民や行政にとっては、ゾーニングマップの作成により地域主導で、地域と共生し、地域に裨益する再エネ事業を誘致することができるという点が大きなメリットとなります。また促進区域の設定にあたっては、地域の環境の保全のための取組を定めることができるため、個別事業に係る適正な環境配慮を確保することが可能となります。一方事業者にとっては、あらかじめ協議会等を通じ地域の合意形成を図りつつ、促進区域等が設定されていることにより、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化がなされ、実施する事業の予見可能性が高まることがメリットとなります。

このように、ゾーニングマップの作成を通じて地域の環境を保全した上で、地域の脱炭素化と地域の環境・経済・社会的課題の解決を同時に実現し、地域の目指す将来像の実現に貢献していくことが期待されます。

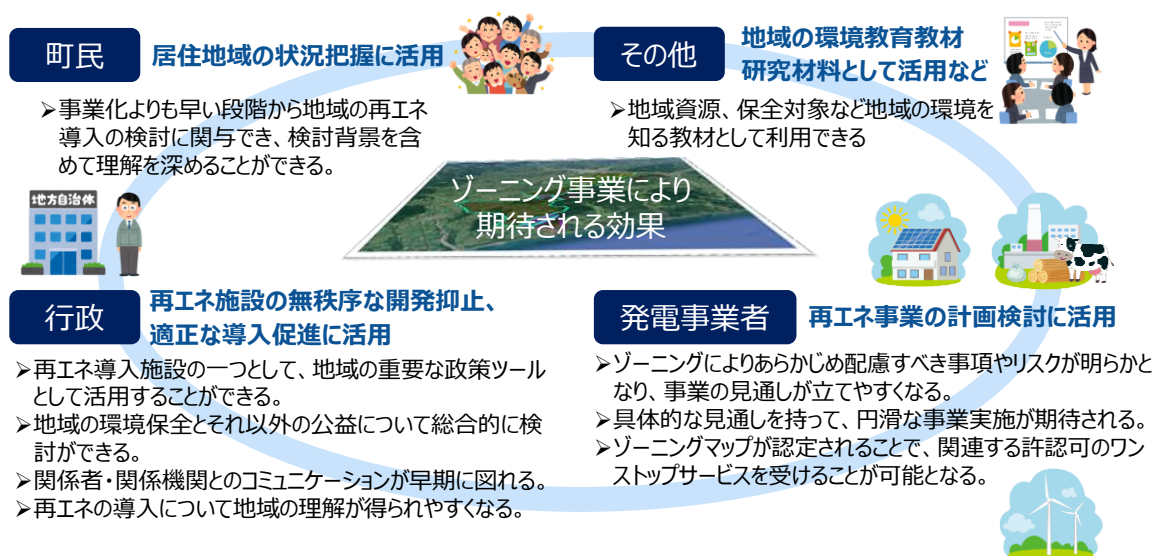


図 2.3 ゾーニングマップ作成の効果

2.2 ゾーニングの条件

2.2.1 対象とした範囲

今回ゾーニングを行った範囲は厚岸町の陸地全域を対象としました。

2.2.2 対象とした再生可能エネルギー

(1) 再生可能エネルギーの種類

対象とした再生可能エネルギーの種類は、太陽光（小規模/中・大規模）、陸上風力（小規模/中・大規模）、木質バイオマス（熱利用）、家畜バイオマスの4種類です。これらは本町の地域特性と導入ポテンシャルを踏まえて、地域資源として活用可能性があると想定される資源となります。



図 2.4 代表的な再生可能エネルギー（太陽光・風力）の種類と特徴

出典：資源エネルギー庁 なっとく！再生可能エネルギー



図 2.5 代表的な再生可能エネルギー（バイオマス）の種類と特徴

出典：農林水産省 バイオマスの活用をめぐる状況

再エネ種別		導入ポテンシャル	導入適用性※	適用性の概要
太陽光	建物系	82.04MW	○	建物屋根上や未利用地・農地などの有効活用を想定 設置型（建物系/土地系）ではなく規模別（小規模/中・大規模）で導入可能性を検討
	土地系	3,196.70MW	○	
風力	陸上	5,101.20MW	△	国定公園の景観配慮、バードストライク（鳥類が風力発電設備のブレードに衝突し死亡する事故）の懸念があり、自然と調和した慎重な導入の検討が必要（洋上は除外） 規模別（小規模/中・大規模）で導入可能性を検討
	洋上			
中小水力	河川	-	×	町内に落差・流量のある河川が乏しい
バイオマス	木質	-	○	地場産木材や間伐材の熱利用を検討
	廃棄物	-	×	町内で発生する食品残渣等の活用可能性が低い
	家畜	3.77MW	○	酪農によるバイオガス発電導入を推進
地熱		-	×	町内にはポテンシャルがない

※○：短期的な重点導入
△：2050年を見据えた長期的な導入

出典：環境省 REPOS 自治体再エネ情報カルテ

- ・バイオマス（木質・廃棄物・家畜）は、REPOSでは推計対象外
- ・バイオマス（家畜）は、厚岸町の家畜系バイオマス総量より推計
- ・風力発電は、厚岸湾においてEADASに示される風速6.5m以上のエリアを対象として推計

※家畜バイオガス発電先進自治体のポテンシャル数値（参考）	自治体A：2.6MW（18,100MWh/年）
	自治体B：1.0MW（7,300MWh/年）

図 2.6 厚岸町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

(2) 想定した規模

ゾーニングにあたり、想定した再生可能エネルギーの導入規模やイメージを示します。

a. 太陽光（小規模）

太陽光（小規模）は、住宅や駐車場等の屋根上を活用した建物系の太陽光発電や、未利用農地等を活用した土地系の太陽光発電を想定しており、環境保全や土地利用の制約に対する影響は比較的少ないものとなります。

建物系（小規模）	土地系（小規模）
✓ 50kW未満 ✓ 一般的な住宅・事業所の屋根上の活用を想定 ✓ 留意事項等は、自主的に検討する際の参考として活用いただき、これによる設置を制限しないものとする	✓ 50kW未満 ✓ 空き地や小規模な未利用農地の活用を想定
 イゼンホーム https://www.izenhome.co.jp/case/4254/	 厚岸町役場駐車場  橋爪建材株式会社 30.57kW (927㎡) https://www.hashizume-kenzai.co.jp/2022/02/21/営農型ソーラーシェアリング/

図 2.7 太陽光（小規模）の導入イメージ

b. 太陽光（中・大規模）

太陽光（中・大規模）は、50kW 程度のものから事業用のメガワット級のものまで幅広い規模の設置が想定されます。本検討では、50kW 以上の建物系の太陽光発電や、未利用地等を活用した比較的大規模な土地系太陽光発電を想定しました。

建物系（中・大規模）	土地系（中・大規模）
✓ 50kW以上 ✓ 公共施設や牛舎等の大型建物の屋根上を想定	✓ 50～1,000kW未満の中規模 ✓ 未利用農地や営農型太陽光等を想定 ✓ 1,000kW以上の大規模メガソーラー ✓ 未利用農地等を想定
 有限会社瑞穂農場 2,009kW (約18,300㎡) https://www.mizuho-farm.co.jp/post/笠間分場太陽光発電設備-発電開始	 ワタミオーガニックランド株式会社 500kW (約7,700㎡) https://www.jpea.gr.jp/wp-content/uploads/solarweekaward2023_iwate_rikuzentakata.pdf  マイティー根室ソーラー発電所 1,000kW (約43,400㎡) https://www.env.go.jp/content/000143155.pdf

図 2.8 太陽光（中・大規模）の導入イメージ

【コラム】農地への太陽光発電導入

農地への太陽光発電の導入手法として、「営農型太陽光発電」があります。営農型太陽光発電とは、農地の一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業です。農地区分のうち、農用地区域・第1種農地において農業用施設に一体的に設置され自家消費される場合と、営農型太陽光（一時転用許可）として設置される場合に、例外的に農地転用が許可されます。

表 2.2 農地に太陽光発電を設置する場合の許可基準

農地区分		許可の基準
農用地区域		・原則不許可であるが、以下のいずれかに当てはまる場合は、例外的に許可する。 ・農業用施設の附帯施設として一体的に設置される場合（売電目的でなく、発電能力が農業用施設の瞬発的な最大電力使用量を超えないものに限る。） ・営農型発電設備として設置する場合（ただし、一時転用許可に限る）
農用地区域外	第1種農地	・原則不許可であるが、以下のいずれかに当てはまる場合は、例外的に許可する。 ・農業用施設の附帯施設として一体的に設置される場合（売電目的でなく、発電能力が農業用施設の瞬発的な最大電力使用量を超えないものに限る。） ・隣接する土地と一体として設置する場合であって、当該農地を供することが必要と認められる場合（甲種農地にあつては全体面積に占める割合が1/5以内、第1種農地にあつては全体面積に占める割合が1/3以内の場合） ・営農型発電設備として設置する場合（ただし、一時転用許可に限る）
	第2種農地	・代替性を検討のうえ、周辺の他の土地に設置することができない場合等は許可
	第3種農地	・原則許可

営農型太陽光発電設備の設置の取扱いについては主に以下のような内容となっております。農地法施行規則に定められています。

① 一時転用許可に当たり、次の事項をチェック

- 一時転用期間が一定の期間内（通常3年以内）となっているか

次のいずれかに該当するときは10年以内
 ・ 認定農業者等の担い手が下部の農地で営農を行う場合
 ・ 遊休農地を活用する場合
 ・ 第2種農地又は第3種農地を活用する場合
- 下部の農地での営農の適切な継続が確実か

営農の適切な継続とは

 - ・ 生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと
 - ・ 下部の農地の活用状況が次の基準を満たしていること

区分	右以外の場合	遊休農地を活用する場合
基準	a. b以外の場合 平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収しないこと	適正かつ効率的に利用されていること。（農地の遊休化、捨作りをしない）
	b. 市町村で栽培されていない作物や生産に時間を要する作物の場合 試験栽培の実績又は栽培理由書に記載した単収より減少しないこと。	
- 毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われるか
- 農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか
- 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ（最低地上高2m以上）であるか
- 地域計画の区域内の農地の利用集積等に支障がないとして協議の場合の合意が得られているか 等

② 一時転用許可は、再許可が可能

- ・ 再許可では、従前の転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断
- ・ 自然災害や営農者の病気等やむを得ない事情により、営農状況が適切でなかった場合は、その事情等を十分勘案
- ・ 当初許可時には遊休農地であっても、再許可時には遊休農地として扱わないことに留意

③ 年に1回の報告により、農作物の生産等に支障が生じていないかチェック

- ・ 報告の結果、営農に支障が生じている場合には、現地調査を行い、改善措置等を指導。
- ・ 一時転用許可を受けた者が当該指導に従わない場合は、是正勧告や原状回復命令等の措置。

図 2.9 営農型太陽光発電に関する農地転用許可の取扱い

出典：農林水産省「営農型太陽光発電について」（令和6年11月）

c. 陸上風力（小規模）

陸上風力（小規模）は、自然環境や景観へ懸念が比較的少ない、10kW 程度の小型風力を想定しました。国際電気標準会議（IEC）に基づき、50kW 未満を小規模とします。

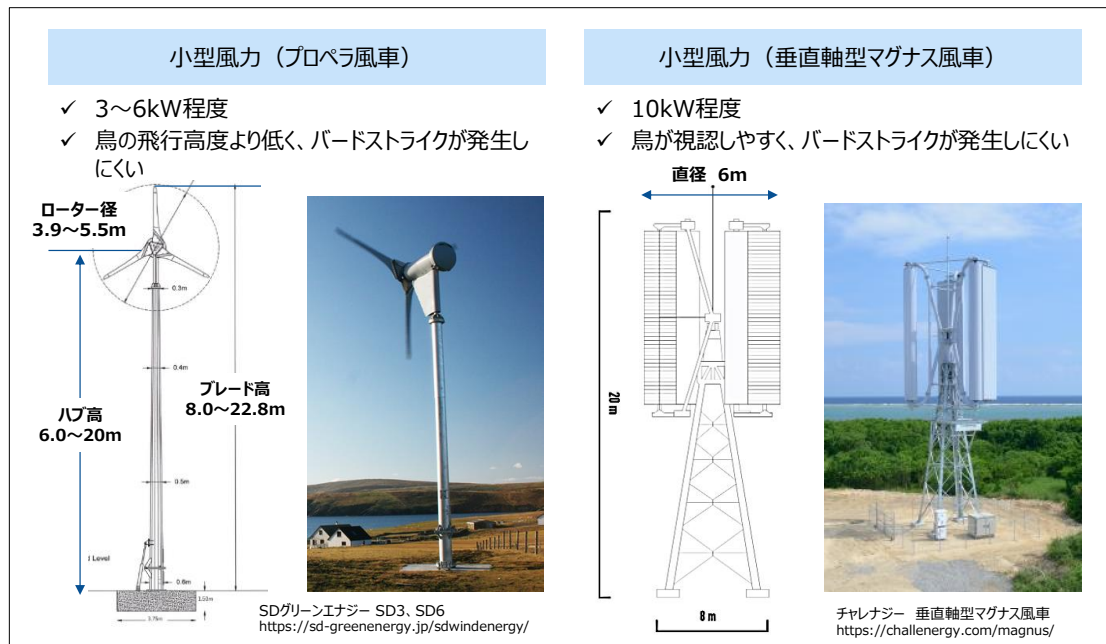


図 2.10 陸上風力（小規模）の導入イメージ

d. 陸上風力（中・大規模）

陸上風力（中・大規模）は、中規模としては導入実績の多い 300kW 程度（50kW 以上）、大規模としては今後主流となる可能性が高い 4～6 MW 程度（1,000kW 以上）の風車規模を想定しました。今後はさらに技術開発が進み、風車規模が大型化することが予測されます。

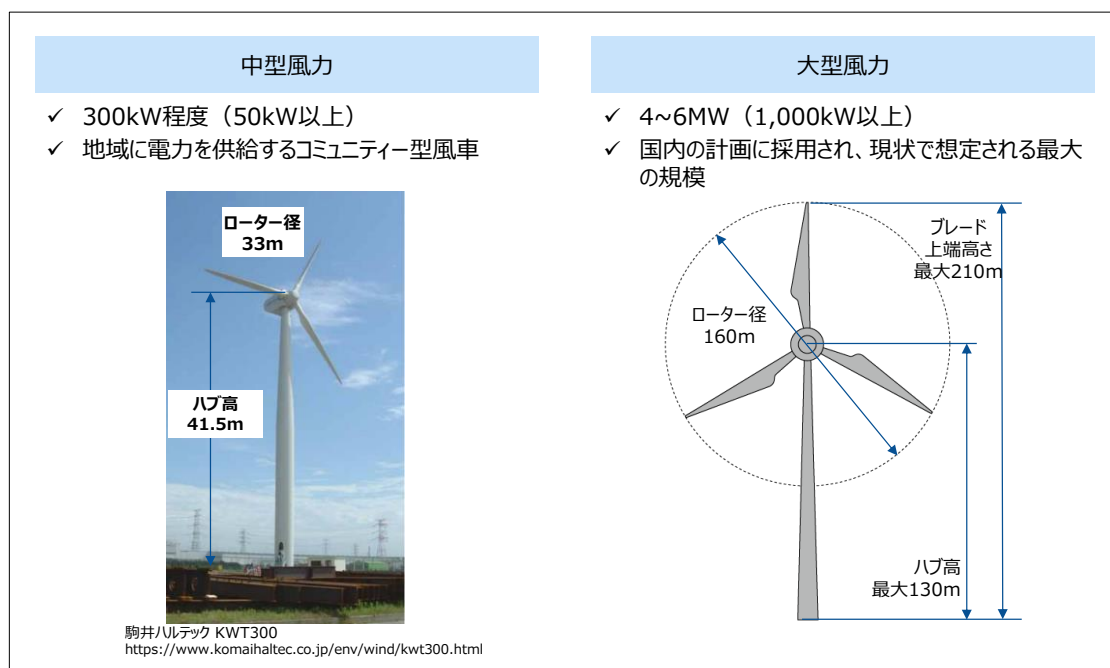


図 2.11 陸上風力（中・大規模）の導入イメージ

e. 木質バイオマス（熱利用）

町内で発生した間伐材等を燃料とする木質バイオマス設備の導入可能性を検討します。対象の設備は木質バイオマスボイラーと木質ペレットストーブとし、木質バイオマス発電は町外からの資源調達が想定されることから、検討の対象から除外しました。

木質バイオマスボイラー	木質ペレットストーブ
✓ 定格出力は100～1,000kW程度 ✓ チップ必要量 $= (\text{定格出力} \times \text{稼働時間}) \div \text{チップ発熱量(kWh/kg)}$	✓ 暖房出力は1～10kW程度 ✓ 1時間あたり1～2kgのペレットを使用
 地域熱供給施設（北海道下川町） https://discoverjapan-web.com/article/72518	 森町立駒ヶ岳小学校（北海道森町） https://www.hif.or.jp/biomass/pellet_stove/

図 2.12 木質バイオマス（熱利用）の導入イメージ

f. 家畜バイオマス

家畜バイオマスの施設規模としては、50kW 未満の小規模から 2,000kW 程度の中規模までありますが、地域類似性があり、先行してバイオガスプラントが稼働する上士幌町の導入事例も参考に 300kW 級を想定しました。家畜バイオマス資源の効率的な活用に向けては、バイオマス資源となる家畜糞尿の集約化を図る必要があります。

家畜バイオマス（小規模）	家畜バイオマス（中規模）
✓ 50kW未満 ✓ 発電量は少ないが液肥と再生敷料が得られる ✓ 300～400頭規模の農家でも発電が可能	✓ 50～2,000kW程度 ✓ 計1,800kWの発電では約4,500頭相当分の280tの家畜ふん尿を使用
 中條牧場（北海道標津町） 発電量：50kW未満 https://dairy-tv.jp/program/3198/	 別海バイオガス発電株式会社（北海道別海町） 発電量：600kW×3 https://www.jfe-et.co.jp/bbp/project.html

図 2.13 家畜バイオマスの導入イメージ

第3章 ゾーニングに係る情報

ここでは、ゾーニングを行うための基礎データとなる情報を整理しました。

3.1 基礎情報と要素マップ一覧

ゾーニングで重ね合わせる基礎情報として、表 3.1～表 3.20 において、町内に存在する情報を収集整理しました。

各情報は、環境保全等の法令に係る情報、環境保全に係る情報、土地の安定性等に係る情報、土地利用方法等に係る情報、生活環境に係る情報、事業性に係る情報に区分しており、ここでは区分ごとに各情報の概要と要素マップを示します。

また、表 3.21～表 3.22 では、各要素マップで使用したレイヤーの出典先を整理しています。

3.1.1 環境保全等の法令に係る情報

表 3.1 環境保全等の法令に係る情報（1/4）

区分	要素	備考	法令・条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
環境保全等の法令に係る情報	国定公園 自然公園	特別保護地区、 第1種～3種 特別地域、海浜 公園地区、植生 自然度8以上の 普通地域	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に、自然公園法に基づき指定される公園です。国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、都道府県の申し出を受けて環境大臣が指定しますが、管理は都道府県が行います。	国	促進区域 に含めない 区域	普通地域以外の区域（特別地域と総称）において建築物の設置や土石の採取などを行う場合には、知事の許可を受ける必要があります。特に、特別保護地区と第1種特別地域では、現状維持を原則とする強い規制が行われています。なお、普通地域における行為については、許可は不要ですが、規模が大きいものについてはあらかじめ行為内容などを届け出ることが必要とされています。
		植生自然度 7以下の 普通地域			道	促進区域 に含めること が適切で ないと認め られる区域	普通地域以外の区域（特別地域と総称）において建築物の設置や土石の採取などを行う場合には、知事の許可を受ける必要があります。特に、特別保護地区と第2種特別地域では、現状維持を原則とする強い規制が行われています。なお、普通地域における行為については、許可は不要ですが、規模が大きいものについてはあらかじめ行為内容などを届け出ることが必要とされています。
	道自然環境 保全地域	特別地区	北海道 自然環境等 保全条例	自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、その区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて、自然環境を保全することが特に必要な地域です。北海道自然環境等保全条例に基づき知事が指定します。	道	促進区域 に含めること が適切で ないと認め られる区域	特別地区内で工作物の設置や土石の採取などの行為をしようとするときは、知事の許可をうける必要があります。普通地区（特別地区以外の地区）において、一定規模を超える工作物の設置や土石の採取などの行為をしようとするときは、知事に対して届出をする必要があります。
		普通地区					

表 3.2 環境保全等の法令に係る情報（2/4）

区分	要素	備考	法令・ 条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
環境保全等の法令に係る情報	保安林	国有林	森林法	保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林の種類は、その指定の目的により 17 種類となっています。 (1) 水源かん養保安林 (2) 土砂流出防備保安林 (3) 土砂崩壊防備保安林 (4) 飛砂防備保安林 (5) 防風保安林 (6) 水害防備保安林 (7) 潮害防備保安林 (8) 干害防備保安林 (9) 防雪保安林 (10) 防霧保安林 (11) なだれ防止保安林 (12) 落石防止保安林 (13) 防火保安林 (14) 魚つき保安林 (15) 航行目標保安林 (16) 保健保安林 (17) 風致保安林	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	保安林における制限 ・立木の伐採：都道府県知事の許可が必要です。 ・土地の形質の変更：都道府県知事の許可が必要です。 ・伐採跡地へは指定施業要件に従って植栽をしなければなりません。 ※指定施業要件：保安林の指定目的を達成するため、個々の保安林の立地条件等に応じて、立木の伐採方法及び限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種が定められています。 保安林の指定及び解除 ・保安林の指定及び解除の権限は、民有林のうち国土保全の根幹となる重要流域にある流域保全のための保安林（水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林）及び国有林の保安林にあつては農林水産大臣、その他の民有保安林にあつては都道府県知事となっています。
		道有林					
		町有林					
		私有林					
	普通林	国有林	森林法	国有林（国が所有し、整備及び管理している森林）のうち、保安林・保護林以外の森林	—	—	—
	普通林	町有林	森林法	町有林（町が所有し、整備及び管理している森林）のうち、保安林以外の森林	—	—	—
	普通林	私有林	森林法	私有林（個人や会社などが所有し、整備及び管理している森林）のうち、保安林以外の森林	—	—	—
	保護林		保護林設定 管理要領	原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野です。現在の保護林区分は、森林生態系保護地域、生物群集保護林、希少個体群保護林の 3 区分となっています。	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	—

表 3.3 環境保全等の法令に係る情報（3/4）

区分	要素	備考	法令・ 条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
環境保全等の法令に係る情報	鳥獣保護区 (国指定)	特別保護地区	鳥獣の保護 及び管理並 びに狩猟の 適正化に関 する法律	狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全等することにより鳥獣の保護を図ることを目的に環境大臣により指定されるもので、地域における生物多様性の保全に資するものです。このうち特別保護地区は、鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るうえで、特に良好な生息環境の確保が求められる区域です。	国	促進区域 に含めない 区域	鳥獣保護地区では狩猟が認められないほか、特別保護地区においては、一定規模以上の建築物その他の工作物を新築、改築、増設、水面の埋め立て、干拓、木竹の伐採を行う場合は、環境大臣の許可を受けなければなりません。
		特別保護地区 外				促進区域 に含めること が適切で ないと認め られる区域	
	鳥獣保護区 (北海道 指定)	特別保護地区	鳥獣の保護 及び管理並 びに狩猟の 適正化に関 する法律	狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全等することにより鳥獣の保護を図ることを目的に北海道知事により指定されるもので、地域における生物多様性の保全に資するものです。このうち道指定特別保護地区は、鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、特に良好な生息環境の確保が求められる区域です。	道	促進区域 に含めること が適切で ないと認め られる区域	鳥獣保護地区では狩猟が認められないほか、特別保護地区においては、一定規模以上の建築物その他の工作物を新築、改築、増設、水面の埋め立て、干拓、木竹の伐採を行う場合は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。
		特別保護地区 外					
	景観計画 区域	厚岸町全域 (北海道景観 計画の対象 区域)	景観法	平成 20 年 6 月に策定された「北海道景観計画」における対象区域です。北海道景観計画では、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、届出対象行為や景観形成の配慮事項などを定めています。	道	考慮対象 事項	北海道への届出が必要な行為 ・一定規模を超える建築物・工作物の新築、増改築又は移転 ・一定規模を超える建築物・工作物の外観修繕、色彩の変更で立面の 1 / 2 を超えるもの ・一定規模を超える開発行為
	国指定 文化財	国指定重要文 化財、国指定史 跡・名勝・天然 記念物	文化財 保護法	文化財保護法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義し、これらの文化財のうち、重要なものを国が指定・選定・登録し、重点的に保護しています。	道	促進区域 に含めること が適切で ないと認め られる区域	重要文化財・史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければいけません。文化庁長官は、重要文化財・史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができます。

表 3.4 環境保全等の法令に係る情報（4 / 4）

区分	要素	備考	法令・ 条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
環境保全等の法令に係る情報	北海道指定文化財	北海道指定有形文化財、北海道指定史跡・名勝・天然記念物	北海道文化財保護条例	北海道が指定した文化財です。	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	道指定有形文化財・道指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、北海道教育委員会の許可を受けなければいけません。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではありません。
	市町村指定文化財	厚岸町指定文化財、厚岸町指定史跡・名勝・天然記念物	厚岸町文化財保護条例	厚岸町が指定した文化財です。	—	—	—
	埋蔵文化財	埋蔵文化財埋蔵地	文化財保護法	土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財と呼び、保護の対象としています。	—	—	文化財保護法により、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等を、また新たに遺跡を発見した場合にも届出等を行うよう求めています。

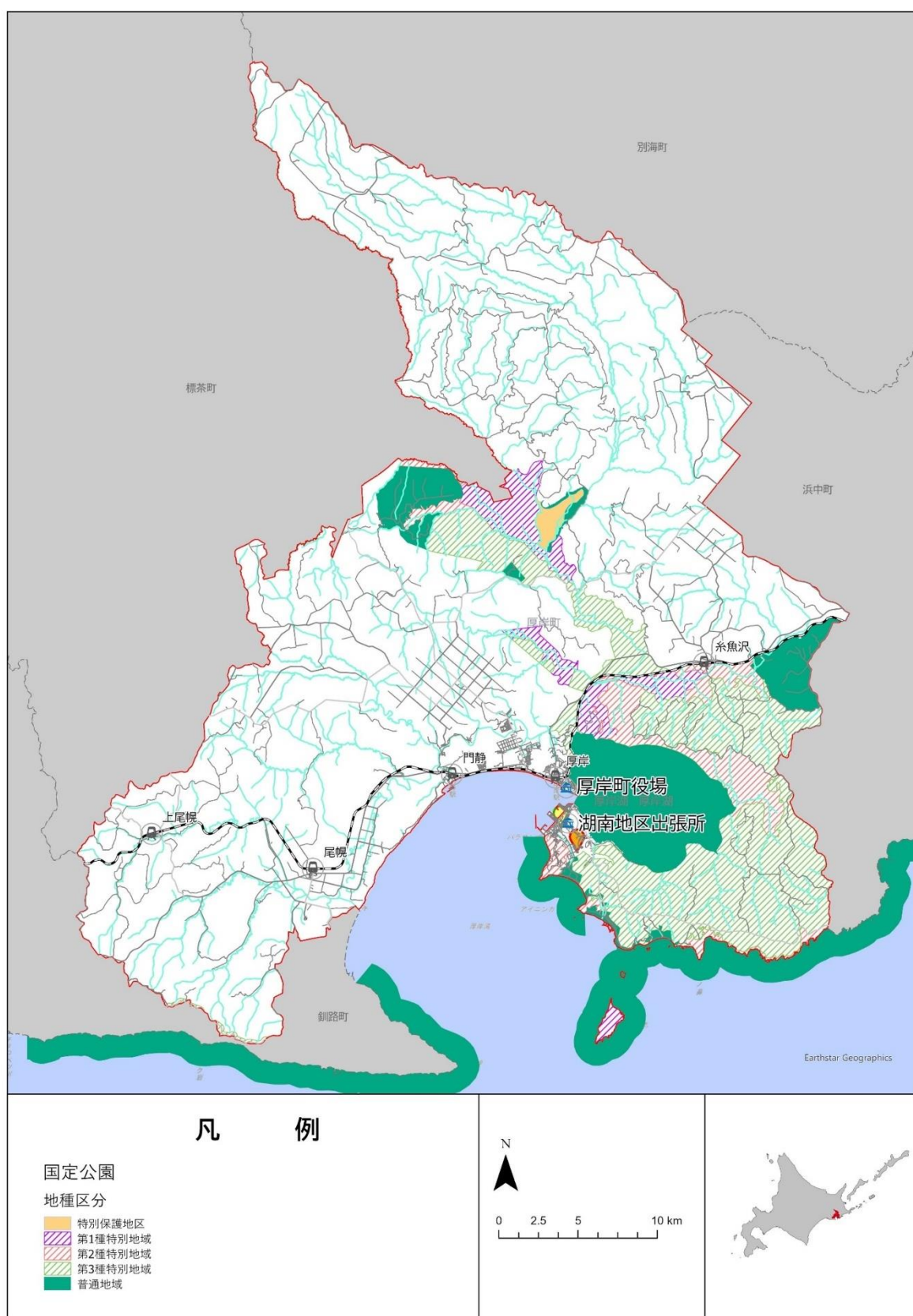


図 3.1 国定公園

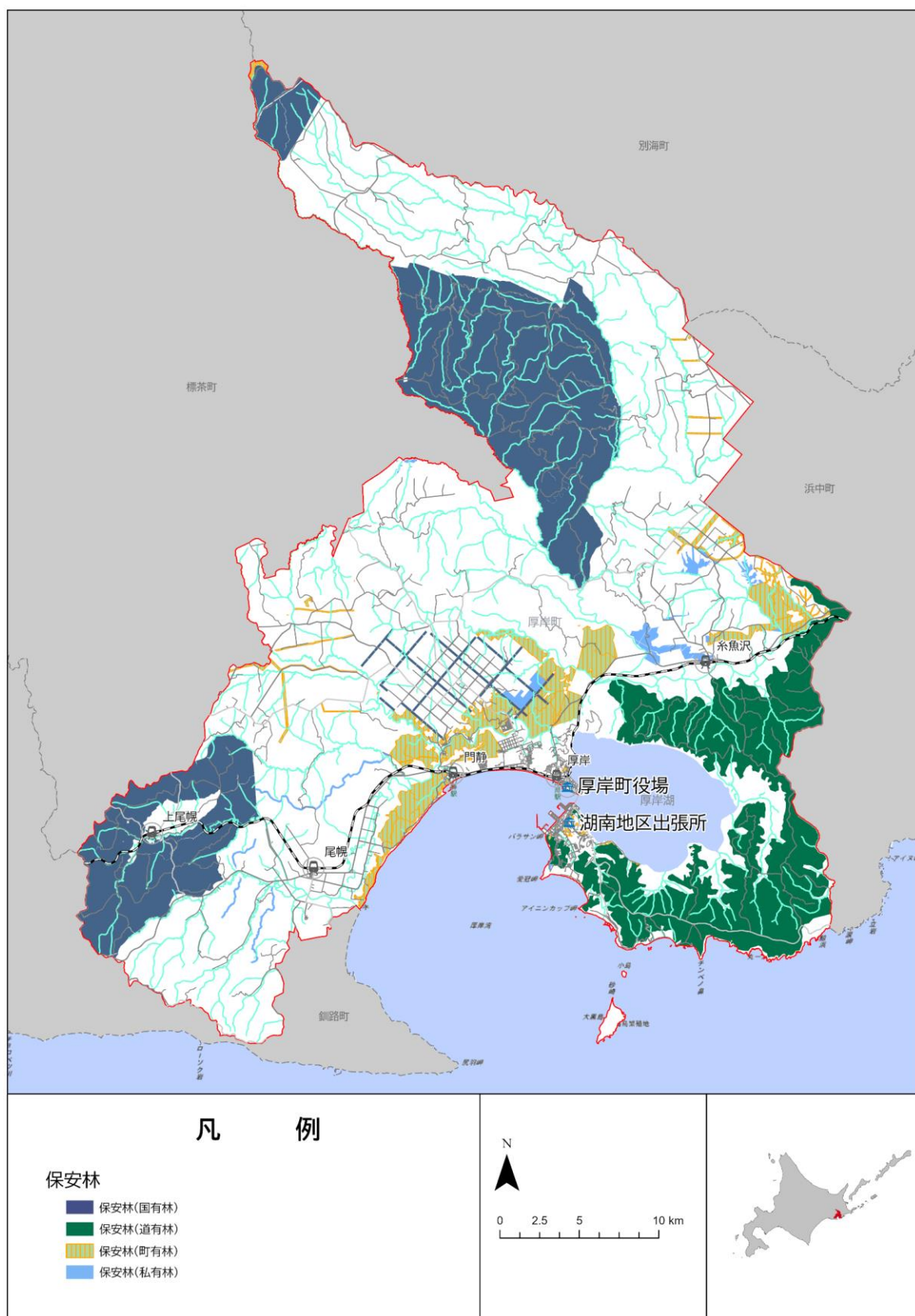


図 3.3 保安林



図 3.4 国有林（普通林）



图 3.5 町有林（普通林）

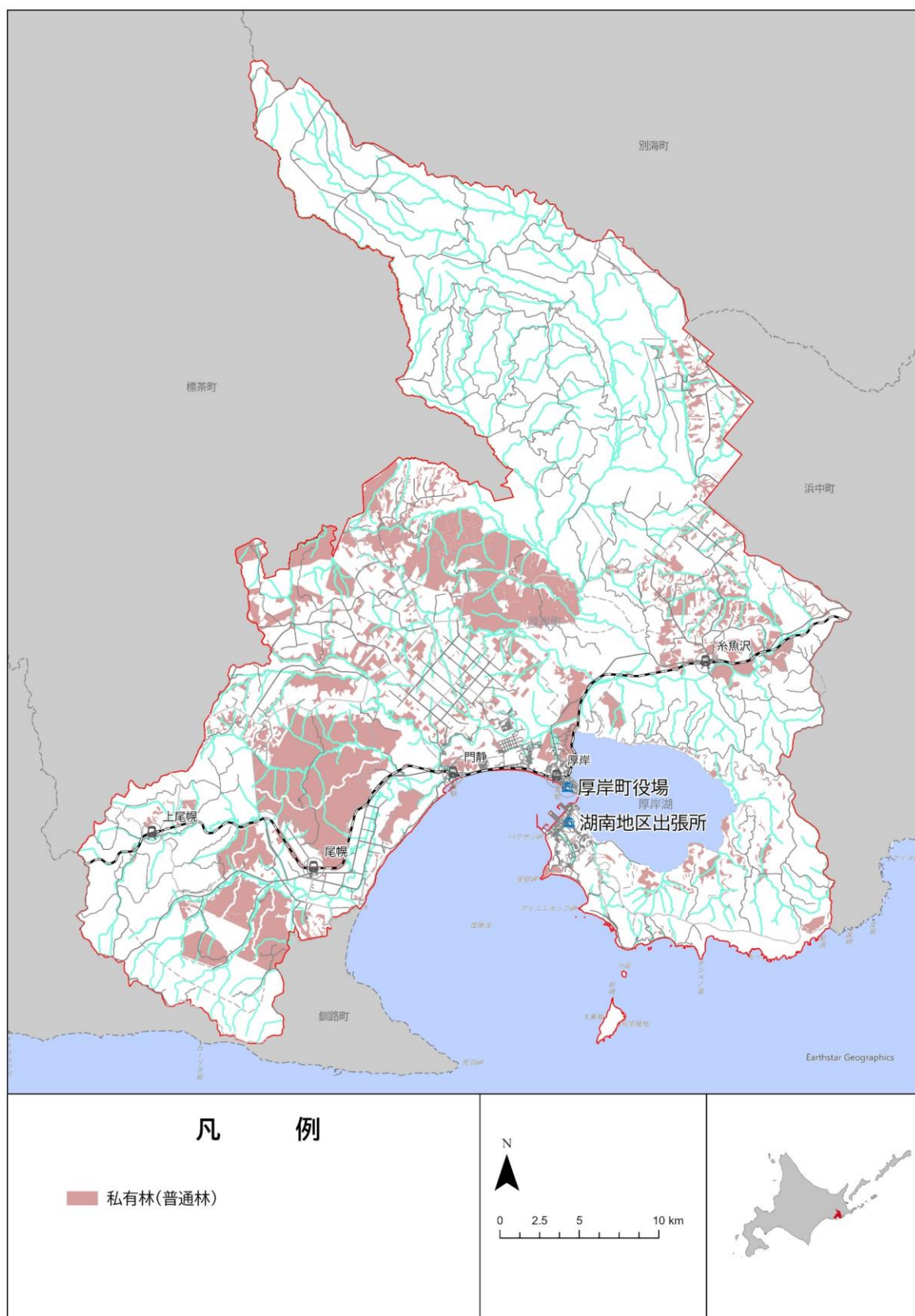


图 3.6 私有林（普通林）



図 3.7 保護林



図 3.8 鳥獣保護区（国指定）



図 3.9 鳥獣保護区（北海道指定）



図 3.10 景観計画区域

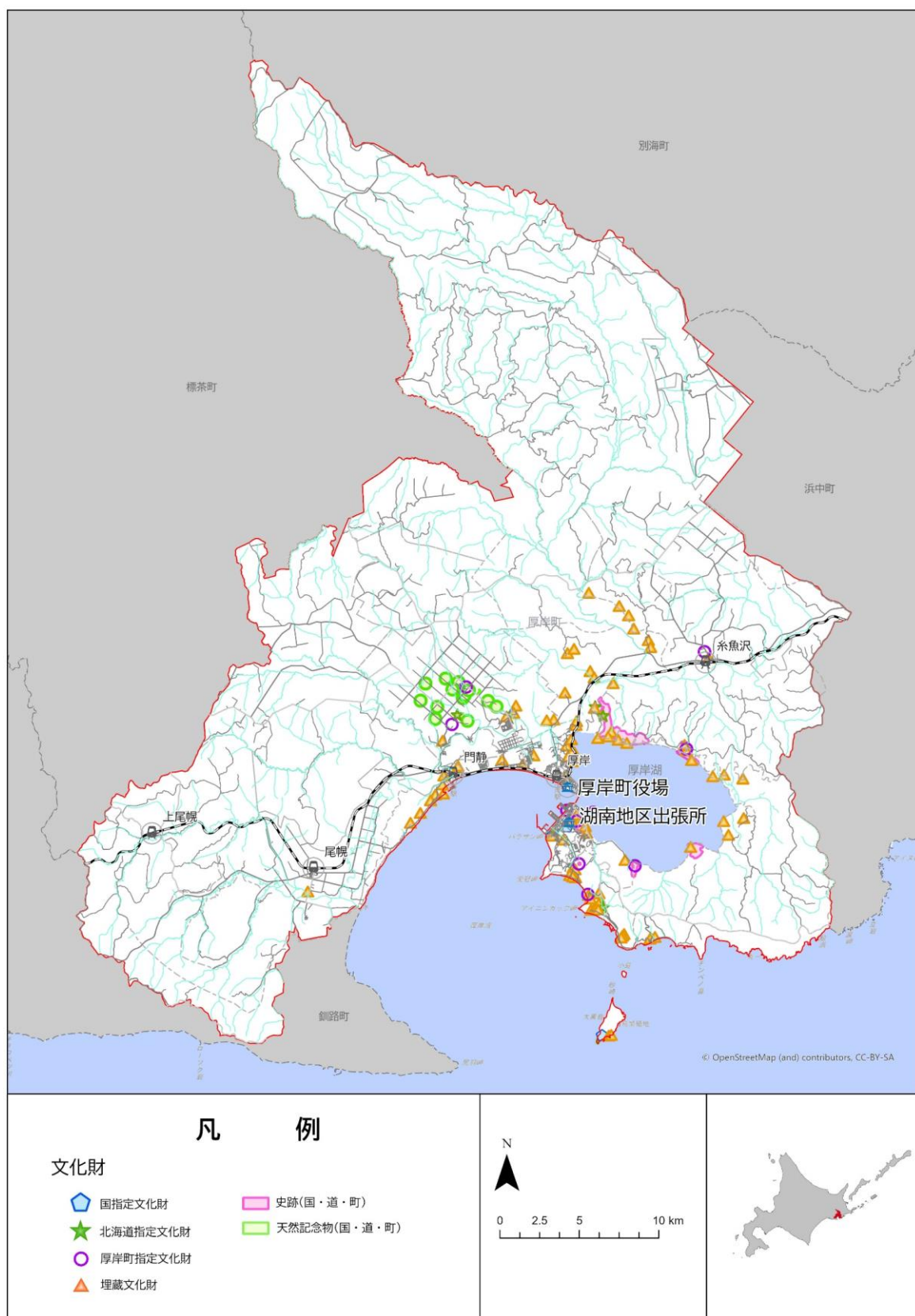


図 3.11 文化財

3.1.2 環境保全に係る情報

表 3.5 環境保全に係る情報（1/7）

区分	要素	備考	法令・ 条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
環境保全に係る情報	希少動植物 生息・生育 ポテンシャル エリア	—	—	希少動植物の生息・生息可能性のあるエリアを有識者の指導のもと町独自で作成しました。	—	—	—
	環境省 レッドリスト	希少動植物 生息・生育 ポテンシャルエリア に反映 (本書では 非公開)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	日本に生息・生育する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価したリストです。動物については、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、陸・淡水産貝類、その他無脊椎動物の分類群ごとに、植物については、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類の分類群ごとに作成しています。	道	考慮対象 事項	—
	北海道 レッドリスト	希少動植物 生息・生育 ポテンシャルエリア に反映 (本書では 非公開)	北海道生物の多様性の保全等に関する条例	道内に生息・生育する野生生物のうち、絶滅のおそれのある種等をまとめたリストです。環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発行為などの事業を行う際、その事業が環境にどのような影響を及ぼすか、事前に調査、予測、評価などを行う環境影響評価（環境アセスメント）の他、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づき、個体数が著しく減少するなど特に保護を図る必要があるものの捕獲や採取を禁止する指定希少野生動植物種の指定など、希少な野生動植物の保護を図るための基礎資料として活用されています。	道	考慮対象 事項	—
	ラムサール 条約登録 湿地	厚岸湖・ 別寒辺牛湿原	ラムサール 条約	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の締約国が、自国の湿地を条約で定められた国際的な基準に従って指定し、条約事務局が管理する「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載されている湿地です。	道	促進区域 に含めること が適切で ないと認め られる区域	日本では、ラムサール条約に登録される湿地は、自然環境の保全を図るため、あらかじめ、国内法に基づき、国指定鳥獣保護区や国立公園または国定公園などの保護地域に指定されます。これらの保護地域であることによる国内法に基づく規制はかかりますが、ラムサール条約湿地となることによる追加的な規制はありません。

表 3.6 環境保全に係る情報（2/7）

区分	要素	備考	法令・ 条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
環境保全に係る情報	風力発電における鳥類のセンシティブティマップ（EADAS）	希少動植物生息・生育ポテンシャルエリアに反映（本書では非公開）	—	鳥類への影響を考慮すべき区域（注意喚起メッシュ）と鳥類の渡りルートを確認することができるマップです。その区域でどのような鳥類が確認されているかなどの情報（メッシュ情報）を確認することができます。	道	考慮対象事項	本書では非公開としていますが、マップの提供を希望する場合は「環境アセスメントデータベースに係る重要種分布情報の提供について（規定）」に基づいた環境省への利用申請が必要です。
	シマフクロウ営巣地	希少動植物生息・生育ポテンシャルエリアに反映（本書では非公開）	—	潜在生息適地地図（吉井ほか2017）	道	とくに考慮すべき希少種生息地への配慮	—
	国内希少野生動植物種	希少動植物生息・生育ポテンシャルエリアに反映（本書では非公開）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	種の保存法に基づき、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種を指定しています。	国	促進区域の設定にありたり考慮が必要な区域・事項	国内希少野生動植物種に指定されている種で、生きている個体については、種の保存のために捕獲等（捕獲、採取、殺傷、損傷）が原則として禁止されています。ただし、学術研究、繁殖、教育、個体の生息状況又は生育状況の調査などの目的で捕獲等する場合は、環境大臣の許可を得たうえで実施することができます。
	指定希少野生動植物種	指定希少野生動植物種について、専門家や関係部局等から聴取（本書では非公開）	北海道生物の多様性の保全等に関する条例	希少野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があると認めて指定するもので、指定希少野生動植物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷または損傷をしてはなりません。北海道の指定希少野生動植物種は、現在27種（植物23種、昆虫4種）を指定しています。	道	考慮対象事項	指定希少野生動植物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。 ・第47条の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合 ・人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合 ※第47条：学術研究又は繁殖の目的その他規制で定める目的で指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

表 3.7 環境保全に係る情報（3/7）

区分	要素	備考	法令・ 条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
環境保全に係る情報	植生自然度 8・9・10の 地域	植生自然度 8・9・10を 調整エリアと設定	環境省 自然環境保 全基礎調査	「自然度」とは、「自然は人間の手のつけ具合、人工の影響の加わる度合によって、きわめて自然性の高いものから、自然性の低いものまで、いろいろな階層にわかれて存在する」という考え方にに基づき、植物社会学的な観点からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されたものです。自然度は、次の10ランクに区分されています。	道	自然度 10: 促進区域 に含めること が適切で ないと認め られる区域	—
				自然度10 高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区 自然度9 エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区 自然度8 ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区 自然度7 クレーミズナラ群集、クスギ・コナラ群落等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区 自然度6 常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地 自然度5 ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原 自然度4 シバ群落等の背丈の低い草原 自然度3 果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地 自然度2 畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地 自然度1 市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区		自然度 8・9: 考慮対象 事項	—

表 3.8 環境保全に係る情報（４／７）

区分	要素	備考	法令・ 条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
環境保全に係る情報	特定植物 群落		特定植物 群落調査	特定植物群落調査にて設けられている選定基準に該当する植物群落です。 規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなどの種類やその生育地、生育状況等を把握し、保護対策を検討するため、地域特性も考慮しながら都道府県別に選定されています。	道	考慮対象 事項	—
	巨樹・巨木 林から 50m の範囲		巨樹・ 巨木林調査	昭和 63 年から実施している、自然環境保全基礎調査－巨樹・巨木林調査にて集まっている情報です。 基準値は過去の文献も参考にしつつ、植物の生息環境の保全を目的に設定しました。 ○参考 ・野上一志・有賀一郎・大島渡・秋元信二・大野集・高村聡・永石憲道・山下得男・笠松滋久・神庭正則(2020), 都市樹木診断の成り立ちと近年の動向(3) —都市樹木診断の近年の動向—	道	考慮対象 事項	—
	生物多様性の観点から 重要度の 高い湿地	厚岸湖、 厚岸湾、 別寒辺牛湿原	—	湿原・干潟等の湿地の減少や劣化に対する国民的な関心の高まり、ラムサール条約における湿地定義の広がりなどを受けて、ラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の保全の観点から重要な湿地を保全することを目的に選定・公表された湿地のことです。	道	考慮対象 事項	—
	生物多様性の観点から 重要度の 高い海域		—	わが国周辺海域の生物多様性を保全していくうえで重要度が高い海域を、生態学的及び生物学的観点から、科学的そして客観的に明らかにしたものです。 平成 23 年度からの 3 年間にわたる検討の結果、沿岸域では 270 カ所、沖合表層域では 20 カ所、沖合海底域では 32 カ所が抽出されました。	道	考慮対象 事項	—

表 3.9 環境保全に係る情報（5/7）

区分	要素	備考	法令・ 条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
環境保全に係る情報	長距離 自然歩道		—	四季を通じて手軽に、楽しく、安全に自らの足で歩くことを通じて、豊かな自然や歴史・文化とふれあい、心身ともにリフレッシュし、自然保護に対する理解を深めることを目的とした歩道です。環境省が計画し、国及び各都道府県で整備を進めています。整備が完了すれば、全国の自然歩道の総延長は約28,000kmとなります。	道	考慮対象 事項	—
	身近な 自然地域	厚岸望洋台、太田桑並木、太田屯田の赤松樹林帯・報国寺境内、苫多海岸、町営育成牧場、宮園運動公園中央広場、別寒辺牛湿原展望所周辺、高知地域の広場、住の江公園、白浜公園、上尾幌児童公園、港町1号公園、港町2号公園、真竜中央通り	北海道 自然環境 保全指針	都市近郊の樹林地、水辺、原野等居住環境に比較的近く存在し、地域の住民が健康で快適な日常生活を営むうえで貴重な存在となっているような自然の地域です。適切な保全方法の検討整備に努めるとともに、市町村や住民の適切な保全と利用が期待されます。	道	考慮対象 事項	—
	記念 保護樹木	屯田兵の桑並木 報国寺のアカマツ	北海道 自然環境等 保全条例	由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なものを指定しています。	道	考慮対象 事項	一定規模を超える工作物の設置や土石の採取などの行為をしようとするとき、又は記念保護樹木の現状を変更しようとするときは、知事に対して届出をする必要があります。
	水資源 保全地域	厚岸町大別地区 水資源保全地域、 厚岸町トライバツ地区 水資源保全地域、厚岸町糸魚沢 地区水資源保全 地域、厚岸町上尾 幌地区水資源保 全地域、厚岸町別 寒辺牛地区・浜中 町茶内第三地区 水資源保全地域、 厚岸町片無去地区 水資源保全地 域、厚岸町太田・ 南片無去地区・標 茶町片無去塘路 中チャンバツ地区水 資源保全地域	北海道水資 源の保全に 関する条例	生活、農業、工業等の目的に用いられる公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域であって、その土地の所有や利用状況を勘案し、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認めるものを市町村長からの提案に基づき知事が指定した区域です。	道	考慮対象 事項	水資源保全地域内に土地を所有等している方が、その土地の権利を移そうとするときは、契約締結の3か月前までに、その土地の所在地を管轄する総合振興局・振興局に届出が必要です。

表 3.10 環境保全に係る情報（6/7）

区分	要素	備考	法令・ 条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
環境保全に係る情報	EAAFP 登録地	厚岸湖・ 別寒辺牛湿原	東アジア・オーストラリア 地域フライング・パートナー シップ	東アジア・オーストラリア地域 フライング・パートナーシップ （EAAFP）は、このフライング における渡り鳥性水鳥とその生 息地が、人と生物多様性に恩 恵を与えるものとして認識され、 保全されることを目指して設立さ れたパートナーシップです。日本 では 34 か所がネットワークに参 加しています。	—	—	—
	北海道湿原 保全マスター プラン掲載の 湿原	厚岸湖・ 別寒辺牛湿原	—	「北海道自然環境保全指針」 の保全を図るべき自然地域にあ る良好な自然景観や水鳥の飛 来地、タンチョウなど貴重な動植 物の生息・生育地などの特性を 有する湿原についてリストアップし たものです。	道	考慮対象 事項	開発行為等における配慮 ・開発行為等が湿原に与える影響を事 前に調査し、湿原の保全への配慮に努 めます。 ・開発行為等の実施にあたっては、水位 の維持や植生の保護などに配慮すると ともに、土砂の流出や汚濁水発生の防 止、景観の維持を図るなど、湿原の保全 に努めます。
	IBA (重要野鳥 生息地)		—	Important Bird and Biodiversity Areas の頭文字 です。鳥類にとって重要な生息 地を、世界共通の基準(IBA 基 準)によって選定し、すべての生 息地をネットワークとして世界的 に守っていこうというプログラムを IBA プログラムと呼び、国際的か つ科学的な基準で野鳥の生息 地をリスト化し、法的な保護の 目標を示すとともに、その地域を 鳥たちが住みやすい状態に保全 していくことを目的にしています。	道	促進区域 に含めるこ とが適切で ないと認め られる区域	—
	KBA (生物多様性 重要地域)		—	Key Biodiversity Area の頭 文字です。世界的にみて絶滅の 危機に瀕した種が生息する地域 は重要という「危機性」と、ある 種の存続が特定の場所に依存 している場合、その場所は重要 という「非代替性」という考え方 が、世界で統一された選定の基 準になっています。IBA に鳥類 以外の分類群も含めて発展した ものが KBA であるため、IBA は 全て KBA になります。	道	考慮対象 事項	—

表 3.11 環境保全に係る情報（7/7）

区分	要素	備考	法令・ 条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
環境保全に係る情報	日本の地形 レッドデータ		—	日本に分布する重要かつ貴重な地形単位をリスト化したものです。	道	考慮対象 事項	—
	河川から 30m の 範囲		—	河川の両岸から 30m の範囲と 200m の範囲です。 基準値は過去の文献も参考にしつつ、有識者の指導のもと、動植物の生息環境の保全を目的に設定しました。	—	—	土地の占用の許可（河川法より） ・河川区域内の土地を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければいけません。 土石等の採取の許可（河川法より） ・河川区域内の土地において土石を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければいけません。土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も同様です。
	河川から 200m の 範囲			○参考 ・今泉浩史・丸岡昇・林尚・大石三之(2002),河川林の保全・整備方針について ・高橋和也・林靖子・中村太士・辻珠希・土屋進・今泉浩史(2002),生態学的機能維持のための水辺緩衝林帯の幅に関する考察 ・高橋和也・土岐靖子・中村太士(2003),米国における水辺緩衝林帯保全・整備のための指針・法令等の整備状況			工作物の新築等の許可（河川法より） ・河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければいけません。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も同様です。
	絶滅危惧種 の分布状況 (動物・維管 束植物)		—	環境省レッドリストに掲載されている日本の絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）の確認を2次メッシュ（約10km四方）で示した地図です。	—	—	—



図 3.15 特定植物群落



図 3.16 巨樹・巨木林から 50m の範囲

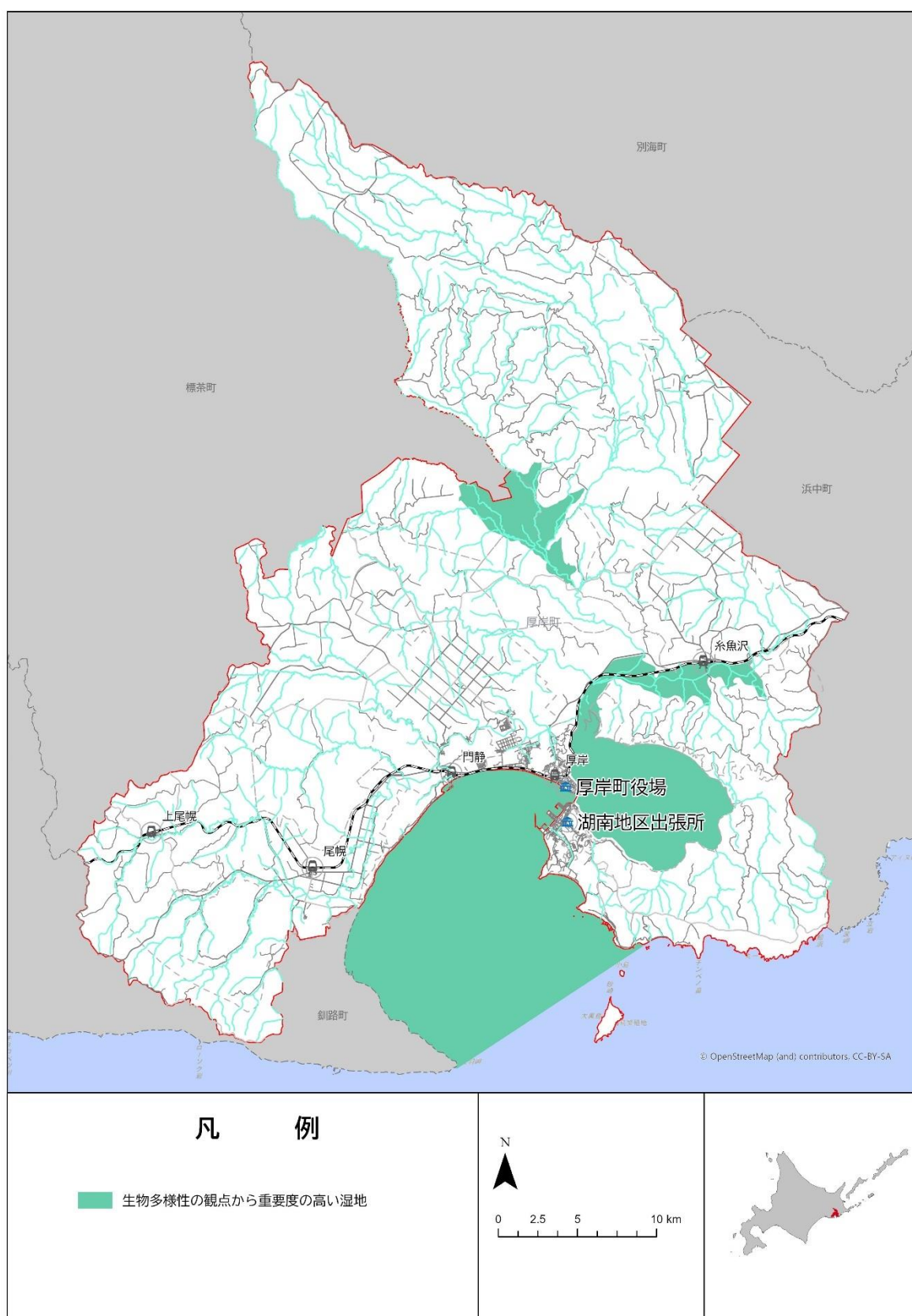


図 3.17 生物多様性の観点から重要度の高い湿地



図 3.18 生物多様性の観点から重要度の高い海域



図 3.19 長距離自然歩道

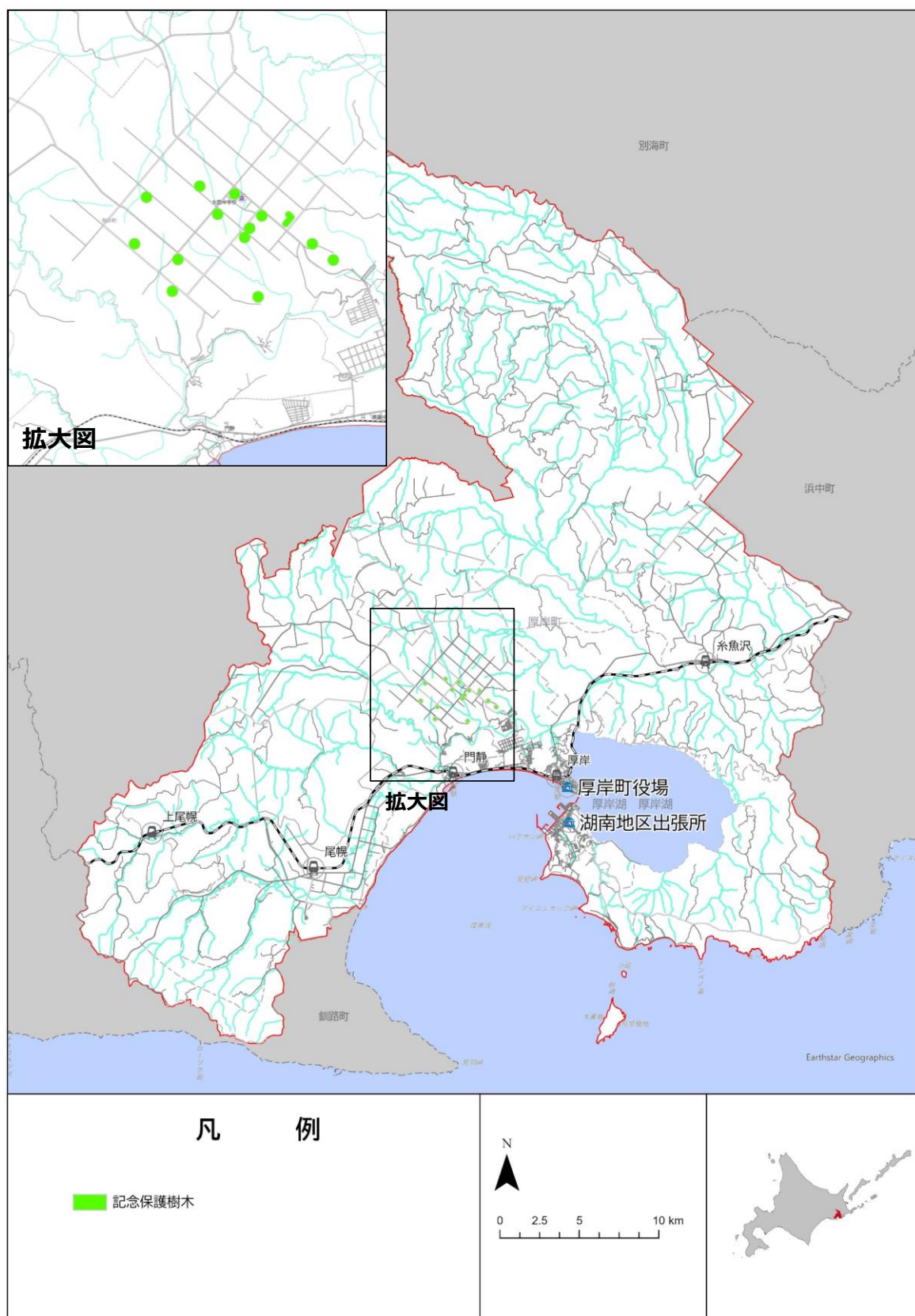


図 3.21 記念保護樹木



図 3.22 水資源保全地域

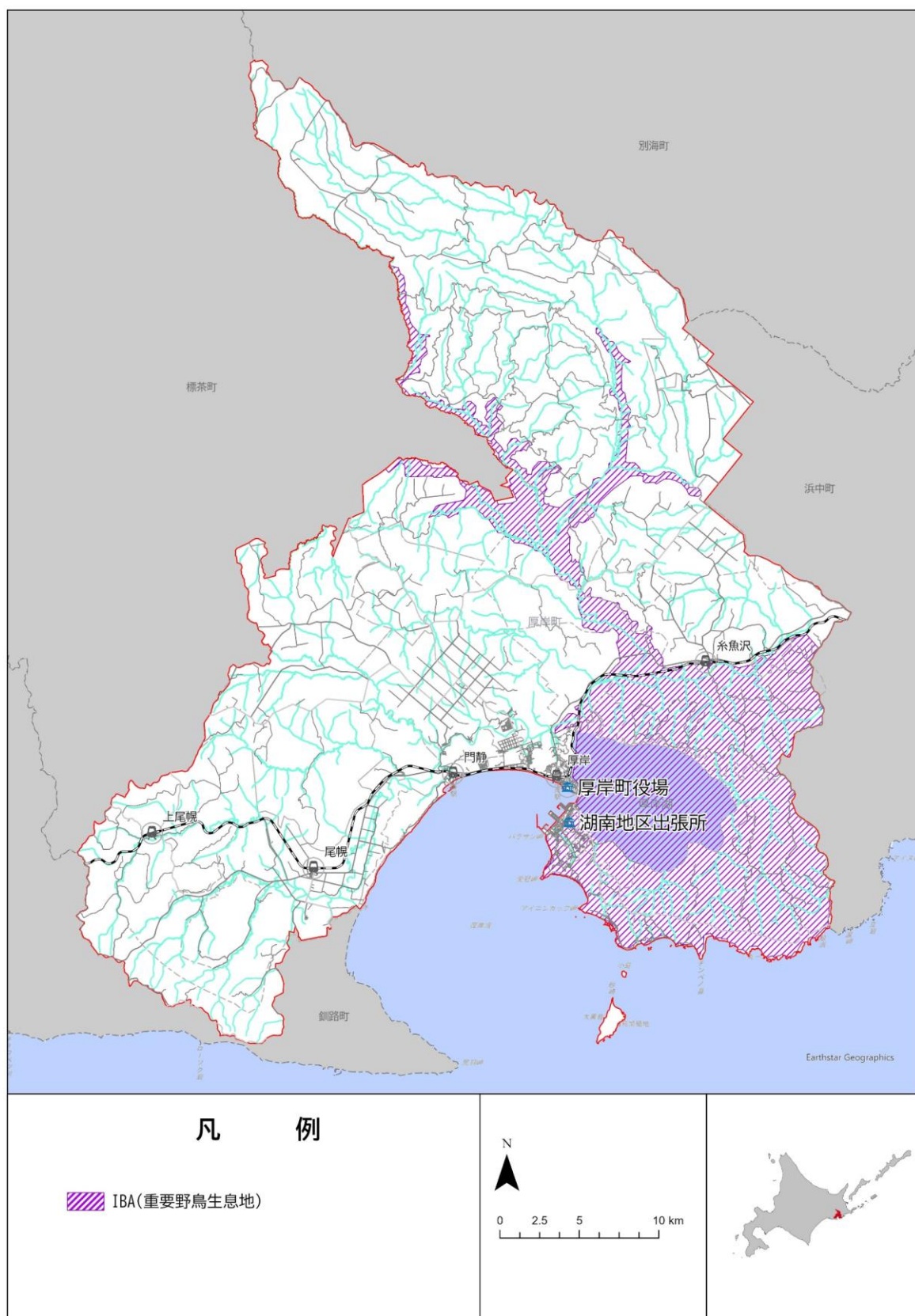


図 3.25 IBA（重要野鳥生息地）

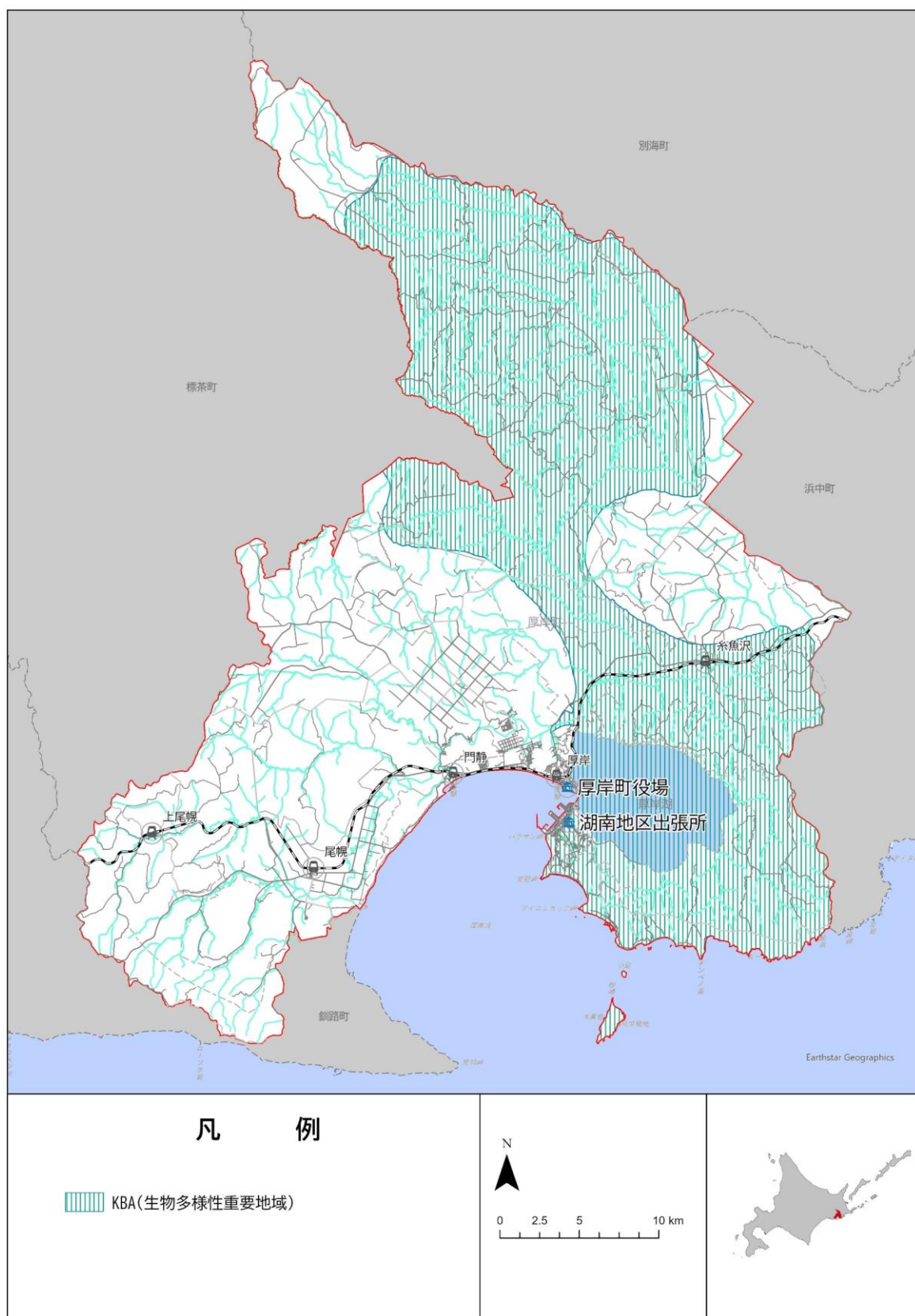


図 3.26 KBA (生物多様性重要地域)

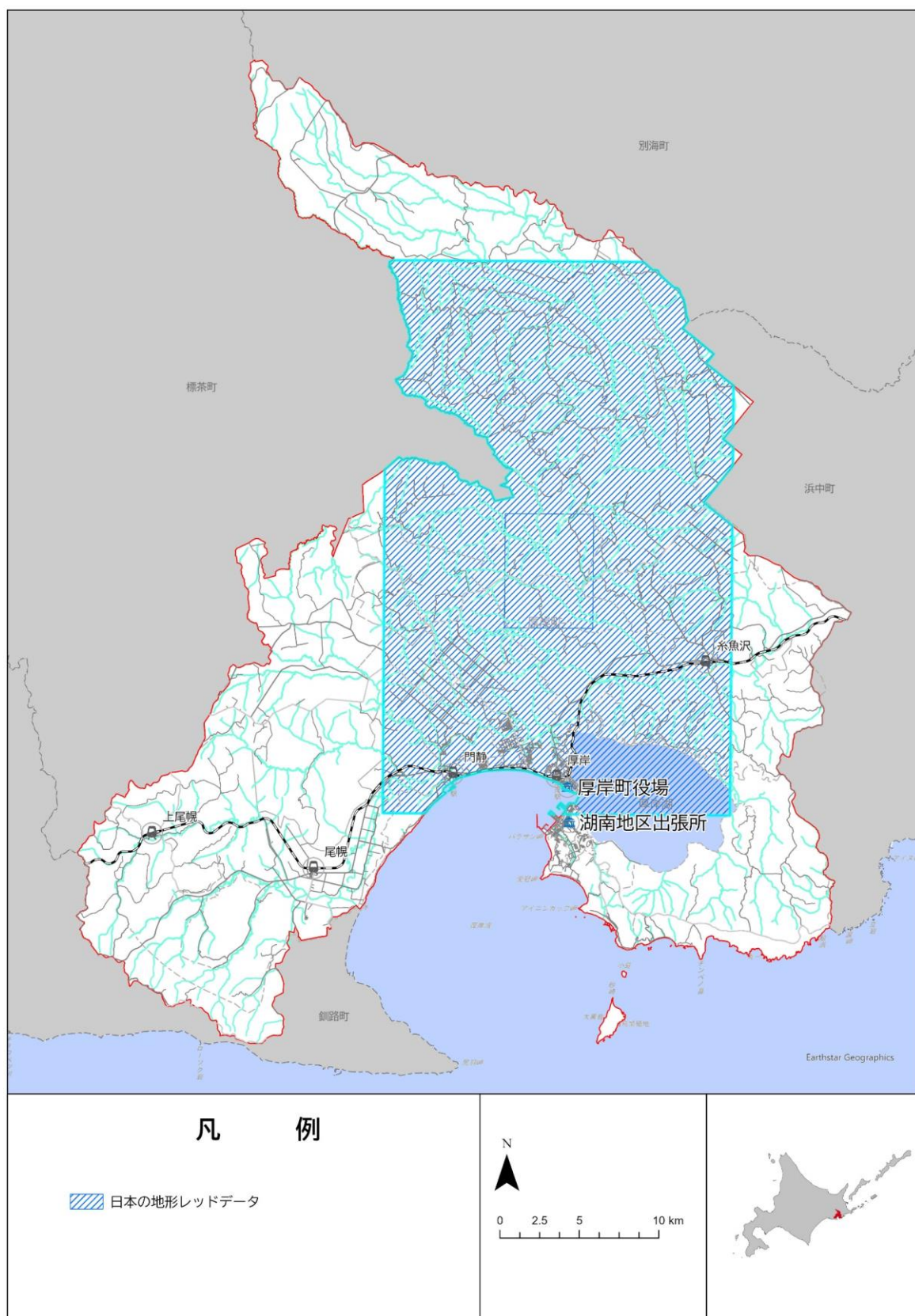


図 3.27 日本の地形レッドデータ



図 3.28 河川

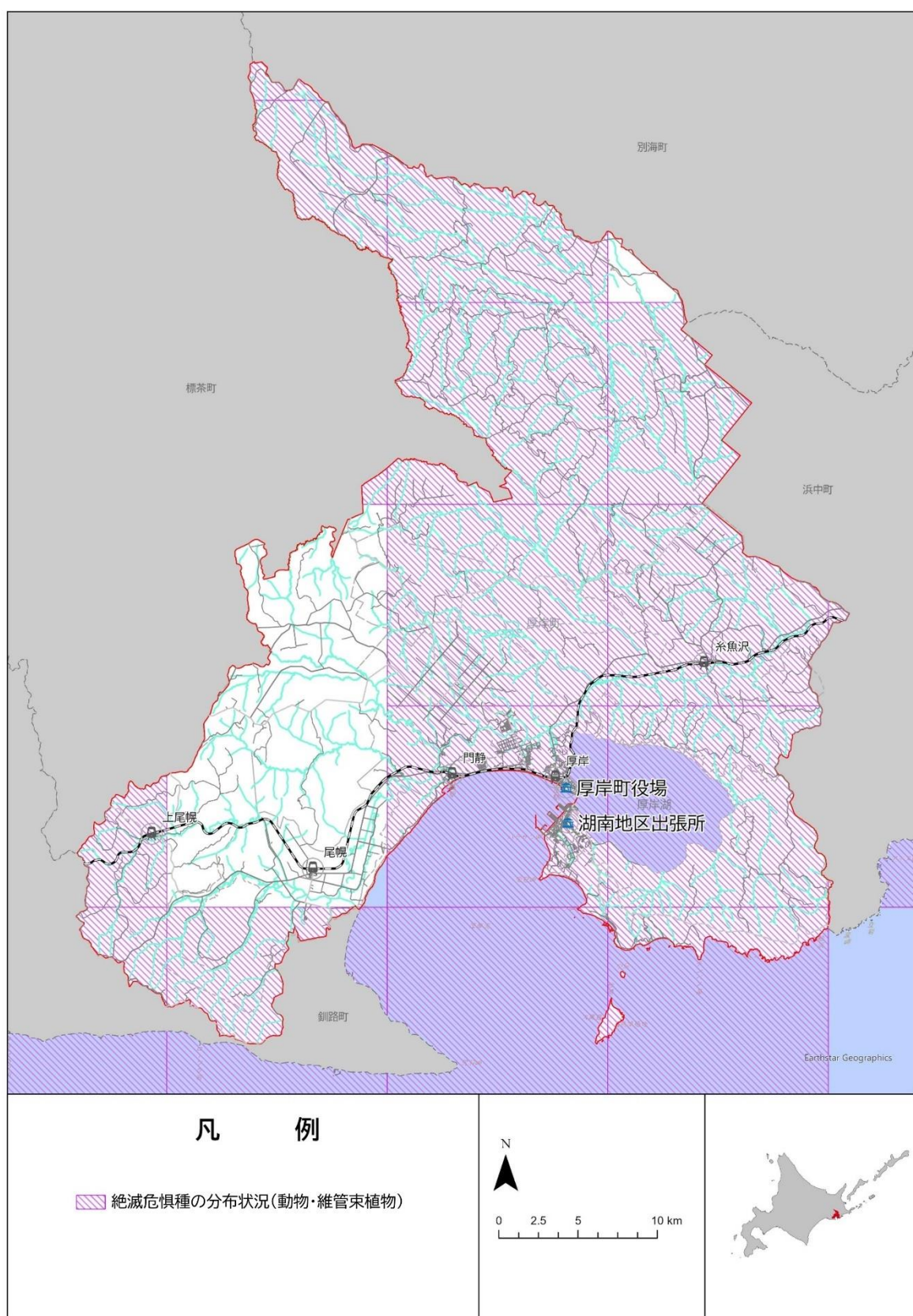


図 3.29 絶滅危惧種の分布状況（動物・維管束植物）

3.1.3 土地の安定性等に係る情報

表 3.12 土地の安定性等に係る情報（1/2）

区分	要素	備考	法令・条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
土地の安定性等に係る情報	ハザードマップ	洪水浸水予測図	—	津波や土砂災害、洪水において被害が想定されている区域や避難場所、各災害についての情報等をまとめたものです。令和3年7月に北海道が公表した「北海道太平洋沿岸の津波浸水想定」をはじめ、土砂災害や洪水など最新の災害情報を掲載しています。 ※特に津波ハザードマップで示す浸水エリアは、あくまで想定の一つであり、この想定以上の高さの津波が来ないことを保証するものではありません。	—	—	—
		津波浸水予測図					
	大規模盛土造成地		—	これまでの大規模地震発生時において滑動崩落等の被害が発生した盛土造成地の実態を踏まえて、谷や沢を埋めたり、傾斜地盤上に盛土した大規模盛土造成地の概ねの位置を示したものです。	—	—	—
	土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	建築物の構造規制 ・新たに建物进行るときは、土砂災害により想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうかの建築確認がなされます。 特定の開発行為に対する許可制 ・老人ホーム・病院などの災害時要援護者関連施設の建築や、住宅宅地分譲などの開発を行うには、都道府県知事の許可が必要となります。 建築物の移転 ・著しい損壊が生じるおそれのある建物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。なお、移転される方には、融資や資金の確保等の支援措置があります。
	土砂災害警戒区域	土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる地域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。	—	—	—

表 3.13 土地の安定性等に係る情報（2/2）

区分	要素	備考	法令・ 条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
土地の安定性等に係る情報	土砂災害 危険箇所	令和 6 年 4 月 1 日以降、土砂 災害警戒区域に 引き継ぎ	建設省砂防 課長通達	昭和 41 年度以降、警戒避難 体制の整備等に資することを目 的に「土砂災害危険箇所」を調 査・公表してきましたが、平成 13 年に「土砂災害警戒区域等 における土砂災害防止対策の 推進に関する法律」が施行さ れ、警戒避難体制の整備等を 要する区域の調査・公表の仕組 みは同法に引き継がれ、土砂災 害警戒区域等の指定が概ね完 了し、その名称も一定程度定着 したことから、令和 6 年 4 月 1 日をもって警戒避難体制の整 備等を要する区域としては、土 砂災害警戒区域等を用い、土 砂災害危険箇所を使用しない こととなりました。	道	考慮対象 事項	—
	山地災害 危険地区	修正作業のため データ公開が 一時休止中 (北海道 HP より)	—	山地から発生する山腹の崩壊、 地すべり及び崩壊土砂の流出 などによって、官公署、学校、病 院、道路等の公共施設等や人 家等に直接被害を与えるおそれ がある地区で、地形地質等が一 定の基準以上の地区を調査把 握したものです。 山地災害危険地区は、災害の 発生形態等によって「山腹崩壊 危険地区」、「崩壊土砂流出危 険地区」、「地すべり危険地区」 の 3 種類に区分されます。	道	考慮対象 事項	—



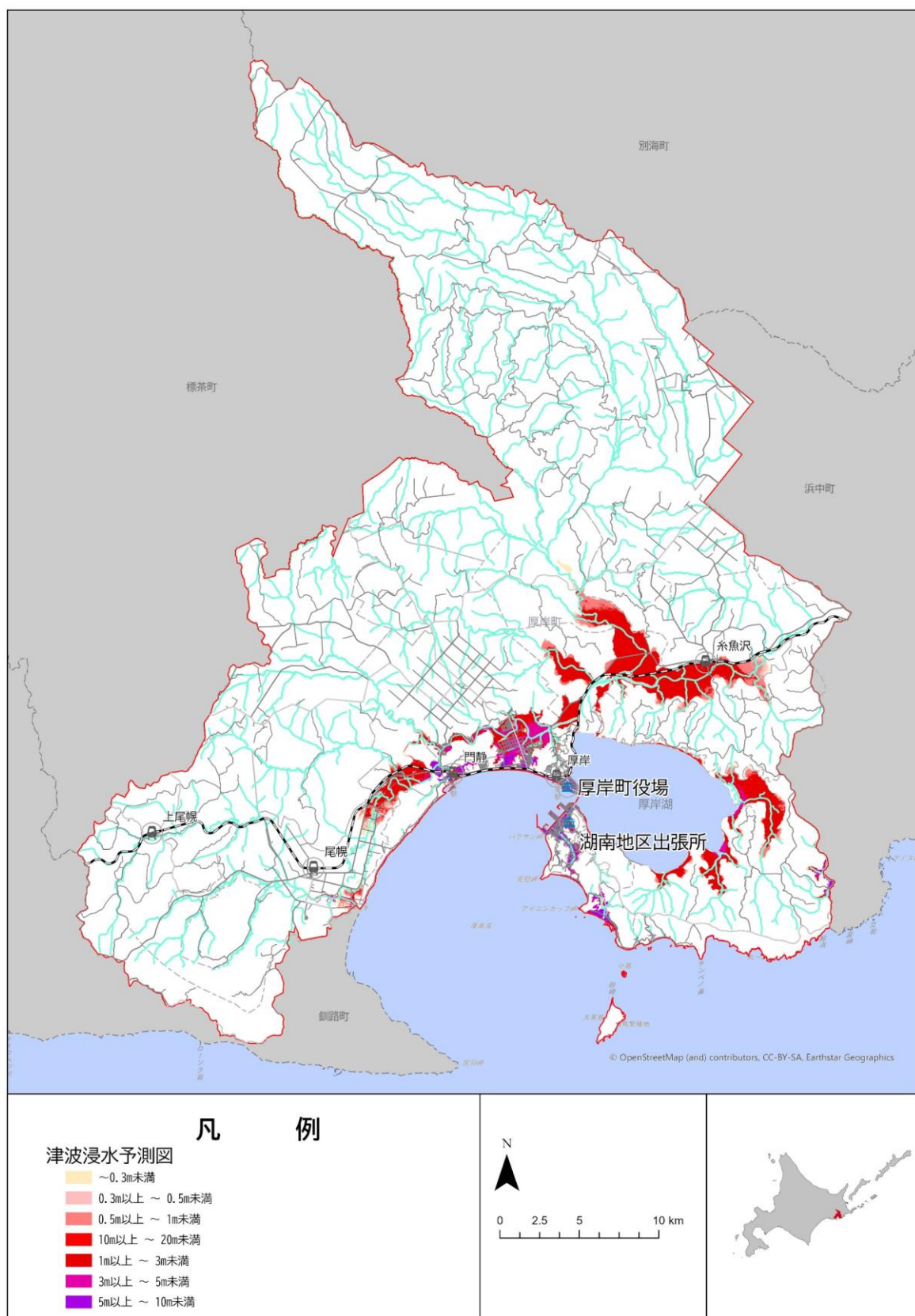


図 3.31 津波浸水予測図



図 3.32 大規模盛土造成地



図 3.34 土砂災害警戒区域



図 3.35 土砂災害危険箇所

3.1.4 土地利用方法等に係る情報

表 3.14 土地利用方法等に係る情報（1/5）

区分	要素	備考	法令・条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
土地利用方法等に係る情報	居住地	居住地	—	国勢調査によって集計されている小地域（町丁・字等別）のうち人口が分布している地を「居住地」として扱っています。	—	—	—
	公共施設	公共施設	地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則	住居がまとまって存在している地域の状況及び学校、病院その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設です。	道	考慮対象事項	—
	学校	学校					
	福祉施設	福祉施設					
	病院	病院					
	用途地域	住居系・商業系区域	都市計画法	良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建蔽率、高さ等を規制・誘導する地域です。 ・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域	道	考慮対象事項	規制内容 ・建築物等の用途・容積率・建蔽率・高さ・敷地面積 ・外壁後退距離
		用途地域から500mの範囲		—			—
		用途地域から1000mの範囲		—			—
	用途地域外の主要住宅地	10 軒以上が集まる主要な住宅地を抽出（用途地域外）	—	門静駅周辺、尾幌駅周辺、上尾幌駅周辺、苫多地区、床潭地区、末広地区、筑紫恋地区で 10 軒以上が集まる主要な住宅地を抽出しました。	—	—	—
	居住地から100mのエリア	居住地から100mの範囲	—	—	—	—	—
	居住地から500mのエリア	居住地から500mの範囲	—	—	—	—	—

表 3.15 土地利用方法等に係る情報（2/5）

区分	要素	備考	法令・ 条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
土地利用方法等に係る情報	漁港区域	厚岸漁港（厚岸地区）、厚岸漁港（門静地区）、床潭漁港	漁港漁場整備法、漁港の指定等に関する基準	漁業根拠地として機能が十分に発揮されるよう指定するものであり、原則として次の区域を含めたものとしています。 ・施設、公共空地、公共埋立地その他の公共用地等であって、事実上漁港施設として利用されているもの又は漁港の保全の機能を果たしているものを漁港として管理するために必要な区域 ・当該年度又は次年度以降において、特定漁港漁場整備事業その他の漁港関係補助事業、地方単独事業により漁港施設を整備するための確立された計画があって、当該計画を実施するために必要な区域	道	考慮対象事項	申請手続の概要 ・国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定めて、漁港管理者の認可を受けなければいけません。これを変更しようとするときも同様です。 ・漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く）、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く）をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければいけません。 ・知事は、漁港区域内の水域及び公共空地に係る土砂採取又は占用の許可が漁業の経営又は漁港の機能上欠くことのできないものであるときその他特別の理由があると認めるときは、その土砂採取料等を減免することができます。
	海岸保全区域		海岸法	海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の設置その他海岸法第2章に規定する管理を行う必要があると認められるときに、都道府県知事が指定する、防護すべき海岸に係る一定の区域です。	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	海岸保全区域の占用 ・海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければいけません。 海岸保全区域における行為の制限 ・海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければいけません。ただし、政令で定める行為については、この限りではありません。 ① 土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること。 ② 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。 ③ 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

表 3.16 土地利用方法等に係る情報（3/5）

区分	要素	備考	法令・ 条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
土地利用方法等に係る情報	農業振興 地域内農用 地区域 (青地)	農用地区域	農業振興地 域の整備に 関する法 律、農地法	農業振興地域制度では、農業振興地域内に農業として利用すべき区域として「農用地区域」を設定することとなり、同区域内の農業上の利用を確保するため、原則として農業以外への利用（一時的なものを除く）を禁止しています。このため、やむを得ず農業以外に利用する場合には、あらかじめこの土地を農用地区域から除外する必要があります。	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	農用地区域内では、農業上の利用を確保していくため、農業以外への利用を図る場合、あるいは農用地利用計画に沿ってその用途を変更し農業用施設の建設を行う場合など、同区域内で開発行為を行う際にはあらかじめ都道府県知事の許可を受ける必要があります。開発行為の許可を受けようとする者は、工事期間や工事計画の概要等を記載した申請書に、開発行為に係る土地の位置及びその付近の状況等を明らかにした図面等を添付し、都道府県知事（北海道では、開発を行おうとする区域を所管する（総合）振興局）あてに提出して、許可を受けます。 なお、次のいずれかに該当する場合には、許可を受けることができません。 ・開発行為を行うことで、その土地において農業上の利用が困難となる ・周辺農地などに土砂の流出あるいは崩壊などの災害を発生させるおそれがある ・用排水路の利用に支障を及ぼすおそれがある
		農業施設用地		農業用施設（畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農機具収納施設など、農業振興地域の整備に関する法律第 3 条第 3 号及び第 4 号に規定する施設をいいます。）の用に供されている宅地をいいます。	—	—	—
	農業振興 地域内農用 地区域外 (白地)	農用地区域外	農地法	農業振興地域内でも農地の集約性が低く、土地改良事業を実施していない等の理由から農用地区域の設定がされていない農地です。	—	—	農用地区域外では開発規制は行われませんが、農地法による転用許可が必要になります。農地を転用する場合は、農地転用許可申請書に必要な書類を添付し、転用しようとする農地の所在する市町村の農業委員会を経由して都道府県知事等に提出し、許可を受ける必要があります。
	農地区画 (筆ポリゴン)		耕作面積 調査等	「筆ポリゴン」とは、GIS（地理情報システム）ソフトウェア等において利用可能な農地の区画情報であり、農林水産省統計部が標本調査として実施する耕地面積調査等の母集団情報として整備したものを基とするデータです。	—	—	—

表 3.17 土地利用方法等に係る情報（４／５）

区分	要素	備考	法令・ 条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
土地利用方法等に 係る情報	農地又は 採草放牧地		－	町内の酪農家（乳用牛）が所有している農地又は採草放牧地です。	－	－	－
	乳用牛の 牧場		－	町内の酪農家（乳用牛）が所有している牧場の位置図です。	－	－	－
	牧場ごとの 乳用牛の 飼育頭数		－	町内の酪農家（乳用牛）が各牧場で飼育している乳用牛の頭数です。	－	－	－
	林道		－	北海道森林管理局にて管理されている国有林野施業実施計画図に記載されています。	－	－	－
	地域森林 計画対象 民有林	地域森林計画 対象民有林	森林法	都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別に５年ごとに１０年を一期として立てる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定にあたっての指針となるものです。	道	促進区域 に含めること が適切で ないと認め られる区域 ※	地域森林計画対象民有林における林地開発許可制度の対象となる開発行為は、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為です。 ※太陽光発電設備の設置を目的とし、当該行為に係る土地の面積が０．５ヘクタール以上の場合、開発行為に該当します。（令和４年度に改正） 開発行為をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可（自治事務）を受けなければなりません。
	公園		都市公園法 等	住民の休息や鑑賞、遊戯、運動その他レクリエーションの用に供するとともに、都市環境の保全・改善に資するための施設です。具体的には、地方公共団体または国が設置し、都市公園法等の法令により管理される公園をいいます。	道	考慮対象 事項	国の設置に係る都市公園において以下のような行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、公園管理者の許可を受けなければいけません。 ・物品を販売し、又は頒布すること。 ・競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。 ・そのほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの。

※市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は地球温暖化対策推進法第２２条第１項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除きます。

表 3.18 土地利用方法等に係る情報（5/5）

区分	要素	備考	法令・ 条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
土地利用方法等に係る情報	下水道		下水道法	下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいいます。	道	考慮対象 事項	次に掲げる行為をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければいけません。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とします。 ・公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること（排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。）。 ・公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。 ・公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること（排水設備を設ける場合を除く。）。
	鉄道			旅客鉄道・軌道の路線や駅について整備されています。	—	—	—
	道路			国土地理院発行の地理院地図を参考に作成されています。	—	—	—
	防衛施設	自衛隊基地、 自衛隊演習場	防衛・風力 発電調整法	防衛施設は自衛隊施設と在日米軍施設・区域に分けられ、その用途は、演習場、飛行場、港湾、宿舍など多岐にわたっています。防衛施設には、飛行場や演習場のように、もともと広大な面積の土地を必要とする性格のものが多います。厚岸町では矢臼別演習場が該当します。	—	—	防衛・風力発電調整法では、指定区域内に陸上風力発電設備を設置する場合、工事計画届出（環境アセス手続の評価書終了後のタイミング）から着工前までに、設備位置・風車高等の防衛大臣への届出が義務付けられます。届出に対し、防衛大臣は防衛レーダーへの影響の有無を事業者へ通知し、影響がある場合、通知日から最長２年間、着工が禁止されます。

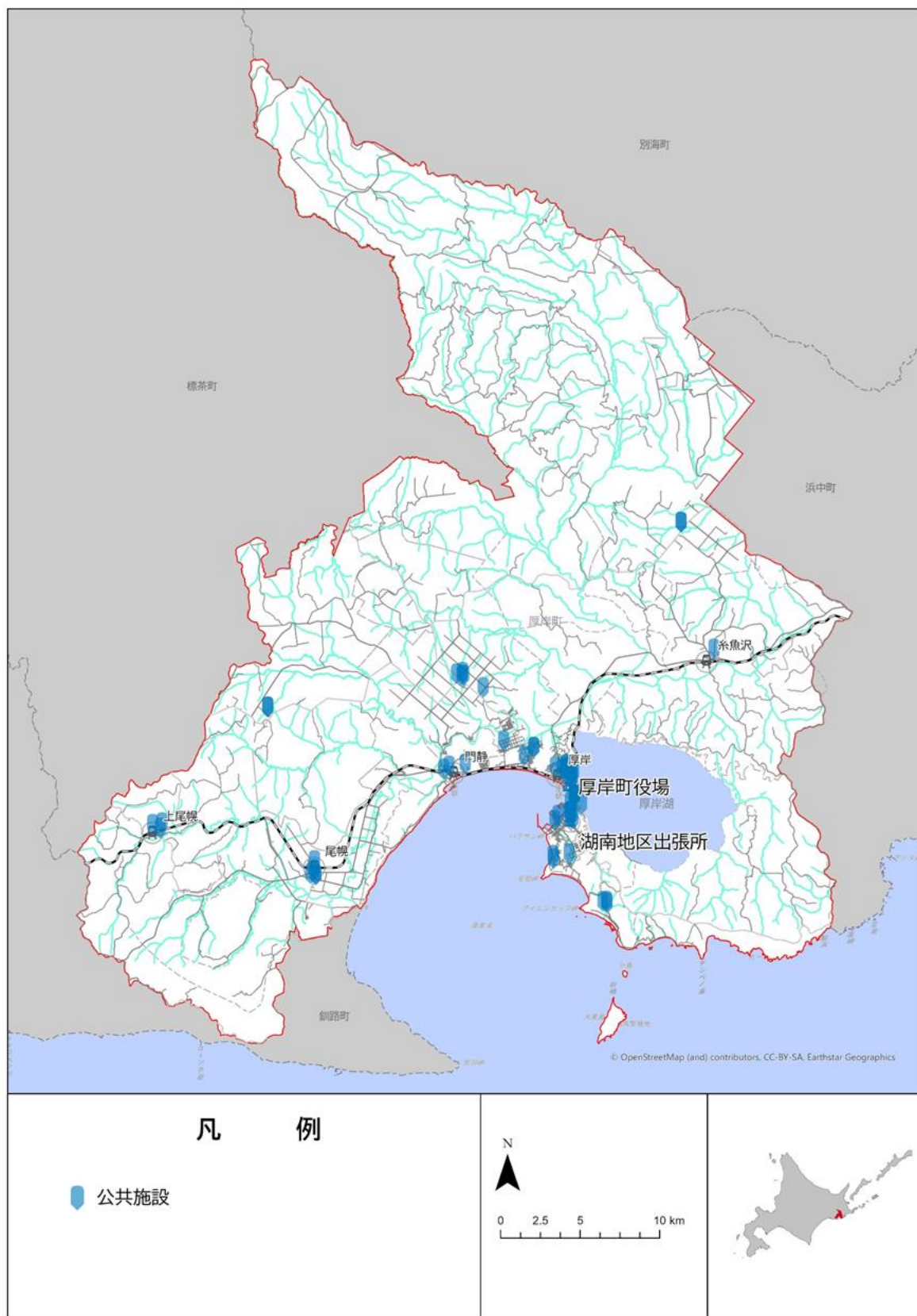


図 3.36 公共施設



図 3.37 学校



図 3.38 福祉施設



図 3.39 病院



図 3.41 用途地域から 500m の範囲



図 3.45 居住地から 500m の範囲



図 3.47 海岸保全区域

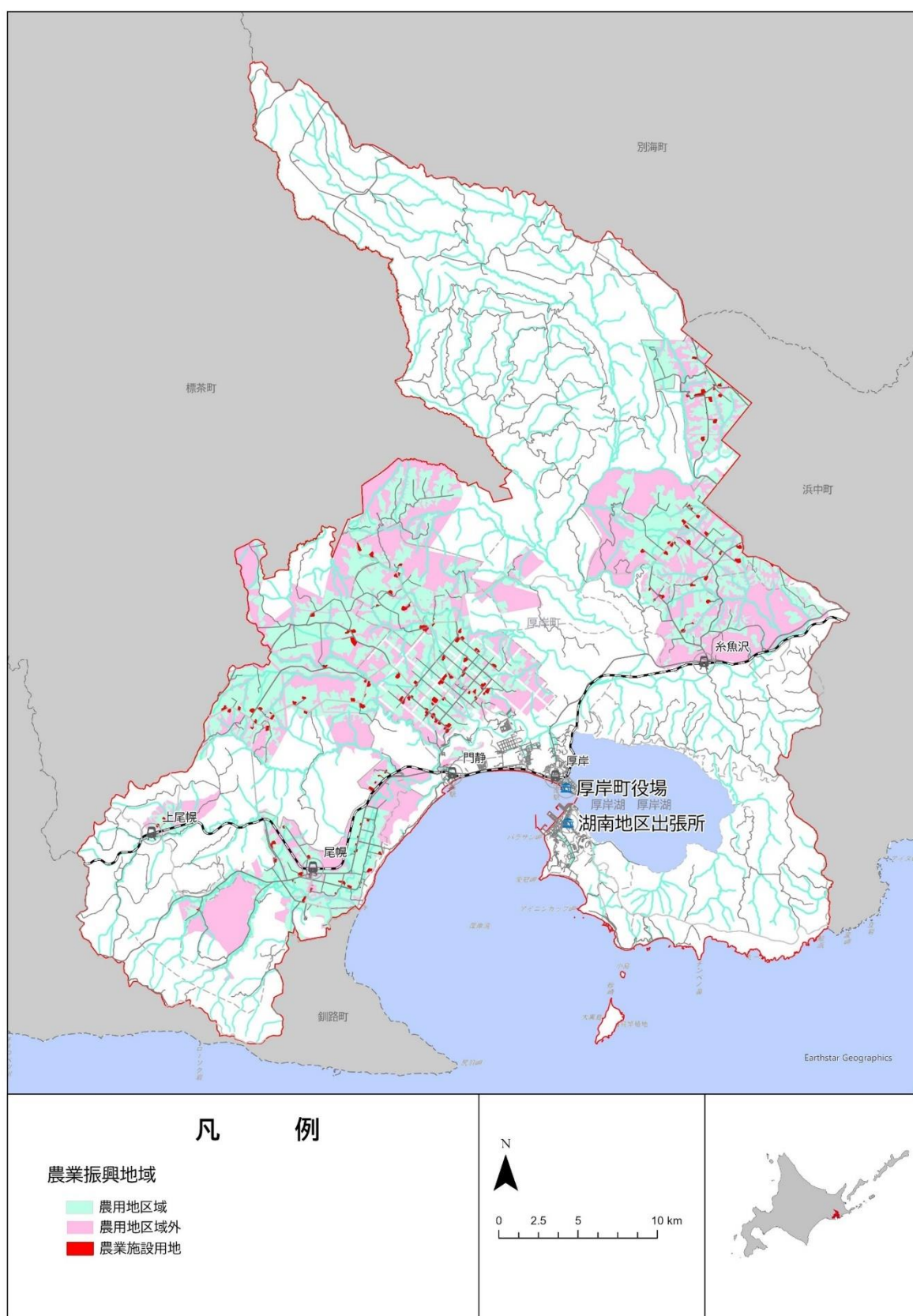


図 3.48 農業振興地域

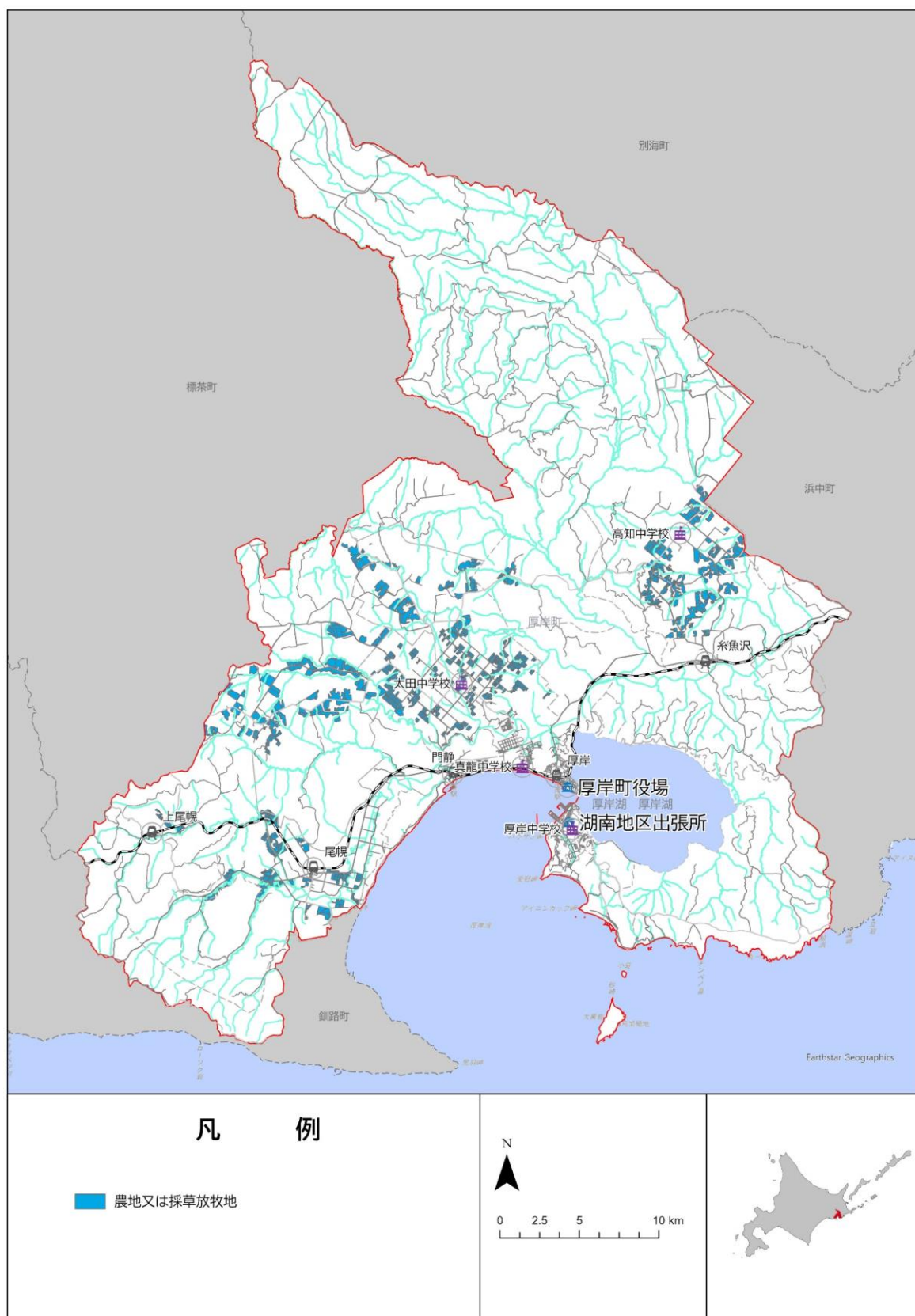


図 3.50 農地又は採草放牧地

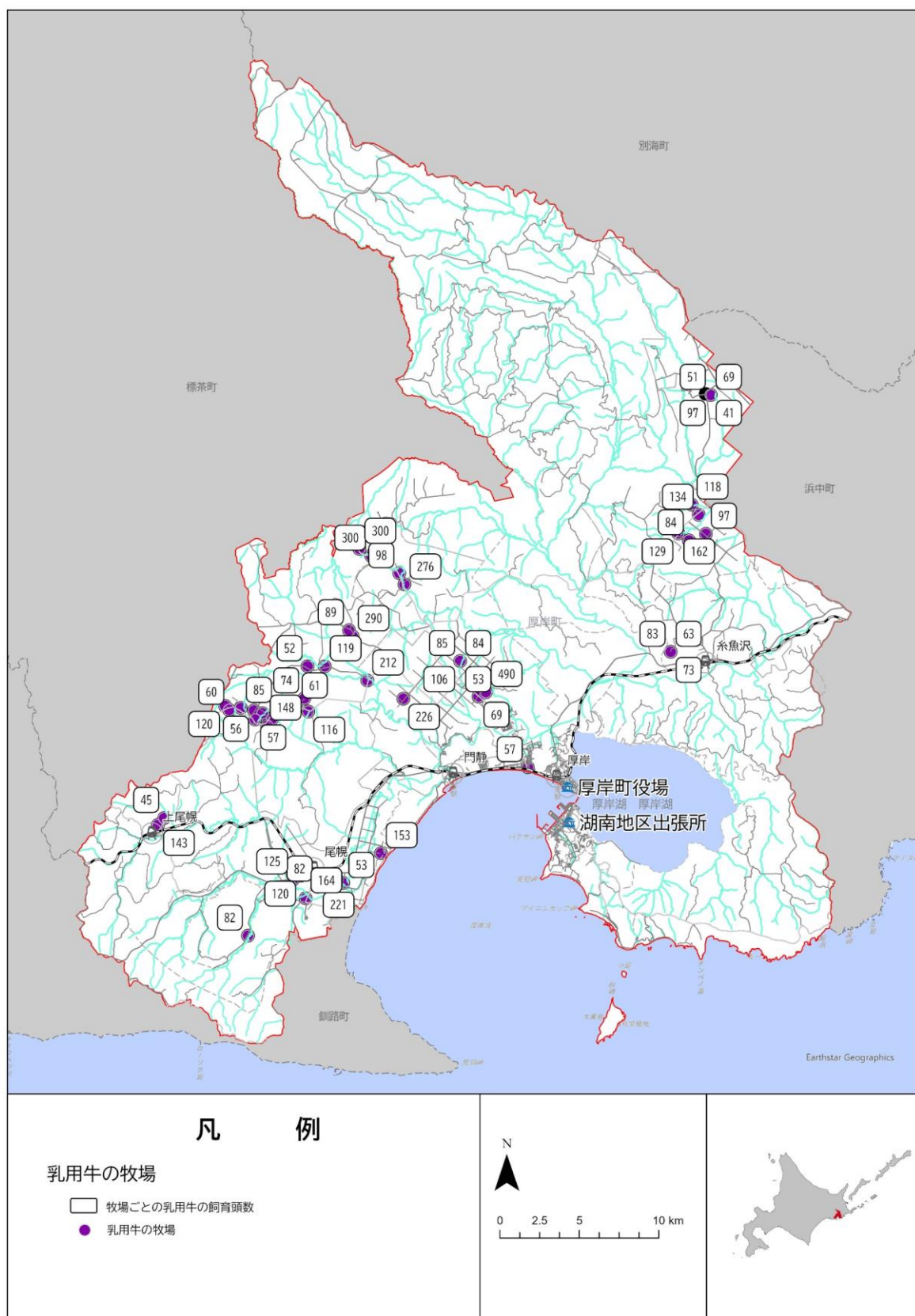


図 3.51 乳用牛の牧場



図 3.52 林道



図 3.54 公園

3.1.5 生活環境に係る情報

表 3.19 生活環境に係る情報

区分	要素	備考	法令・ 条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
生活環境に係る情報	騒音・振動 規制区域		騒音規制法 振動規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について必要な規制を行うとともに、自動車騒音・振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的に、都道府県知事（市の区域内の地域については市長※）が騒音・振動について規制する地域を指定し、市町村長が規制対象となる特定施設等に関し、必要に応じて改善勧告等を行います。 ※市町村の区域内の地域については都道府県知事の指定に準じます。	—	—	○騒音規制区域 ・工場・事業場騒音の規制 環境大臣が定める基準の範囲内において時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めています。 ・建設作業騒音の規制 環境大臣が騒音の大きさ、作業時間帯、日数等の基準を定めています。 ・自動車騒音の規制 自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの限度値を環境大臣が定めています。 ○振動規制区域 ・工場・事業場振動の規制 環境大臣が定める基準の範囲内において時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めています。 ・建設作業振動の規制。 総理府令で振動の大きさ、作業時間帯、日数等の基準を定めています。
	悪臭 規制地域		悪臭防止法	工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的に、都道府県知事（市の区域内の地域については市長※）が悪臭を防止する必要があると認める地域を指定します。 ※市町村の区域内の地域については都道府県知事の指定に準じます。	—	—	都道府県知事（市の区域内の地域については市長※）は、規制地域における自然的、社会的条件を考慮して、特定悪臭物質又は臭気指数の規制基準を定めます。規制基準は[1]敷地境界線、[2]気体排出口、[3]排水水について定めます。 ※市町村の区域内の地域については都道府県知事が定める基準に準じます。



3.1.6 事業性に係る情報

表 3.20 事業性に係る情報

区分	要素	備考	法令・ 条例等	概要	基準	区域区分	許認可や調整にかかわる事項
事業性に 係る情報	太陽光 (小規模) ポテンシャル	太陽光発電の 発電量が多く 見込める区域	—	環境省 REPOS で、太陽光建物系と太陽光土地系の導入ポテンシャルが確認されるエリアを事業性が良いエリアとして評価しました。また、最大傾斜角 20 度以上のエリアは除いています。	—	—	—
	太陽光 (中・大規模) ポテンシャル	太陽光発電の 発電量が多く 見込める区域	—	環境省 REPOS で、太陽光建物系と太陽光土地系の導入ポテンシャルが確認されるエリアを事業性が良いエリアとして評価しました。また、最大傾斜角 20 度以上のエリアは除いています。	—	—	—
	陸上風力 (小規模) ポテンシャル	年平均風速 5.0m/s 以上の 区域	—	NEDO 局所風況マップで、年平均風速 5.0m/s 以上が確認されるエリアを事業性が良いエリアとして評価しました。また、最大傾斜角 20 度以上、地上開度 25 度未満、標高 1200m 以上のエリアは除いています。	—	—	—
	陸上風力 (中・大規模) ポテンシャル	年平均風速 5.5m/s 以上の 区域	—	環境省 REPOS で、陸上風力の導入ポテンシャル（5.5m/s 以上）が確認されるエリアを事業性が良いエリアとして評価しました。また、最大傾斜角 20 度以上、地上開度 25 度未満、標高 1200m 以上のエリアは除いています。	—	—	—
	木質 バイオマス (熱利用) ポテンシャル	町有林のうち未 利用の木質バイ オマスが賦存して いるエリア	—	環境省の報告書を参考に、北海道 HP に掲載の民有林（トドマツ、カラマツ）の林班ごとに木質バイオマスの賦存量を算出しました。 賦存量(m ³)=年間想定最大伐採量(m ³)×未利用資源発生割合(%) + 枝条発生量(m ³)	—	—	—
	家畜 バイオマス ポテンシャル	5 km 圏内に立 地する牧場で飼 育している乳用 牛の頭数が合計 1000 頭以上と なる区域	—	5 km※圏内に立地する牧場で飼育している乳用牛の頭数が合計 1000 頭以上となるエリアを事業性が良いエリアとして評価しました。乳用牛 1000 頭のふん尿量あたり 250kW の設備容量が見込めます。 ※ 5 km 以内であれば輸送コストの変化が少ない	—	—	—

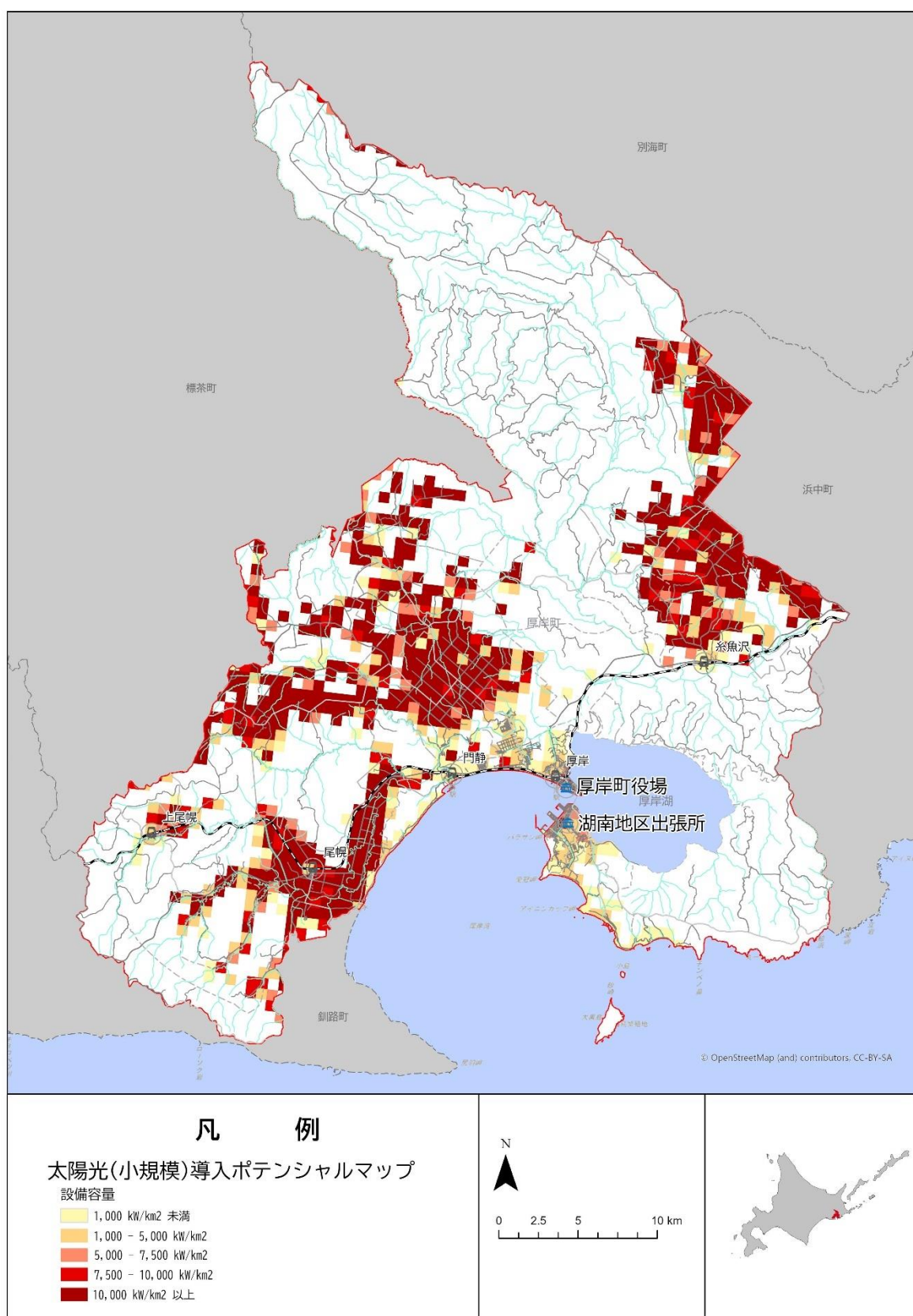
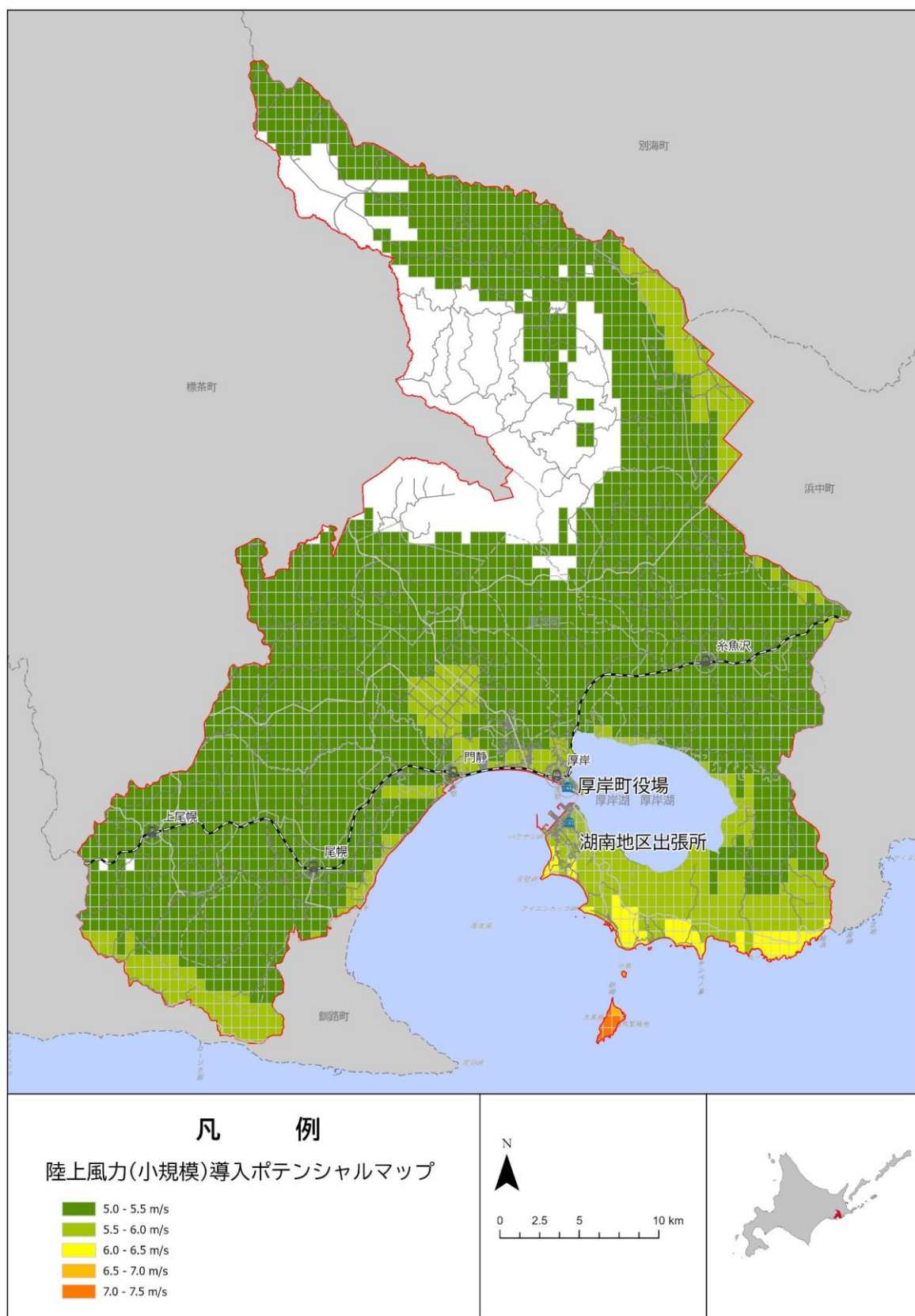
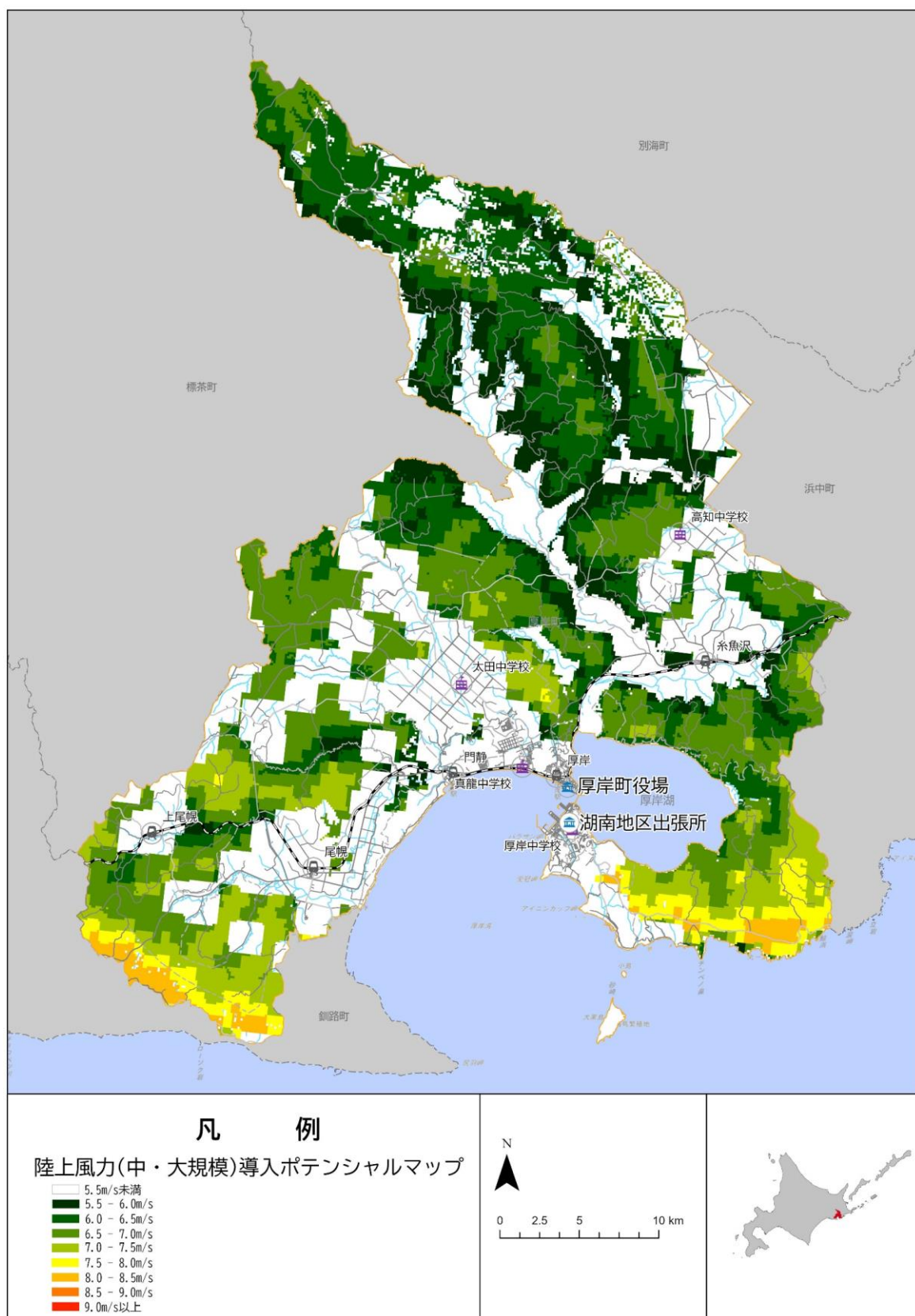


図 3.60 太陽光(小規模) ポテンシャルマップ





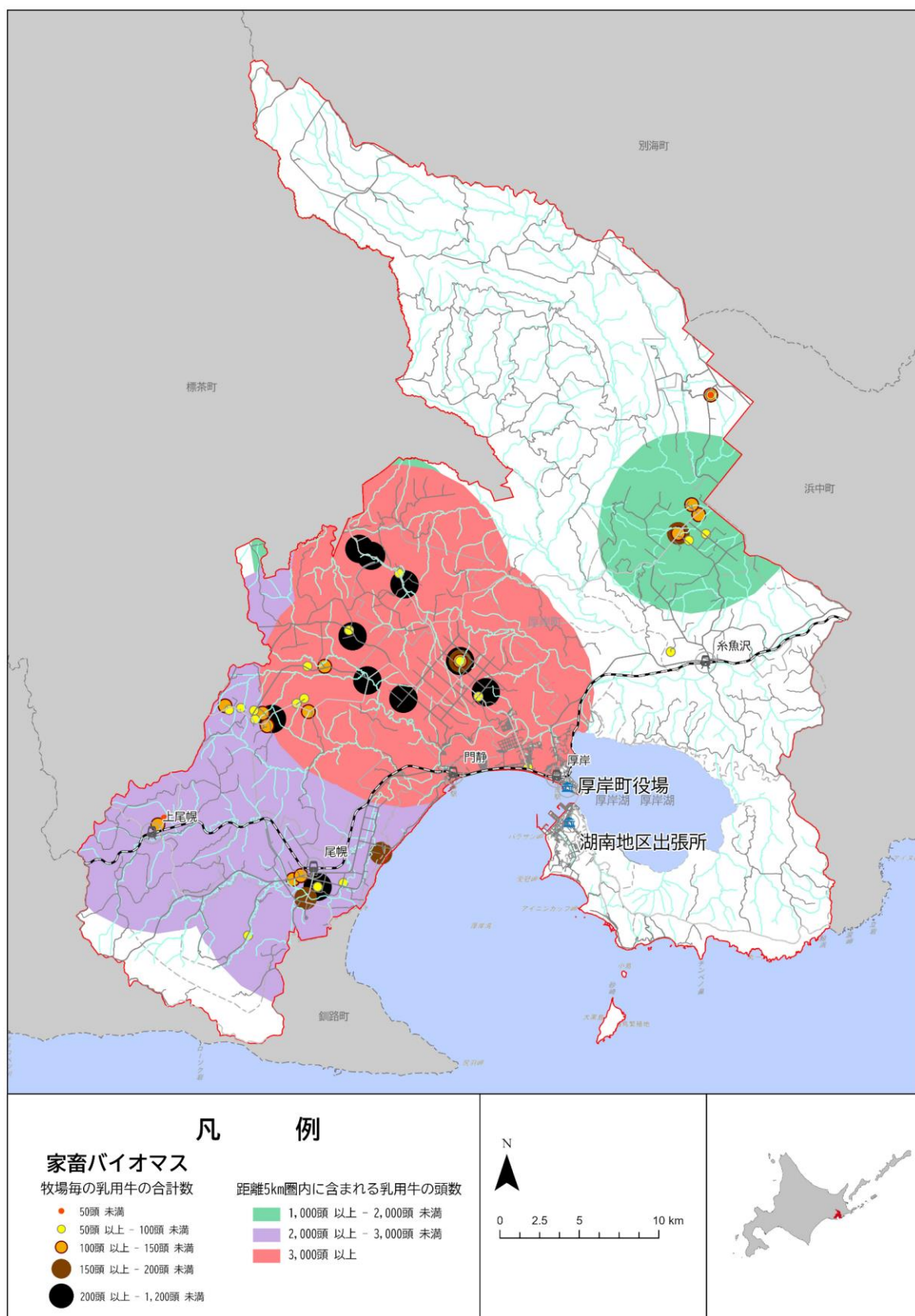


図 3.65 家畜バイオマス ポテンシャルマップ

表 3.21 要素マップの出典一覧（1/2）

区分	要素マップ	ページ	出典
環境保全等の 法令に係る 情報	国定公園	27	国土交通省「国土数値情報」、北海道提供資料をもとに作成
	道自然環境保全地域	28	環境省「EADAS」
	保安林	29	北海道森林管理局「国有林野施業実施計画図」、町内資料をもとに、北海道の指導のもと作成
	国有林（普通林）	30	北海道森林管理局「国有林野施業実施計画図」をもとに作成
	町有林（普通林）	31	北海道「ほっかいどう森マップ」をもとに作成
	私有林（普通林）	32	北海道「ほっかいどう森マップ」をもとに作成
	保護林	33	国土交通省「国土数値情報」、北海道森林管理局「国有林野施業実施計画図」をもとに作成
	鳥獣保護区（国指定）	34	国土交通省「国土数値情報」
	鳥獣保護区（北海道指定）	35	北海道「鳥獣保護区等位置図について」をもとに作成
	景観計画区域	36	国土交通省「国土数値情報」
	文化財	37	国土交通省「国土数値情報」をもとに、文化庁「国指定文化財等データベース」、厚岸町「厚岸町文化財分布図」を参考にしつつ、有識者の指導のもと作成
環境保全に 係る情報	希少動植物生息・生育ポテンシャルエリア	45	有識者の指導のもと作成
	ラムサール条約登録湿地	46	国土交通省「国土数値情報」、環境省「EADAS」をもとに、町内資料を参考に作成
	植生自然度 8・9・10 の地域	47	環境省「生物多様性センター」
	特定植物群落	48	環境省「生物多様性センター」
	巨樹・巨木林から 50m の範囲	49	環境省「生物多様性センター」
	生物多様性の観点から重要度の高い湿地	50	環境省「閉鎖性海域ネット」（厚岸湾）、町内資料を参考に作成
	生物多様性の観点から重要度の高い海域	51	環境省「生物多様性の観点から重要度の高い海域」
	長距離自然歩道	52	北海道「長距離自然歩道『北海道自然歩道』」をもとに作成
	身近な自然地域	53	「北海道自然環境保全指針」をもとに作成
	記念保護樹木	54	北海道「記念保護樹木一覧」をもとに作成
	水資源保全地域	55	北海道「水資源保全地域一覧」をもとに作成
	EAAFP 登録地	56	ラムサール条約登録湿地における出典と同様
	北海道湿原保全マスタープラン掲載の湿原	57	町内資料を参考に作成
	IBA（重要野鳥生息地）	58	日本野鳥の会ホームページをもとに作成
	KBA（生物多様性重要地域）	59	KBA ホームページ
	日本の地形レッドデータ	60	環境省「EADAS」
	河川から 30m の範囲、200m の範囲	61	国土交通省「国土数値情報」
	絶滅危惧種の分布状況（動物・維管束植物）	62	環境省「みんなで学ば、みんなで守る生物多様性」
土地の安定性 等に係る情報	洪水浸水予測図	65	厚岸町防災ハザードマップ、国土地理院「重なるハザードマップ」
	津波浸水予測図	66	厚岸町防災ハザードマップ、国土地理院「重なるハザードマップ」

表 3.22 要素マップの出典一覧（2/2）

区分	要素マップ	ページ	出典
土地の安定性等に係る情報	大規模盛土造成地	67	国土交通省「国土数値情報」
	土砂災害特別警戒区域	68	国土交通省「国土数値情報」、北海道「土砂災害警戒情報システム」
	土砂災害警戒区域	69	国土交通省「国土数値情報」、北海道「土砂災害警戒情報システム」
	土砂災害危険箇所	70	国土交通省「国土数値情報」
土地利用方法等に係る情報	公共施設	76	国土交通省「国土数値情報」
	学校	77	国土交通省「国土数値情報」
	福祉施設	78	国土交通省「国土数値情報」
	病院	79	国土交通省「国土数値情報」
	用途地域	80	国土交通省「国土数値情報」
	用途地域から 500m の範囲	81	国土交通省「国土数値情報」をもとに作成
	用途地域から 1,000m の範囲	82	国土交通省「国土数値情報」をもとに作成
	用途地域外の主要住宅地	83	独自に作成
	居住地から 100m の範囲	84	総務省統計局「e-Stat」をもとに作成
	居住地から 500m の範囲	85	総務省統計局「e-Stat」をもとに作成
	漁港区域	86	国土交通省「国土数値情報」
	海岸保全区域	87	海上保安庁「海洋状況表示システム」
	農業振興地域	88	国土交通省「国土数値情報」
	農地区画（筆ポリゴン）	89	農林水産省「筆ポリゴンダウンロードページ」
	農地又は採草放牧地	90	町内資料を参考に作成
	乳用牛の牧場	91	町内資料を参考に作成
	林道	92	北海道森林管理局「国有林野施業実施計画図」をもとに作成
	地域森林計画対象民有林	93	国土交通省「国土数値情報」
	公園	94	国土交通省「国土数値情報」をもとに作成
	下水道	95	国土交通省「国土数値情報」、町内資料をもとに作成
	鉄道・道路	96	国土交通省「国土数値情報」
	防衛施設	97	地図サービス「Open Street Map」をもとに作成
生活環境に係る情報	騒音・振動規制区域	99	北海道「騒音・振動・悪臭規制地域マップ」をもとに作成
	悪臭規制地域	100	北海道「騒音・振動・悪臭規制地域マップ」をもとに作成
事業性に係る情報	太陽光（小規模）ポテンシャル	102	環境省「EADAS」をもとに作成
	太陽光（中・大規模）ポテンシャル	103	環境省「EADAS」をもとに作成
	陸上風力（小規模）ポテンシャル	104	NEDO「局所風況マップ」
	陸上風力（中・大規模）ポテンシャル	105	環境省「EADAS」
	木質バイオマス（熱利用）ポテンシャル	106	北海道「森林計画関係資料オープンデータ(令和3年)」をもとに作成
	家畜バイオマスポテンシャル	107	町内資料を参考に作成

3.2 地域関係者や関係機関の意見収集

3.2.1 委員会等の開催

ゾーニングの検討にあたり、有識者や地域関係者を交えた「厚岸町再生可能エネルギー利活用検討委員会」「厚岸町環境審議会」や、町民や地元企業を交えた「厚岸町環境基本計画町民検討会議」において実施方針や経過報告を行い、意見を収集し、収集した意見はゾーニングへの反映・参考としました。以下に、開催概要と、厚岸町環境基本計画町民検討会議・パブリックコメントで得られた町民の皆様からの主要な質問と意見への対応を示します（表 3.23～表 3.25）。

時期	会議名(略称)	議題	資料	ゾーニングマップへの 反映事項
令和6年	個別ヒアリングの実施・委員等との事前調整			
	9/18(水) 第1回 検討委員会	➢ 厚岸町再生可能エネルギー促進区域等ゾーニング事業の概要について ➢ ゾーニングマップ（素案）について ➢ 今後の予定について	✓ 説明用資料 ✓ エリア条件 ✓ ゾーニングマップ（素案） ✓ ヒアリング結果	➢ 事業全般に関する意見 ➢ ゾーニングマップ（素案）や要素ごとのエリア設定に対する意見 ➢ 促進エリア候補の意見
	10/22(火) 第2回 検討委員会	➢ ゾーニングマップ（素案）について ・ エリア設定、ゾーニングマップの見直し ➢ 今後の予定について	✓ 説明用資料 ✓ エリア条件 ✓ ゾーニングマップ（素案）	➢ ゾーニングマップ（素案）に対する意見
	11/25(月) 第3回 検討委員会	➢ ゾーニングマップ（素案）について ・ エリア設定、ゾーニングマップの見直し ➢ 今後の予定について	✓ 説明用資料 ✓ エリア条件 ✓ ゾーニングマップ（素案） ✓ 要素マップ一覧	➢ ゾーニングマップ（素案）に対する意見
令和7年	12/20(金)	パブリックコメント（～1/24(金)）・環境基本計画町民検討会議～厚岸町再生可能エネルギーゾーニングマップ（原案）について～	✓ 説明用資料 ✓ 報告書概要版 ✓ エリア条件 ✓ ゾーニングマップ（素案）	➢ 報告書概要版に対する意見 ➢ ゾーニングマップ（素案）に対する意見
	1/10(金) 第1回 環境審議会	➢ 厚岸町再生可能エネルギーゾーニングマップ（素案）について	✓ 説明用資料 ✓ 報告書概要版 ✓ エリア条件 ✓ ゾーニングマップ（素案）	➢ 報告書概要版に対する意見 ➢ ゾーニングマップ（素案）に対する意見
	2/7(金) 第2回 環境審議会	➢ 厚岸町再生可能エネルギーゾーニングマップの策定について	✓ 報告書本編	➢ 報告書本編に対する意見

図 3.66 委員会等の開催概要

表 3.23 環境基本計画町民検討会議における質問と回答

質問		回答
1	再エネ設備導入にあたって、避けるべきとしている「大規模な森林伐採」はどのように定義しているのか。	太陽光発電の設置における林地開発の許認可の基準が 0.5ha となることから、「大規模な森林伐採」は 0.5ha 以上の開発行為としている。
2	再生可能エネルギーの導入促進にあたり、町として金銭的な支援等は考えているか。	ゾーニングマップ公開後に寄せられる発電事業者等からの意見を参考に、町としてどのような形で支援できるか検討していく。

表 3.24 パブリックコメントで寄せられた意見と回答（1/2）

	意見	厚岸町の考え方
1	バイオマスは、燃料（資源）が不足・枯渇しないように配慮が必要である。 また、バイオマスを発電ではなく、熱利用してはどうか。 例えば、ハウス栽培による野菜（レタスやイチゴ等）の通年栽培、シタケの乾燥、牡蠣やサンマのくん製、浴場などでの温水利用が考えられる。	ご指摘のバイオマス資源は、「木質バイオマス」と想定し回答いたします。 本ゾーニングにおける「木質バイオマス」は、町内で発生した間伐材をはじめとする林地未利用材を地域で活用するため、多くの木質バイオマスを必要とし町外からの資源調達も想定される「発電での利用」ではなく、まずは地域家庭や公共施設における「熱利用」を想定しました。 町内での木質バイオマス資源の利用が広がることで、将来的に農業やその他分野での活用も期待されます。
2	再生可能エネルギーの促進だけでなく、省エネの推進についても考えてみてはどうか。	省エネの推進についても重要と考えており、令和6年（2024）3月に策定した「厚岸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、省エネ及び再エネ推進によるゼロカーボン達成を目標としています。
3	エネルギーの変換率は、太陽光パネルで30%、太陽熱温水器で70%とのこと。 屋根の上で作った温水は、風呂や台所、洗濯など生活用水の一部として使用できる。 不凍液にすれば暖房に活用でき、灯油の節約につながるのではないかな。	ご指摘の通り、太陽熱の利用についてもエネルギー使用量の削減につながります。 寒冷地でも凍結しにくい真空管式の太陽熱設備なども開発されていますが、導入コストの高さが課題になっています。 今後、国内での普及率向上による低コスト化が進むことが期待されます。
4	ヨーロッパの高断熱住宅では、冬でもろうそく一本で部屋が温まるというような話もある。 町内でも高断熱住宅を建築・改築すれば夏は涼しく、冬は暖かく、灯油や電気の使用量も減らすことができるのではないかな。	近年、高断熱、省エネ住宅であるZEH（※）への関心が高まっています。 町内でも公共施設、住宅の建て替えや改築時には高断熱、省エネ性能の高い設備・施設へ転換していくことが重要と考えています。 ※Net Zero Energy House： 建築物における年間での一次エネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能向上、発電設備などの創エネルギーの導入により、ゼロまたは概ねゼロとなる建築物
5	風力発電、太陽光発電と相性が良いとされているエネファーム、エコキュート、ヒートポンプ等は低周波振動の発生源となり、影響範囲は広範囲に及ぶことがある。 低周波振動の影響は、一般に広く知られていないところもあるが、耳鳴り、頭痛、動悸、振動感、けん怠感、不眠、うつ症状の原因になることも指摘されている。	低周波振動による健康被害の大きな特徴は、運転音（低周波音）によって生じる被害の個人差が大きいことが挙げられます。 そのため、住宅街でエコキュートやエネファーム等を設置する場合は、販売事業者・設置事業者とよく相談し、近隣トラブルが起きないように配慮する必要があると考えています。

表 3.25 パブリックコメントで寄せられた意見と回答（2 / 2）

	意見	厚岸町の考え方
6	太陽光パネルの設置に伴い、反射光によるギラつき（眩しさ）や、反射熱による室内温度の上昇により、トラブルになっている報道を見たことがある。 反射光が空気を温め、巡り巡って海水温を上げたりすることはないか。 牡蠣や昆布、牛や馬（寒さには強いが暑さには弱い）への影響が懸念される。	太陽光パネルは設置箇所周辺の局所的な気温に影響を与える可能性はあるものの、その影響は限定的であり、広域的な気候変動には大きく寄与しないといった研究成果が報告されています。 本町では再エネ導入を通じて、温室効果ガスの削減に取組み、地球温暖化などの気候変動リスクへの対策を推進したいと考えています。 参考：環境省「環境研究・技術 情報総合サイト」より 玄地裕(2003), 環境負荷型オフィスビルにおける地球・地域環境負荷低減効果の検証 https://www.env.go.jp/earth/suishinhi/wise/j/pdf/J03B5630.pdf
7	太陽光パネルの反射光によるギラつき（眩しさ）は、人間や家畜・野生生物（陸上動物から空中の鳥類まで）にとって、日常におけるストレスになるのではないか。 また、このギラつき（眩しさ）が車のドライバーの目に入れば、事故の原因になるのではないか。年齢に関係なく、目の弱い人、白内障気味の人等は特に運転しにくくなるのでは。	本ゾーニングでは、再エネ事業者に対する環境配慮事項を示しています。その中で、太陽光パネル設置に伴う反射光への対応・対策を含む「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）：資源エネルギー庁」、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン：環境省」への適用を求めています。 なお、近年は太陽光パネルの技術向上が進んでおり、最新式のパネルは水面程度の反射率（約 2 %）となっていることから、最新式のパネルを使用することで、ギラつき（眩しさ）を抑制できると考えます。
8	太陽光パネルの寿命が尽きた後の廃棄処理の方法は、まだ確立されておらず未定と聞く。将来世代にとって、エコや SDGs 的だと言えるだろうか。	ご指摘のとおり、太陽光パネルについては、将来的に大量廃棄の懸念があります。そのため、リサイクルを含む太陽光パネルの適正処理を進める取組が行われています。 具体的には設置事業者による廃棄費用などの積み立て制度、太陽光パネルに含まれる有害物質や適正な処理方法の情報公開、太陽光パネルのリユース・リサイクル促進などがあります。 参考：経済産業省「太陽光パネルのゴミが大量に出てくる？ 再エネの廃棄物問題」 https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyoku/taiyoukouhaiki.html
9	再エネ電力の売電価格が低くなり、原子力を再稼働するよう方針転換がされている。 そのような中で、自然を破壊してまで、本当に太陽光パネルは必要なのだろうか。太陽光パネルで埋め尽くされた山や畑を見るたびに、悲しい気持ちになる。 毎日目にする自然環境は生活の一部であるから、太陽光パネルがあることで生活が良くなったとは言えない。 各地で規制の動きもある。推進するのではなく一度立ち止まり、規制についても考えて欲しい。	本町では再エネと地域環境との共生を図るため、太陽光（小規模）の促進エリアについては、建物の屋根上や農地など、既に人工的に利用されている場所を対象としました。 また、再エネ種別にかかわらず、大規模な森林伐採（0.5ha 以上）を伴う場合は事業を回避することが望ましいことや、国道 44 号線など、主要な幹線道路などから見えにくい設備配置とし、周辺からの視認性や景観との調和に最大限配慮することも求めています。

3.2.2 個別ヒアリング

町内の自然環境等に関して、より詳細な現地情報の収集と、再エネ開発に対する留意点等の意見を聴取するために、表 3.26 に示す関係団体等に対してヒアリングを行いました。ヒアリング結果の概要については、表 3.27 に示しました。

表 3.26 ヒアリング先一覧

区分	ヒアリング日時	ヒアリング先
行政機関	8/19(月)	北海道 経済部ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課
	8/20(火)	環境省 北海道地方環境事務所
	8/27(火)	国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部
	8/27(火)	釧路町 環境生活課
	8/28(水)/9/4(水)	厚岸町 水鳥観察館
	9/4(水)	環境省 釧路自然環境事務所 野生生物課
	9/5(木)	幕別町 防災環境課
	9/27(金)	猛禽類医学研究所（環境省 釧路湿原野生生物保護センター内）
	10/17(木)	北海道 釧路総合振興局 環境生活課、林務課、危機対策室
産業団体、 民間事業者	8/27(火)	電力会社
	9/3(火)	金融機関
	9/3(火)	商工会
	9/3(火)	漁業協同組合
	9/3(火)	風力発電メーカーA
	9/12(木)	発電事業者
	9/12(木)	森林組合
	9/12(木)	農業協同組合
	9/26(木)	風力発電メーカーB
	9/27(金)	風力発電メーカーC
厚岸町役場	8/28(水)	厚岸町 環境林務課、建設課、総合政策課、生涯学習課、危機対策室
	9/4(水)	厚岸町 水産農政課

表 3.27 ヒアリング結果の概要

項目	ヒアリング結果の要点
ゾーニング検討時の 留意事項	・ 北海道の「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」を考慮する。 ・ 先行自治体の考え方を参考に必要がある。 ・ 再エネ事業を実施する際は、希少動植物について専門家の意見を聞き、メリットや意義が伝わるように町民や行政と合意形成をする。また、特に河川の改変による漁業への影響を避けるため、漁協との相談・連絡体制を強化する必要がある。 ・ 系統の空き容量が非常に少ないため、再エネ事業者は事前に十分な検討を行う必要がある。 ・ 酪農の経営が苦しいなかで、営農型の太陽光発電のように新しい産業の可能性もある。 ・ 景観に関しては北海道の基準に準じ、景勝地などは守りたい。 ・ 町有地（空き地）に関しては、適切な管理がされれば有効活用してほしい。 ・ ハザードマップが示す地域を超えて被害が及ぶ場合があることを念頭に置く必要がある。 ・ 開発行為に対し、保安林解除は理由が納得できるものでなければ基本的にはできない。
自然環境への 留意事項	・ 国立公園以外にも全町に広がっている希少動植物の生息・生育箇所は保全するべき。 ・ 保全すべき動植物として、主にシマフクロウ、タンチョウ、オジロワシ、クマタカ、クマガワ、高層湿原などが挙げられる。 ・ 希少動植物の位置をピンポイントで示すことは避ける。 ・ 希少な自然環境を有する北海道内においては、直ちに再エネを導入するのではなく、実証試験を段階的に重ねながら、猛禽類と風力の共生を慎重に図っていくことが望ましい。
その他	・ これまで他部署にまたがって問い合わせに対応してきたものがゾーニングマップにより一元化できた。 ・ 小型風力発電は価格が高いため、実証試験やレンタル・リースといった形で導入することも考えられる。

第4章 ゾーニングマップ

ここでは再生可能エネルギーの種別ごとのエリア条件設定とゾーニングマップを示します。

4.1 エリアの条件設定

ゾーニングマップ作成にあたり、収集した各情報を要素として、再生可能エネルギー種別ごとに「促進」、「事業可能性」、「調整」、「保全」を設定しました（表 4.1）。

エリア区分のイメージとしては、積極的な再エネ導入を検討する「促進エリア」と再エネ導入を抑制する「保全エリア」に当てはまらない、各種制約のあるエリアが「調整エリア」となります。また、調整エリアの中でも再エネポテンシャルのあるエリアを「事業可能性エリア」としています（図 4.1）。

同じ場所で複数の要素が重なった場合、「保全エリア」を最優先とし、次いで「促進エリア」、「事業可能性エリア」、「調整エリア」の順としています。また、「河川から 200m の範囲」と「植生自然度 8・9・10 の地域」、「特定植物群落」、「巨樹・巨木林から 50m の範囲」については、動植物の生息環境を保全するため、「促進エリア」や「事業可能性エリア」よりも優先して「調整エリア」としています。

表 4.1 各エリアの概要

エリア類型	概要
促進エリア	・ 環境面・社会面からの制約が少なく 、再エネポテンシャルが高いことから、導入を進めていくエリア
事業可能性エリア	・ 調整エリアの中でも立地条件が比較的良く、 再エネポテンシャルがある エリア
調整エリア	・ 再生可能エネルギー設備の立地に 各種制約がある エリア
保全エリア	・ 法令等による立地制限や生物多様性等の観点から 環境保全を優先する エリア

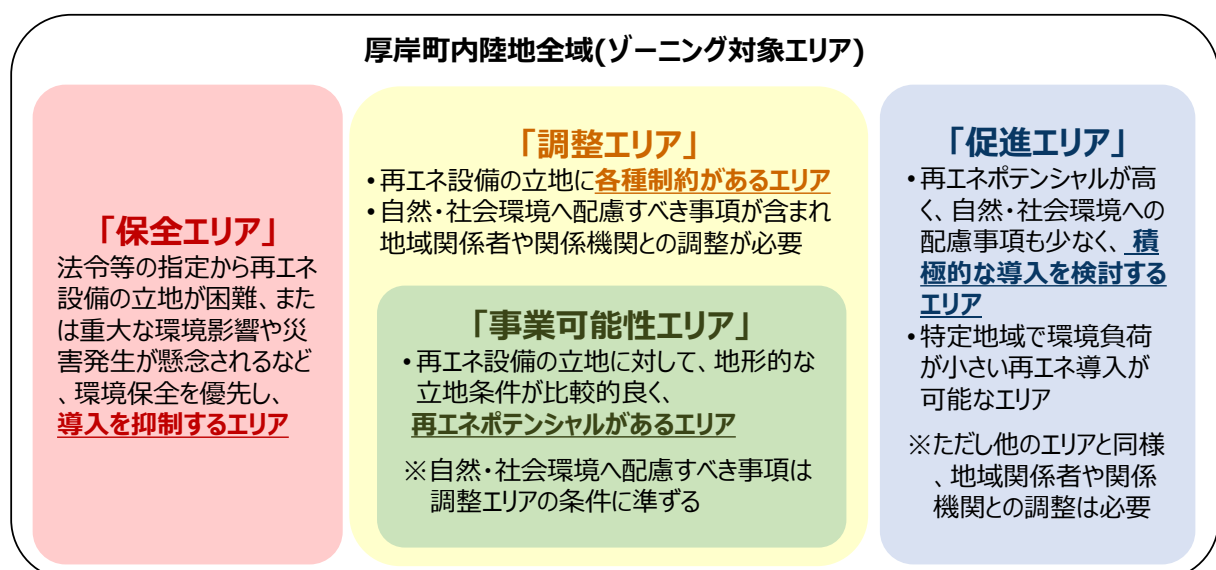


図 4.1 エリア区分のイメージ

表 4.2 ゾーニングマップのエリア条件 (1/2)

区分	要素	備考	該当	太陽光		陸上風力		木質バイオマス	家畜バイオマス
				小規模	中・大規模	小規模	中・大規模		
環境保全等の法令に係る情報	国立公園自然公園	特別保護地区、第1種～3種特別地域、海浜公園地区、植生自然度8以上の普通地域	×	—	—	—	—	—	—
		植生自然度7以下の普通地域	×	—	—	—	—	—	—
	国立公園自然公園	特別保護地区、第1種～3種特別地域、海浜公園地区、植生自然度8以上の普通地域	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
		植生自然度7以下の普通地域	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	北海道立自然公園	第1種特別地域、植生自然度8以上の普通地域	×	—	—	—	—	—	—
		植生自然度7以下の普通地域	×	—	—	—	—	—	—
	原生自然環境保全地域		×	—	—	—	—	—	—
	自然環境保全地域		×	—	—	—	—	—	—
	道自然環境保全地域	特別地区	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
		普通地区	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	国有林	保安林	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
		普通林（保安林、保護林を除く国有林）	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	道有林	保安林	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
		普通林（保安林を除く道有林）	×	—	—	—	—	—	—
	町有林	保安林	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
		普通林（保安林を除く町有林）	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	私有林	保安林	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
		普通林（保安林を除く私有林）	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	航行目標保安林		×	—	—	—	—	—	—
	保安林予定森林		×	—	—	—	—	—	—
	保護林		○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	鳥獣保護区（国指定）	特別保護地区	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
		特別保護地区外	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	鳥獣保護区（北海道指定）	特別保護地区	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
		特別保護地区外	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	生息地等保護区	管理地区	×	—	—	—	—	—	—
		監視地区	×	—	—	—	—	—	—
		すべて	×	—	—	—	—	—	—
	景観計画区域	厚岸町全域（北海道景観計画の対象区域）	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	世界自然遺産		×	—	—	—	—	—	—
	世界文化遺産		×	—	—	—	—	—	—
	自然景観保護地区		×	—	—	—	—	—	—
	学術自然保護地区		×	—	—	—	—	—	—
	環境緑地保護地区		×	—	—	—	—	—	—
	国指定文化財	国指定重要文化財、国指定史跡・名勝・天然記念物	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	北海道指定文化財	北海道指定有形文化財、北海道指定史跡・名勝・天然記念物	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	市町村指定文化財	厚岸町指定文化財、厚岸町指定史跡・名勝・天然記念物	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	埋蔵文化財	埋蔵文化財埋蔵地	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
環境保全に係る情報	希少動植物生息・生育ポテンシャルエリア	希少動植物の生息・生息可能性のあるエリアを有識者の指導のもと作成	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	環境省レッドリスト	希少動植物生息・生育ポテンシャルエリアに反映	○	—	—	—	—	—	—
	北海道レッドリスト	希少動植物生息・生育ポテンシャルエリアに反映	○	—	—	—	—	—	—
	ラムサール条約登録湿地	厚岸湖・別寒辺牛湿原	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	風力発電における鳥類のセンシティブマップ（EADAS）	希少動植物生息・生育ポテンシャルエリアに反映	○	—	—	—	—	—	—
	シマフクロウ営巣地	希少動植物生息・生育ポテンシャルエリアに反映	○	—	—	—	—	—	—
	国内希少野生動植物種	希少動植物生息・生育ポテンシャルエリアに反映	○	—	—	—	—	—	—
	指定希少野生動植物種	指定希少野生動植物種について、専門家や関係部局等から聴取	○	—	—	—	—	—	—
	植生自然度8・9・10の地域	植生自然度8・9・10を調整エリアと設定	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	特定植物群落		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	巨樹・巨木林から50mの範囲	過去の文献を参考に基準値を設定	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	生物多様性保全上重要な里地里山		×	—	—	—	—	—	—
	生物多様性の観点から重要度の高い湿地	厚岸湖・厚岸湾、別寒辺牛湿原	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	生物多様性の観点から重要度の高い海域		○	—	—	—	—	—	—
	自然再生の対象となる区域		×	—	—	—	—	—	—
	長距離自然歩道		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	緑の回廊		×	—	—	—	—	—	—
	自然共生サイト		×	—	—	—	—	—	—
	身近な自然地域	厚岸望洋台、太田桑並木、太田屯田の赤松樹林帯・報国寺境内、苫多海岸、町育成牧場、宮園運動公園中央広場、別寒辺牛湿原原野所周辺、高知地域の広場、住の江公園、白浜公園、上尾幌児童公園、港町1号公園、港町2号公園、真竜中央通り	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	記念保護樹木	屯田兵の桑並木、報国寺のアカツ	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	水資源保全地域	厚岸町大別地区水資源保全地域、厚岸町トバイツ地区水資源保全地域、厚岸町糸魚沢地区水資源保全地域、厚岸町上尾幌地区水資源保全地域、厚岸町別寒辺牛地区・浜中町茶内第三地区水資源保全地域、厚岸町片無去地区水資源保全地域、厚岸町太田・南片無去地区・標茶町片無去塘路中チャンバツ地区水資源保全地域	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	さけますふ化場・養殖場		×	—	—	—	—	—	—
	保護水面		×	—	—	—	—	—	—
	資源保護水面		×	—	—	—	—	—	—
	EAAFP登録地	厚岸湖・別寒辺牛湿原	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	北海道湿原保全マスタープラン掲載の湿原	厚岸湖・別寒辺牛湿原	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	ジオパーク		×	—	—	—	—	—	—
	IBA（重要野鳥生息地）		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	KBA（生物多様性重要地域）		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	日本の地形レッドデータ		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	河川から30mの範囲		○	—	保全	保全	保全	—	保全
	河川から200mの範囲	過去の文献を参考に有識者の指導のもと基準値を設定	○	—	調整	調整	調整	—	調整
	絶滅危惧種の分布状況(動物・維管束植物)		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	景観重要建造物		×	—	—	—	—	—	—
	景観重要樹木		×	—	—	—	—	—	—
	アイヌの人たちなどの（重要）文化的景観		×	—	—	—	—	—	—
	風致地区		×	—	—	—	—	—	—
	特別緑地保全地区		×	—	—	—	—	—	—
	歴史的風土特別保存地区		×	—	—	—	—	—	—
	近郊緑地特別保全地区		×	—	—	—	—	—	—

表 4.3 ゾーニングマップのエリア条件（2/2）

区分	要素	備考	該当	太陽光		陸上風力		木質バイオマス	家畜バイオマス
				小規模	中・大規模	小規模	中・大規模		
土地の安定性等に係る情報	洪水浸水予測図	厚岸町防災ハザードマップ	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	津波浸水予測図	厚岸町防災ハザードマップ	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	災害危険区域		×	—	—	—	—	—	—
	砂防指定地		×	—	—	—	—	—	—
	急傾斜地崩壊危険区域		×	—	—	—	—	—	—
	地すべり防止区域		×	—	—	—	—	—	—
	大規模盛土造成地		○	—	保全	保全	保全	—	保全
	土砂災害特別警戒区域		○	—	保全	保全	保全	—	保全
	土砂災害警戒区域	土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊	○	—	調整	調整	調整	—	調整
	土砂災害危険箇所	令和6年4月1日以降、土砂災害警戒区域に引き継ぎ	○	—	調整	調整	調整	—	調整
土地利用方法等に係る情報	山地災害危険地区	修正作業のためデータ公開が一時休止中（北海道HPより）	△	—	調整	調整	調整	—	調整
	居住地	居住地	○	—	—	—	—	—	—
	公共施設	公共施設	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	学校	学校	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	福祉施設	福祉施設	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	病院	病院	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	用途地域	住居系・商業系区域	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	用途地域	工業系区域	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	用途地域	用途地域から500mの範囲	○	促進	調整	—	保全	促進	—
	用途地域	用途地域から1000mの範囲	○	—	—	—	保全	—	—
	市街化調整区域		×	—	—	—	—	—	—
	用途地域外の主要住宅地	10軒以上が集まる主要な住宅地を抽出（用途地域外）	○	促進	—	—	—	—	—
	居住地から100mのエリア	居住地から100mの範囲	○	—	—	—	—	促進	—
	居住地から500mのエリア	居住地から500mの範囲	○	—	調整	調整	保全	—	調整
	漁港区域	厚岸漁港（厚岸地区）、厚岸漁港（門静地区）、床潭漁港	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	港湾区域		×	—	—	—	—	—	—
	海岸保全区域		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	温泉（準）保護地域		×	—	—	—	—	—	—
	要措置区域		×	—	—	—	—	—	—
	形質変更要届出区域		×	—	—	—	—	—	—
	農業振興地域内農用地区域（青地）	農用地区域	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	農業振興地域内農用地区域外（白地）	農業施設用地	○	促進	調整	調整	調整	促進	調整
	農地の区画情報（筆割り）	農用地区域外	○	促進	調整	調整	調整	促進	調整
	農地又は採草放牧地	農水省が標本調査として実施する耕地面積調査等の母集団情報として整備	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	乳用牛の牧場		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	牧場ごとの乳用牛の飼育頭数		○	—	—	—	—	—	—
	林道		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	地域森林計画対象民有林	地域森林計画対象民有林	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	公園		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	下水道		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	鉄道		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	道路		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	ため池		×	—	—	—	—	—	—
	伝搬障害防止区域	伝搬障害防止区域（地上31mを超える建築物等）	×	—	—	—	—	—	—
	気象レーダー	レーダー範囲	×	—	—	—	—	—	—
	防衛施設	自衛隊基地、自衛隊演習場	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	航空施設	在日米軍施設・区域	×	—	—	—	—	—	—
	航空施設	制限表面、航空路監視レーダー、航空保安無線施設等電波を発射する施設	×	—	—	—	—	—	—
	航空制限		×	—	—	—	—	—	—
生活環境に係る情報	騒音・振動規制区域	騒音規制法、振動規制法	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	悪臭規制地域	悪臭防止法	○	—	—	—	—	—	保全
事業性に係る情報	太陽光（小規模）ポテンシャル	太陽光発電の発電量が多く見込める区域	○	事業可能性	—	—	—	—	—
	太陽光（中・大規模）ポテンシャル	太陽光発電の発電量が多く見込める区域	○	—	事業可能性	—	—	—	—
	陸上風力（小規模）ポテンシャル	年平均風速5.0m/s以上の区域	○	—	—	好適	—	—	—
	陸上風力（中・大規模）ポテンシャル	年平均風速5.5m/s以上の区域	○	—	—	—	好適	—	—
	木質バイオマス（熱利用）ポテンシャル	町有林のうち未利用の木質バイオマスが賦存しているエリア	○	—	—	—	—	好適	—
	家畜バイオマスポテンシャル	5km圏内に立地する牧場で飼育している乳用牛の頭数が合計1000頭以上となる区域	○	—	—	—	—	—	事業可能性

4.2 ゾーニングマップ

各再エネのエリア設定の方針とエリア条件についてまとめた表を示します。

(1) 太陽光（小規模）

表 4.4 太陽光（小規模）のゾーニング区分

再エネ種別	エリア類型	エリア設定の方針	エリア条件
太陽光 (小規模)	促進エリア	小規模太陽光が設置可能な、建物、住居、農地が多くある場所を設定	公共施設、用途地域、用途地域外の主要住宅地、農業用施設、農業振興地域内農用地区域外（白地）などを設定 ※植生自然度 8・9・10の地域、特定植物群落、巨樹・巨木林（50mバッファー）のエリアは除外
	事業可能性エリア	再エネポテンシャルがある場所を設定	REPOS（環境省）の太陽光導入ポテンシャル（建物系・土地系）を設定 ※植生自然度 8・9・10の地域、特定植物群落、巨樹・巨木林（50mバッファー）のエリアは除外
	調整エリア	自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、各所との調整を要する場所を設定	普通林や農業振興地域内農用地区域（青地）などを設定
	保全エリア	重大な環境影響が懸念される場所、法令規制のある場所を設定	国定公園、ラムサール条約湿地、鳥獣保護区、保安林、文化財分布地、自衛隊演習場などを設定

(2) 太陽光（中・大規模）

表 4.5 太陽光（中・大規模）のゾーニング区分

再エネ種別	エリア類型	エリア設定の方針	エリア条件
太陽光 (中・大規模)	促進エリア	現時点で促進エリアは設定しない	—
	事業可能性エリア	再エネポテンシャルがある場所を設定	REPOS（環境省）の太陽光導入ポテンシャル（建物系・土地系）から河川（200mバッファー）、植生自然度 8・9・10の地域、特定植物群落、巨樹・巨木林（50mバッファー）を除外したエリアを設定
	調整エリア	自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、各所との調整を要する場所を設定	公共施設や用途地域、普通林、農業振興地域などを設定
	保全エリア	重大な環境影響や災害発生が懸念される場所、法令規制のある場所を設定	国定公園、ラムサール条約湿地、鳥獣保護区、保安林、文化財分布地、自衛隊演習場、土砂災害特別警戒区域などを設定

(3) 陸上風力（小規模）

表 4.6 陸上風力（小規模）のゾーニング区分

再エネ種別	エリア類型	エリア設定の方針	エリア条件
陸上風力 (小規模)	促進エリア	バードストライクの懸念があるため現時点で促進エリアは設定しない	—
	事業可能性エリア	現時点で事業可能性エリアは設定しない	NEDOが公表する局所風況マップにおいて5.0m/s以上のエリアを事業可能性エリアに設定する手法もある
	調整エリア	自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、各所との調整を要する場所を設定	公共施設や用途地域、普通林、農業振興地域などを設定
	保全エリア	重大な環境影響や災害発生が懸念される場所、法令規制のある場所を設定	国定公園、ラムサール条約湿地、鳥獣保護区、保安林、文化財分布地、自衛隊演習場、土砂災害特別警戒区域などを設定

(4) 陸上風力（中・大規模）

表 4.7 陸上風力（中・大規模）のゾーニング区分

再エネ種別	エリア類型	エリア設定の方針	エリア条件
陸上風力 （中・大規模）	促進エリア	バードストライクの懸念があるため現時点で促進エリアは設定しない	—
	事業可能性 エリア	現時点で事業可能性エリアは設定しない	REPOS（環境省）の風力ポテンシャルを事業可能性エリアに設定する手法もある
	調整エリア	自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、各所との調整を要する場所を設定	普通林や農業振興地域などを設定
	保全エリア	重大な環境影響や災害発生、住民影響（眺望、騒音等）が懸念される場所、法令規制のある場所を設定	用途地域・住居から500mの範囲、国定公園、ラムサール条約湿地、鳥獣保護区、保安林、文化財分布地、土砂災害特別警戒区域などを設定

(5) 木質バイオマス（熱利用）

表 4.8 木質バイオマス（熱利用）のゾーニング区分

再エネ種別	エリア類型	エリア設定の方針	エリア条件
木質バイオマス （熱利用）	促進エリア	木質バイオマスボイラー、ペレットストーブの導入が可能であり、熱利用需要のあるエリアを設定	熱利用の需要がある既存の建物や、用途地域、農業用施設、農業振興地域内農用地区域外を設定し、木質バイオマスの賦存量として、林地未利用材の発生量（北海道）を図示
	事業可能性 エリア	現時点で事業可能性エリアは設定しない	—
	調整エリア	現時点で調整エリアは設定しない	—
	保全エリア	現時点で保全エリアは設定しない	—

(6) 家畜バイオマス

表 4.9 家畜バイオマスのゾーニング区分

再エネ種別	エリア類型	エリア設定の方針	エリア条件
家畜バイオマス	促進エリア	現時点で促進エリアは設定しない	家畜バイオマスの集約を見据え、家畜バイオマスが賦存する牧場から5km圏内で10件以上重なるエリアと、農振白地地域が重なる場所を促進エリアに設定する手法もある
	事業可能性 エリア	再エネポテンシャルのあるエリアを設定	半径5km圏内にある牧場で飼育している乳用牛の頭数が合計1,000頭以上となるエリアから、河川（200mバッファー）、植生自然度8・9・10の地域、特定植物群落、巨樹・巨木林（50mバッファー）を除外したエリアを設定
	調整エリア	自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、各所との調整を要する場所を設定	普通林や農業振興地域などを設定
	保全エリア	重大な環境影響や災害発生が懸念される場所、法令規制のある場所を設定	悪臭規制地域、国定公園、ラムサール条約湿地、鳥獣保護区、文化財分布地、自衛隊演習場、土砂災害特別警戒区域などを設定



図 4.2 白地図（全体図）



図 4.3 白地図（拡大図）

太陽光(小規模)

再エネ施設のイメージ

- ✓ 対象：建物系 50kW 未満、土地系 50kW 未満
- ✓ 住宅・駐車場等の屋根上や、空き地等の小規模な未利用地への導入を検討

促進エリア

- ・ 小規模太陽光が設置可能な、建物、住居、農地が多くあるエリア

事業可能性エリア

- ・ 再エネポテンシャルがあるエリア

調整エリア

- ・ 自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、各所との調整を要するエリア

保全エリア

- ・ 重大な環境影響が懸念されるエリア、法令規制のあるエリア

補足事項

- ✓ 住宅の屋根上等であれば、保全エリア内であっても保全の対象とはならない

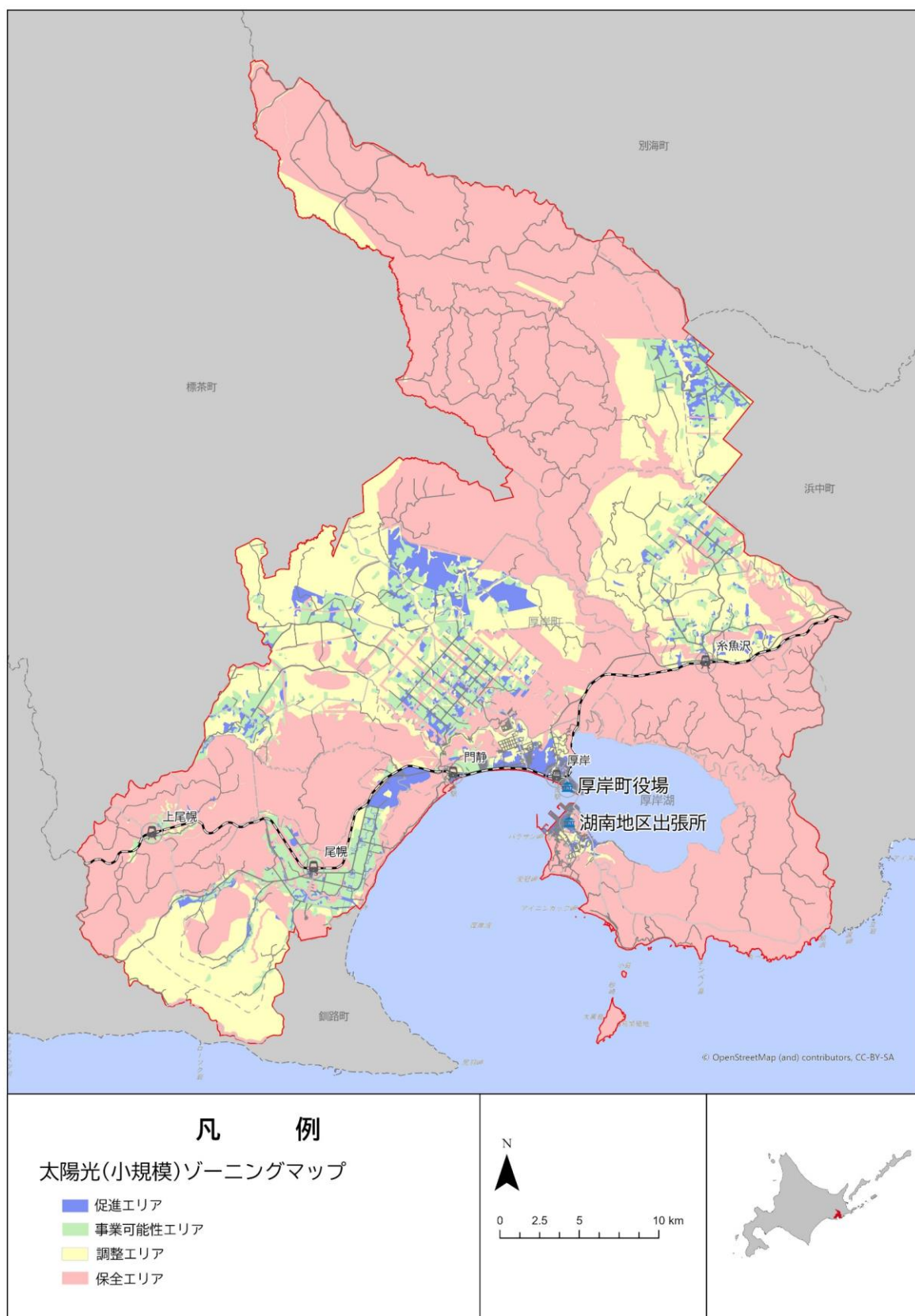


図 4.4 太陽光(小規模) ゾーニングマップ (全体図)

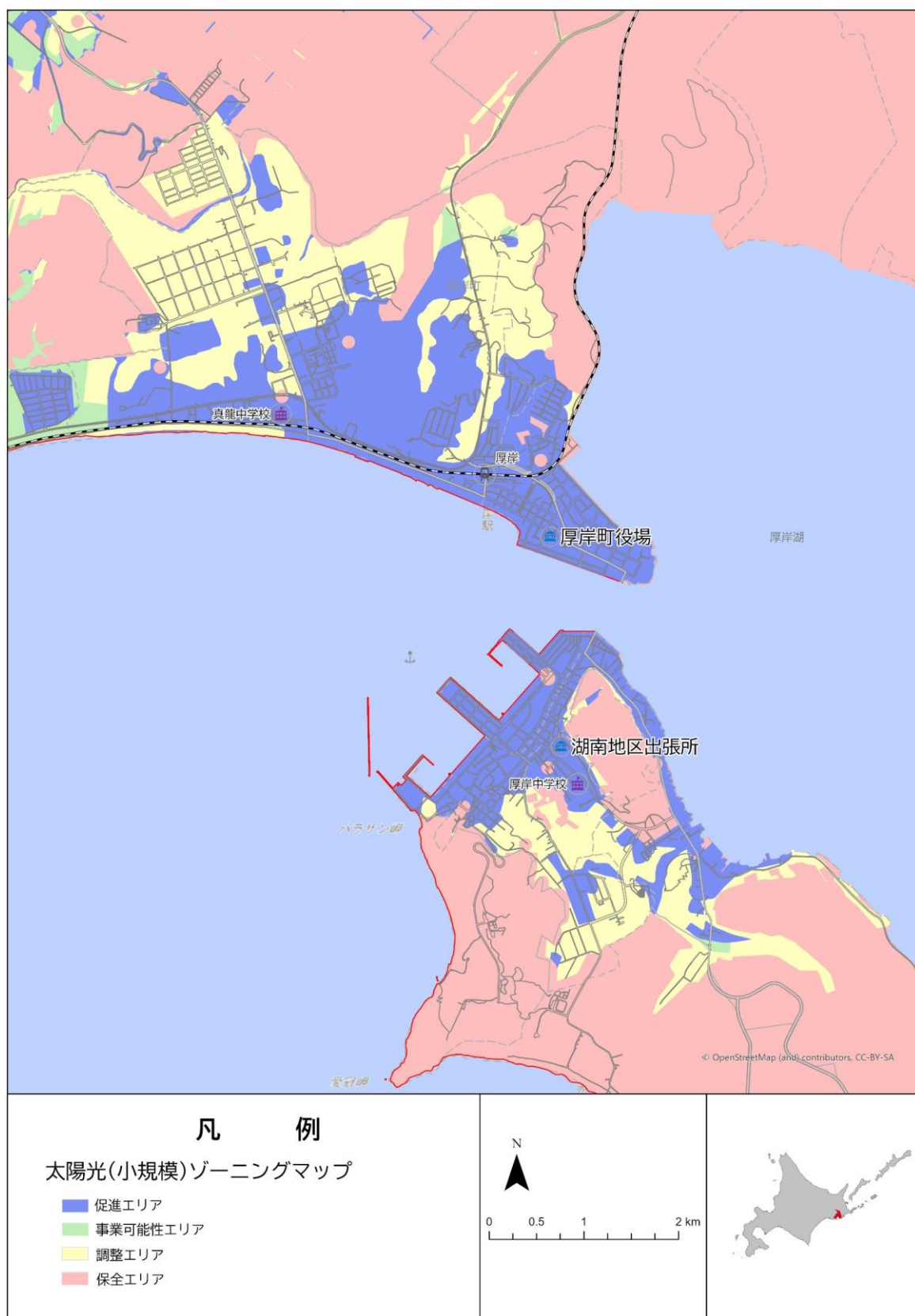


図 4.5 太陽光(小規模) ゾーニングマップ (拡大図)

太陽光(中・大規模)

再エネ施設のイメージ

- ✓ 対象：建物系 50kW 以上、土地系 50kW 以上
- ✓ 大型建物の屋根上や、中・大規模な未利用地への導入可能性を検討

事業可能性エリア

- ・ 再エネポテンシャルがあるエリア

調整エリア

- ・ 自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、各所との調整を要するエリア

保全エリア

- ・ 重大な環境影響や災害発生が懸念されるエリア、法令規制のあるエリア

注意事項

- ✓ 国道沿いなどからの視認性や景観との調和に最大限留意すること
- ✓ 大規模な森林伐採（0.5ha 以上）を伴う場合は事業を避けることが望ましい

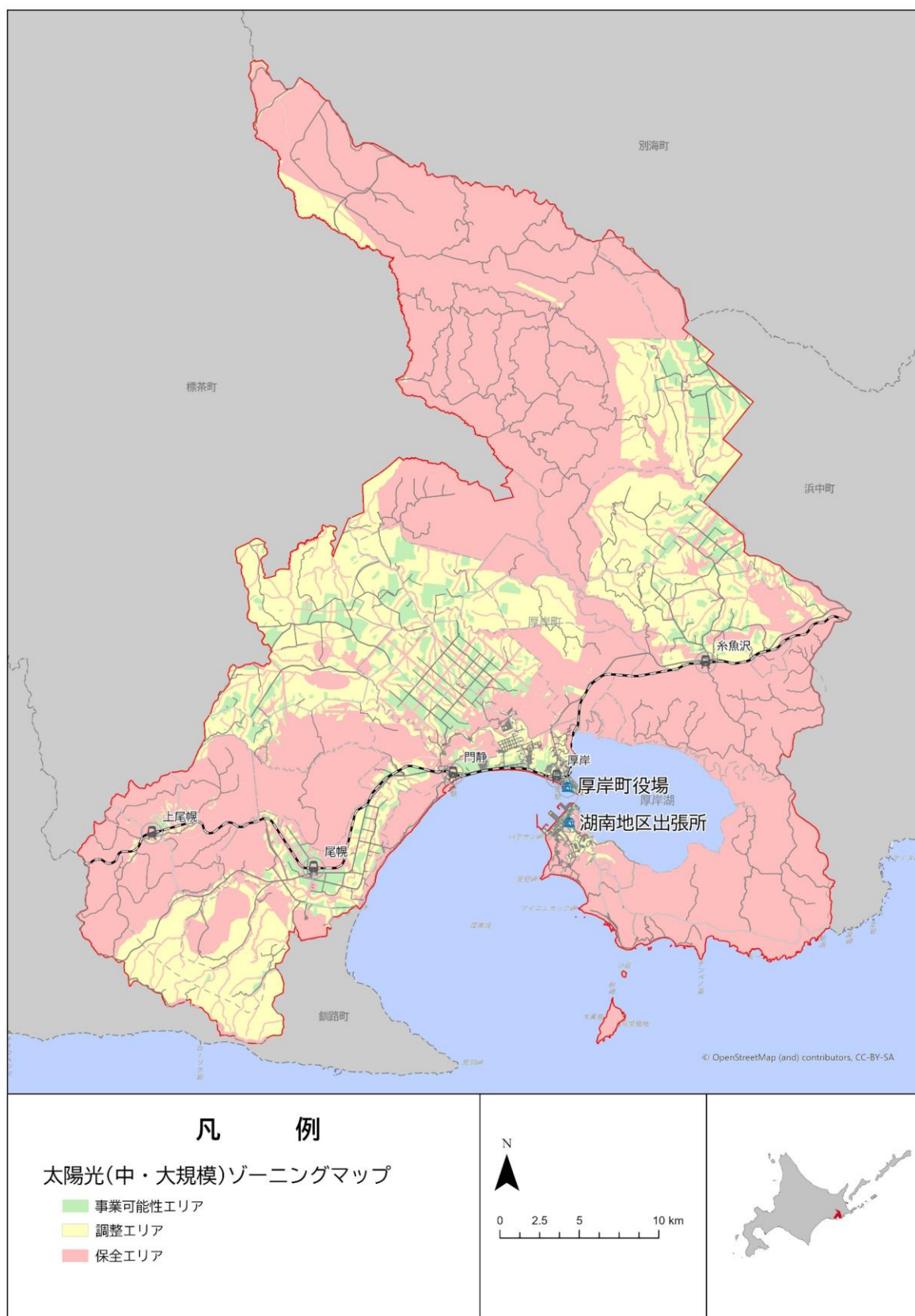


図 4.6 太陽光(中・大規模) ゾーニングマップ (全体図)

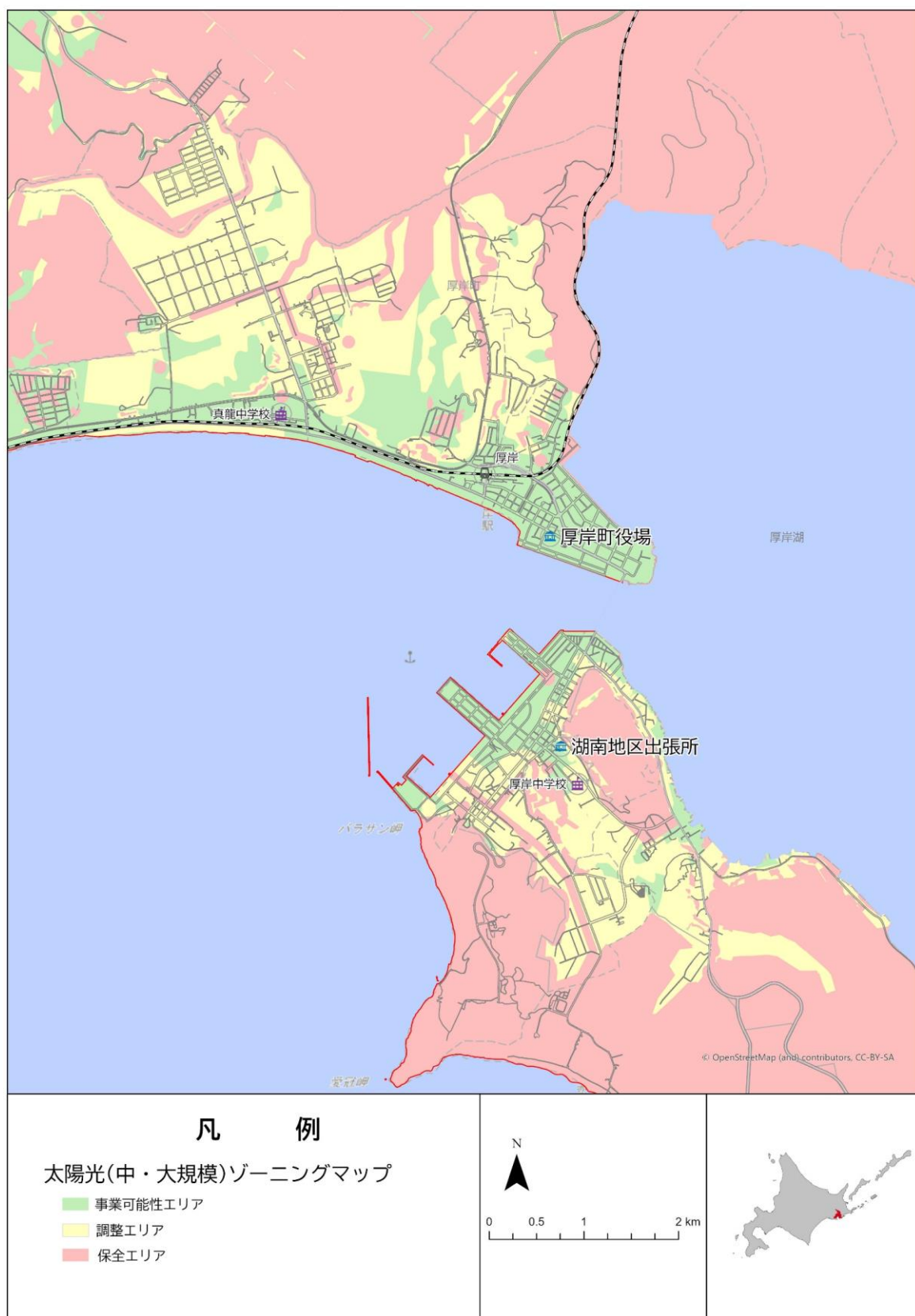


図 4.7 太陽光(中・大規模) ゾーニングマップ (拡大図)

陸上風力(小規模)

再エネ施設のイメージ

- ✓ 対象：50kW 未満の小型風車
- ✓ 自然環境・景観・バードストライクの懸念が少ない小型風力の導入可能性を検討

調整エリア

- 自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、各所との調整を要するエリア

保全エリア

- 重大な環境影響や災害発生が懸念されるエリア、法令規制のあるエリア

補足事項

- ✓ 導入にあたっては、実証試験を段階的に重ね、鳥類との共生を慎重に図っていくことが望ましい

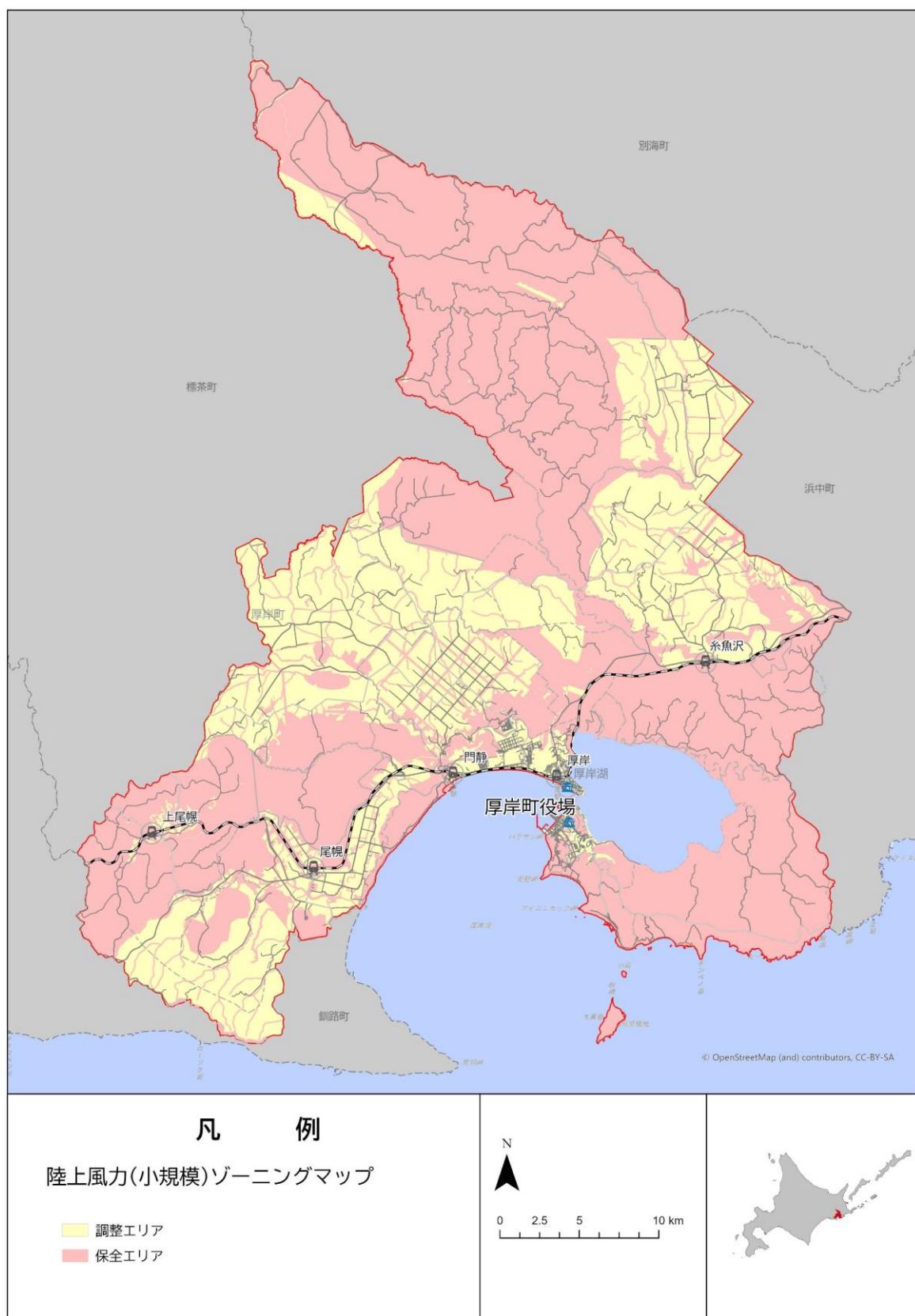


図 4.8 陸上風力(小規模) ゾーニングマップ (全体図)



図 4.9 陸上風力(小規模) ゾーニングマップ (拡大図)

陸上風力(中・大規模)

再エネ施設のイメージ

- ✓ 対象：50kW 以上の中型風車・大型風車
- ✓ 発電効率の向上等、技術開発が進むことにより、風力発電の大型化が進むことが予想される

調整エリア

- ・ 自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、各所との調整を要するエリア

保全エリア

- ・ 重大な環境影響や災害発生が懸念されるエリア、法令規制のあるエリア、住民への影響（眺望、騒音等）が懸念されるエリア

補足事項

- ✓ 国道沿いなどからの視認性や景観との調和に最大限留意すること
- ✓ 大規模な森林伐採（0.5ha 以上）を伴う場合は事業を避けることが望ましい

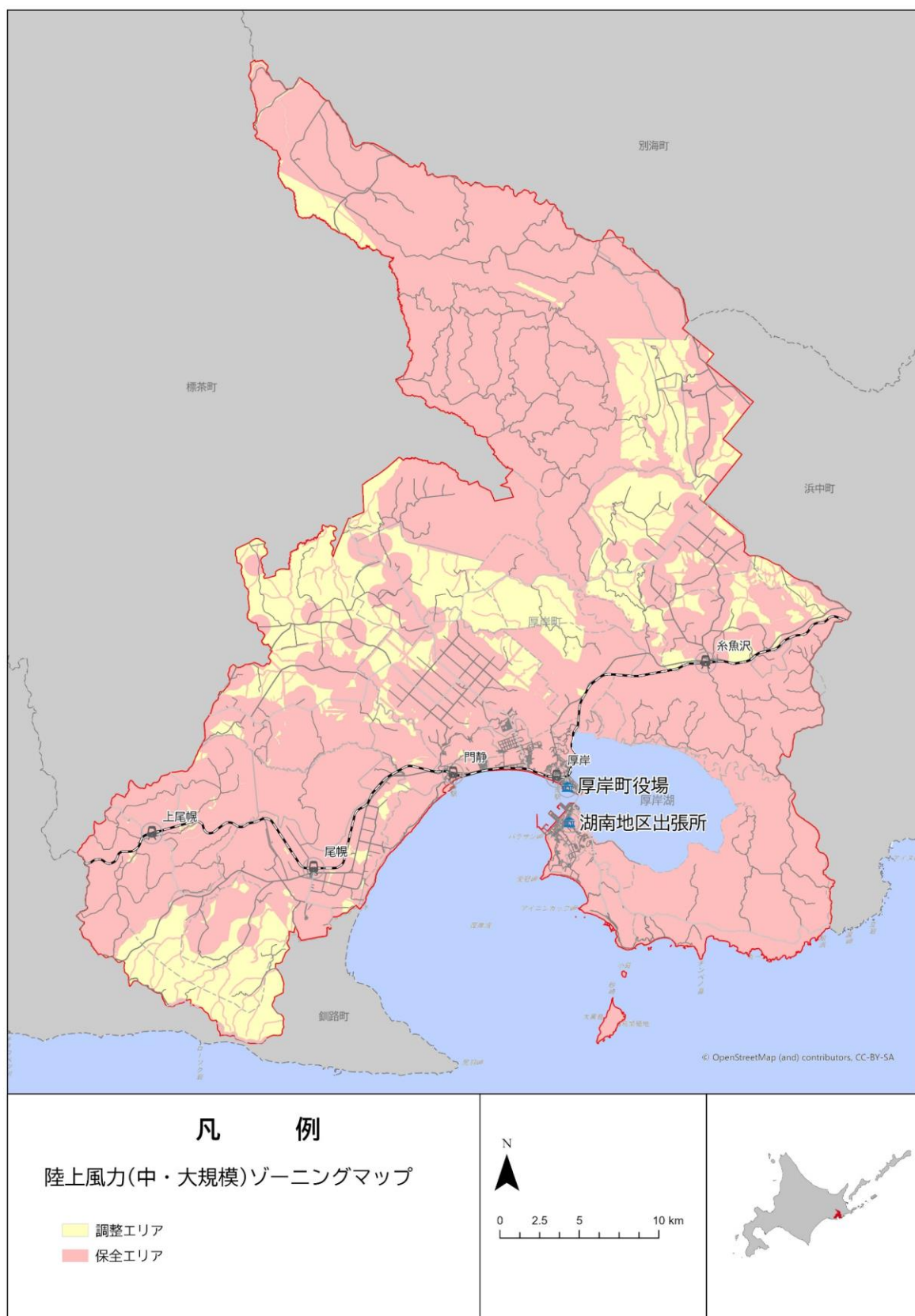


図 4.10 陸上風力(中・大規模) ゾーニングマップ (全体図)

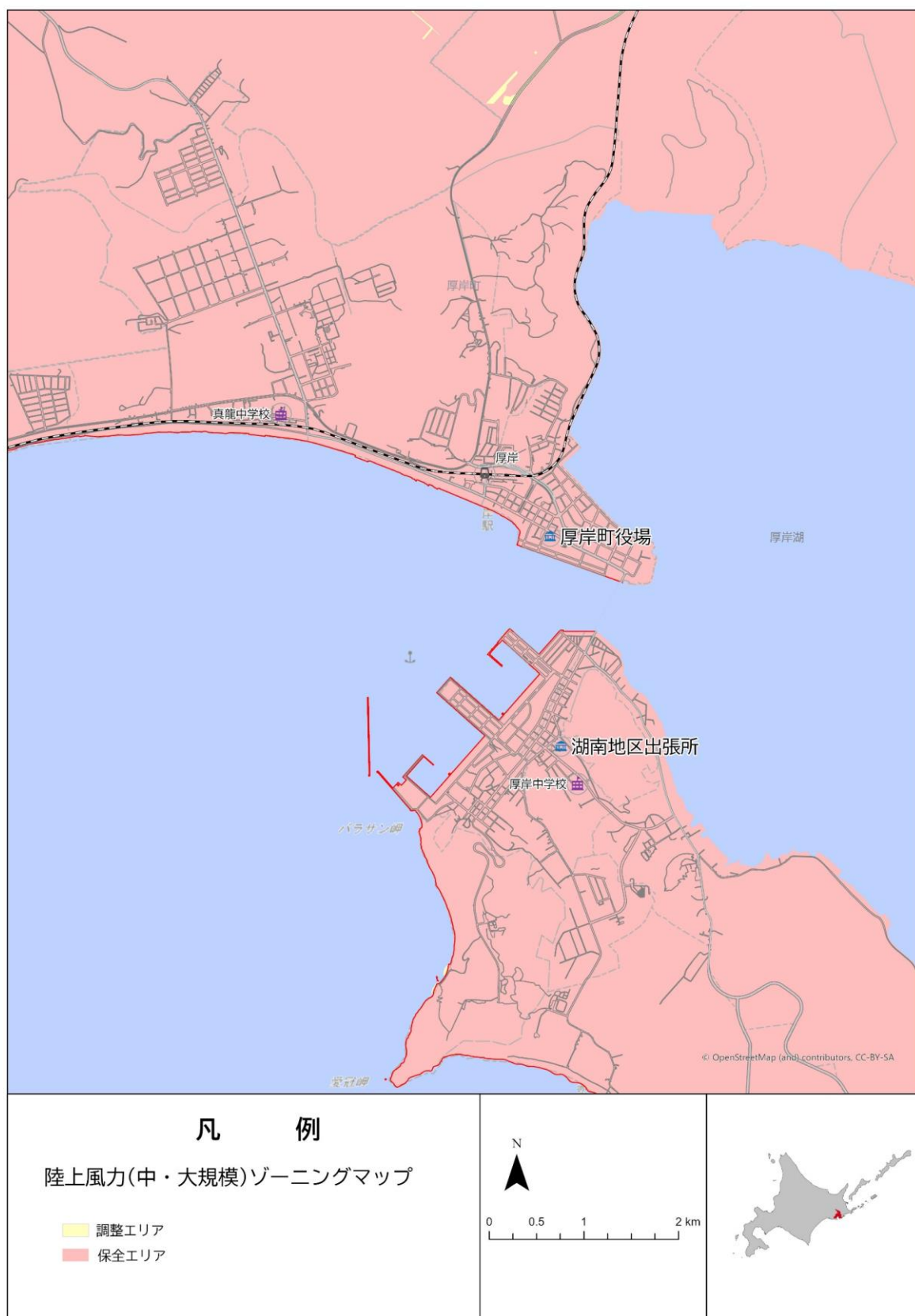


図 4.11 陸上風力(中・大規模) ゾーニングマップ (拡大図)

木質バイオマス(熱利用)

再エネ施設のイメージ

- ✓ 対象：木質バイオマスボイラー、ペレットストーブ
- ✓ 町内で発生した間伐材を燃料とする木質バイオマス設備の導入可能性を検討

促進エリア

- 木質バイオマスボイラー、ペレットストーブの導入が可能であり、熱利用需要のあるエリア

補足事項

- ✓ 木質バイオマスの賦存エリアとして、北海道 HP を参考に、林地未利用材の発生場所を図示

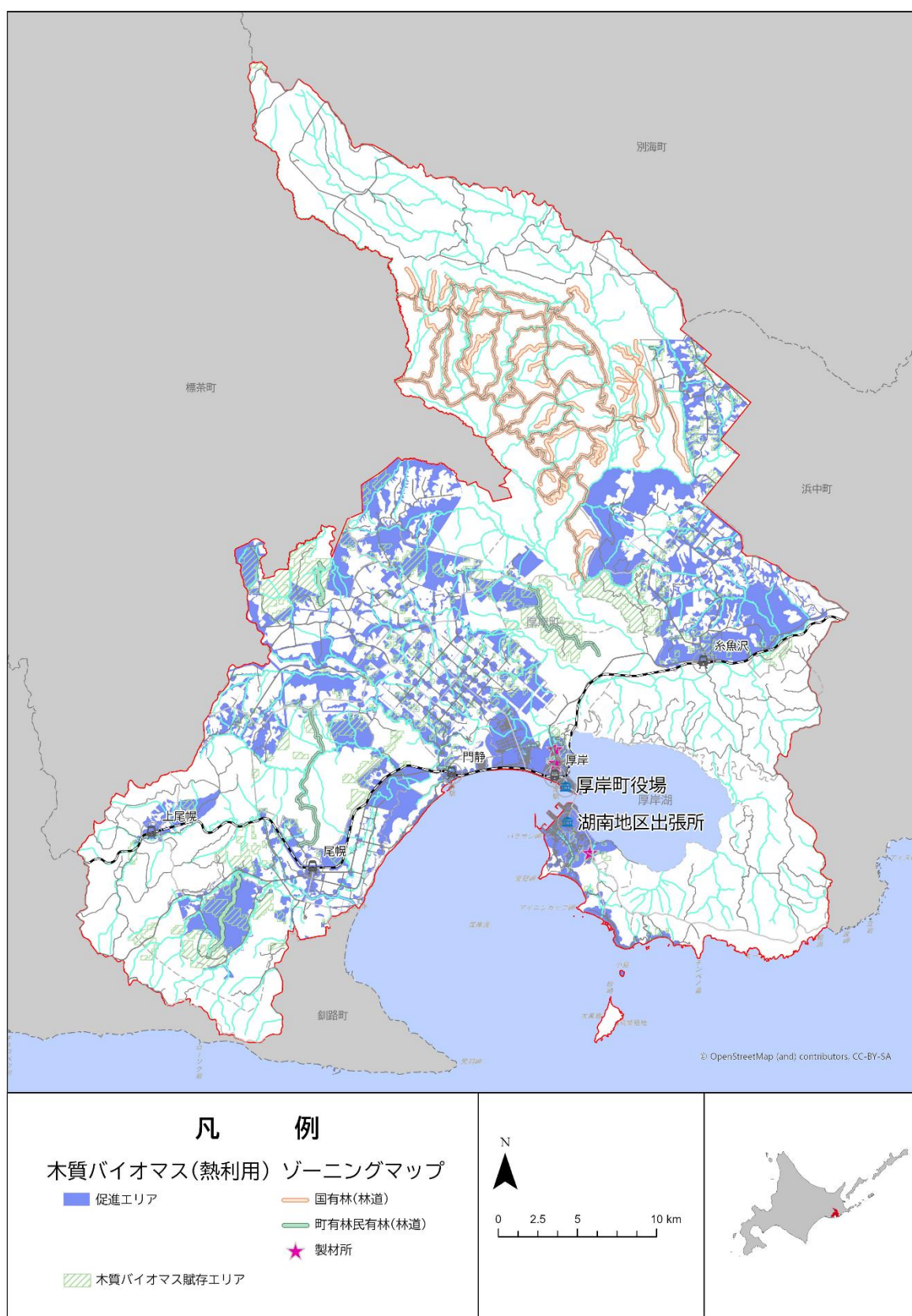


図 4.12 木質バイオマス(熱利用) ゾーニングマップ (全体図)

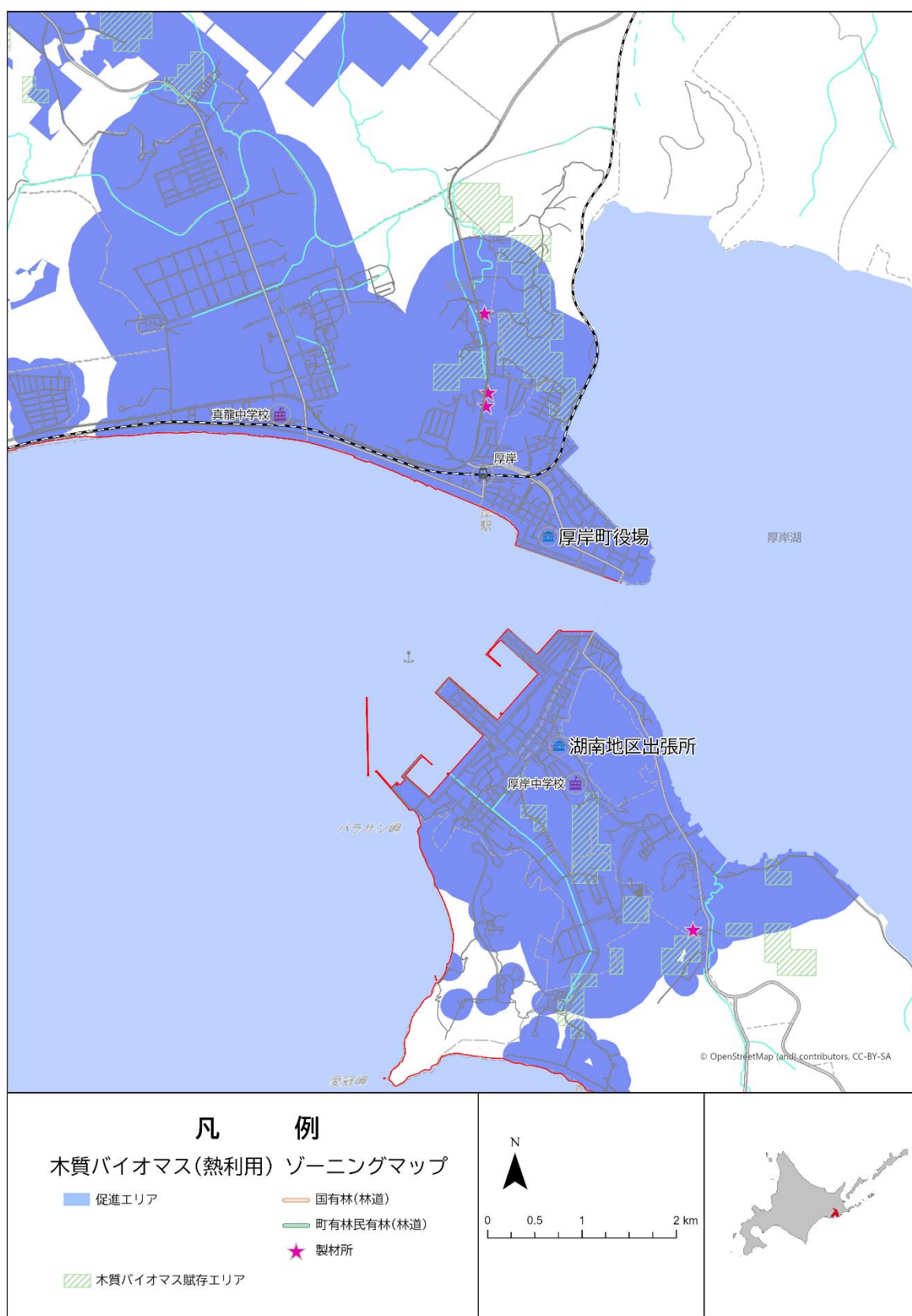


図 4.13 木質バイオマス（熱利用） ゾーニングマップ（拡大図）

家畜バイオマス

再エネ施設のイメージ

- ✓ 対象：50kW 未満の小規模施設から 600kW 程度の中規模施設までを想定
- ✓ 町内で発生した家畜ふん尿を利用する家畜バイオマス施設の導入可能性を検討

事業可能性エリア

- ・ 牧場で飼養している乳用牛の頭数が、半径 5km 圏内で合計 1,000 頭以上となるエリア

調整エリア

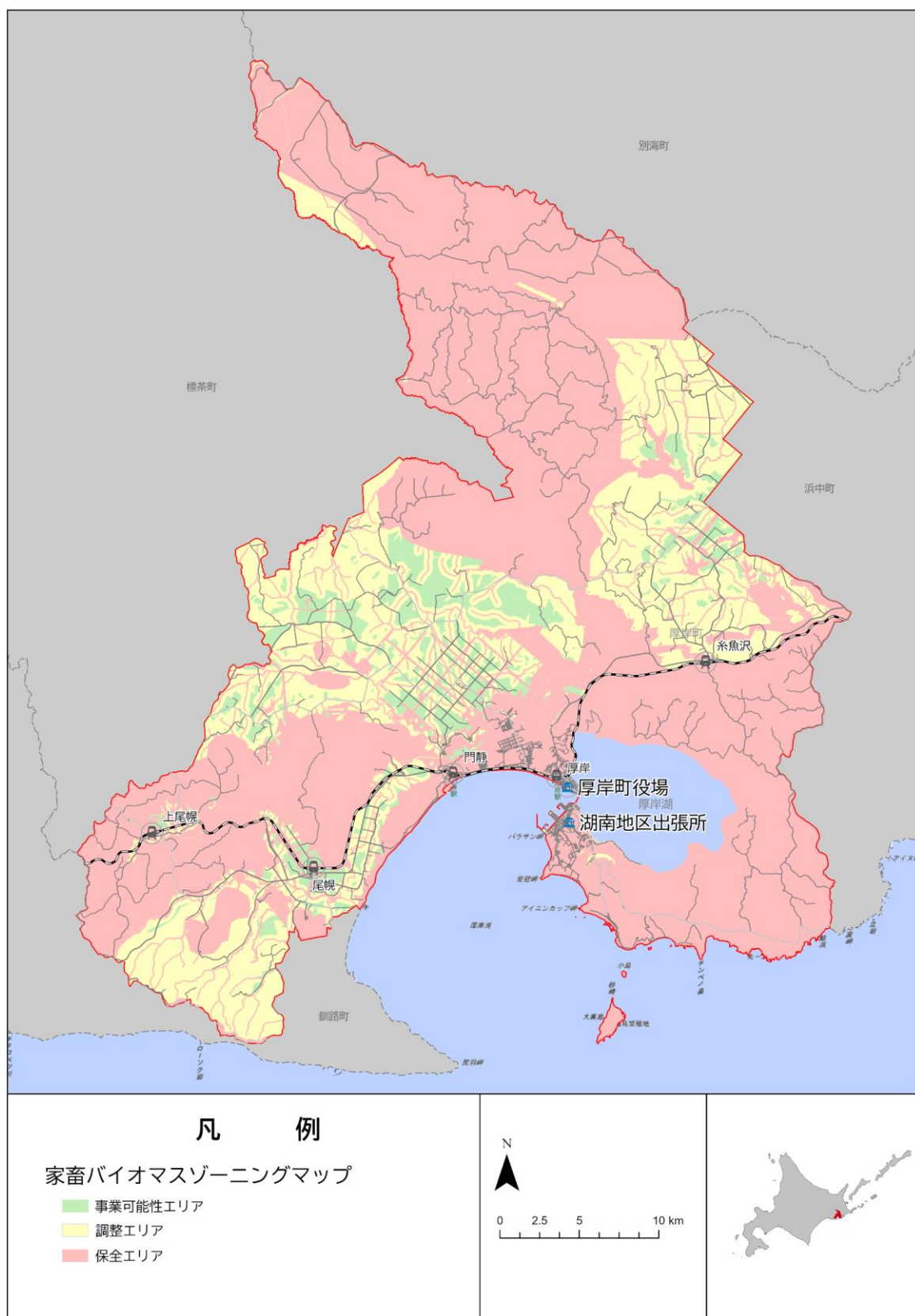
- ・ 自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、各所との調整を要するエリア

保全エリア

- ・ 重大な環境影響や災害発生が懸念されるエリア、法令規制のあるエリア、臭気の発生を規制するエリア

補足事項

- ✓ 5 km 圏内であれば、どの大きさのトラックでも輸送コストは大きく変わらない
- ✓ 1,000 頭あたり 250kW の発電出力が見込まれる



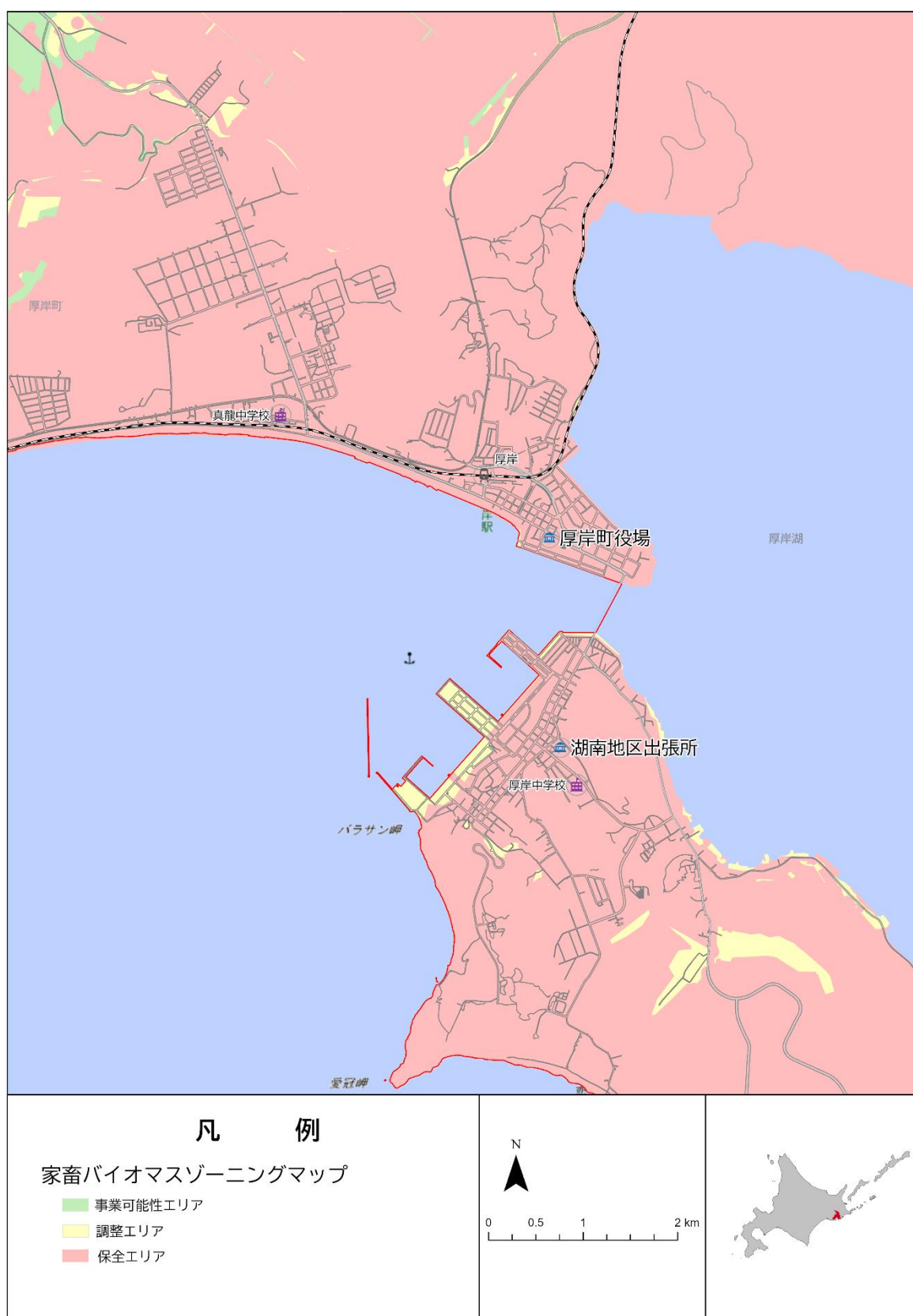


図 4.15 家畜バイオマス ゾーニングマップ（拡大図）

4.3 ゾーニングの結果

ゾーニングマップをもとに、各再エネの導入ポテンシャル（MW）について、下表のとおり試算しました（小数点以下切り捨て）。

本ゾーニング事業において促進エリアを設定した太陽光（小規模）、木質バイオマス（熱利用）については、再エネ導入目標の達成に向け、促進エリア内への導入を促進します。また、太陽光（中・大規模）、家畜バイオマスについては、事業可能性エリア内での事業実現に向け各種調整を図ることで、再エネ導入目標の達成を目指します。

表 4.10 促進エリア・事業可能性エリアの面積（小数点第2位以下四捨五入）

再エネ種別	ゾーニング結果(導入ポテンシャル)		備考（導入方針）
	促進エリア	事業可能性エリア	
太陽光（小規模）	18.7km ² (187MW)	30.8km ² (308MW)	・建物の屋根上や小規模な未利用地などを活用した小規模太陽光発電を推進するため、促進エリアを設定 ・導入ポテンシャルは1km ² あたり10MWで計算
太陽光（中・大規模）	—	43.5km ² (435MW)	・自然環境や土地利用に関する影響が大きいため、促進エリアは未設定 ・導入ポテンシャルは1km ² あたり10MWで計算
陸上風力（小規模）	—	—	・バードストライクの発生が懸念されるため、促進エリア・事業可能性エリアは未設定
陸上風力（中・大規模）	—	—	・バードストライクの発生や景観への影響が懸念されるため、促進エリア・事業可能性エリアは未設定
木質バイオマス	152.8km ²	—	・促進エリアでは木質バイオマスボイラーやペレットストーブなどの熱利用を想定
家畜バイオマス 乳用牛の飼育頭数 13,786頭(令和5年5月時点)	—	43.7km ² (3MW)	・家畜ふん尿の確保、収集、運搬等に課題が残ることから、促進エリアは未設定 ・導入ポテンシャルは1,000頭あたり250kWで計算

表 4.11 再エネ導入目標とゾーニング結果

再エネ種別		再生可能エネルギー導入目標（R5年度）					ゾーニング結果（R6年度）			
		2030年		2050年		環境省REPOSによる導入ポテンシャル	再生可能エネルギーの導入ポテンシャル			設備容量・発電量の仮定条件
		設備容量(MW)	発電量(MWh)	設備容量(MW)	発電量(MWh)		計算対象	設備容量(MW)	発電量(MWh)	
太陽光	小規模	0.0	0.0	3.0	3,600	82.04 (REPOS「建物系」)	促進エリア (面積：18.7km ²)	187	215,050	設備容量(MW) = 1km ² あたり10MW 年間発電量(kWh) = 1kWあたり1,150kWh
	中・大規模	0.5	608	9.0	11,905	3,196.70 (REPOS「土地系」)	事業可能性エリア (面積：43.5km ²)	435	500,250	
陸上風力	小規模					5,101.20	—	—	—	調整エリア・保全エリアのみ
	中・大規模	0.0	0.0	0.4	869		—	—	—	
木質バイオマス						—	—	—	—	木質バイオマスボイラーやペレットストーブなどの熱利用を想定
家畜バイオマス		0.4	3,133	1.2	8,410	3.77	令和5年5月時点での乳用牛の飼育頭数 町内合計：13,786頭	3	21,000	設備容量(kW) = 1,000頭あたり250kW程度 年間発電量(kWh) = 設備容量1kWあたり6,000～8,000kWh程度 (7,000kWhで計算)
合計		0.9	3,741	13.6	24,784	8,383.71	—	625	736,300	—

参考：北海道の世帯あたりの年間電気消費量：4,175kWh ※

※ 環境省「令和3年度家庭部門のCO2排出実態統計調査 資料編（確報値）より抜粋

第5章 ゾーニングマップ利用時の留意事項

本町では、本ゾーニング事業を通じたゾーニングマップ作成に付随する成果として、今後事業者等が町内で再エネに係る事業計画を検討する際に参考となる情報を整理しました。

表 5.1 には、本ゾーニングマップの、厚岸町の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた基礎情報（作成時点）を重ね合わせたものであるといった特性を前提に、事業計画を検討する際に留意すべき事項を取りまとめています。また、表 5.2～表 5.5 には北海道地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（令和 6 年(2024)11 月）に示される「環境配慮事項」に基づき町内に該当する要素について、適正な配慮のための考え方を取りまとめています。表 5.6 には本ゾーニング事業を通じて本町にかかわりのある関係団体・有識者・町民のみなさんから聴取した、本町において特に配慮すべき自然環境等に係る情報や留意すべき事項を「厚岸町特有の環境配慮事項」として取りまとめています。

本町内においては、ゾーニングにおける促進/事業可能性/調整/保全のエリア設定にかかわらず、表 5.1～表 5.6 に示す留意事項を遵守した事業計画を実施することとします。

表 5.1 ゾーニングマップ利用時の留意事項

ゾーニングマップ利用時の留意事項	
①	今後の事業計画を検討する際には、「北海道による適正な配慮のための考え方」や「厚岸町特有の留意事項」のほか、以下に示すようなガイドラインなどに基づき必要な手続き・措置を講じること。 ➤ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁） ➤ 事業計画策定ガイドライン（風力発電）（資源エネルギー庁） ➤ 事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（資源エネルギー庁） ➤ 太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省） ➤ 風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第 2 版）（環境省） ➤ 北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン（北海道）
②	事業計画の検討にあたっては、町の導入目標および他事業計画との兼ね合いを踏まえ、可能な限り早期に町役場、関係行政機関へ相談するとともに、地域住民への説明を行うこと。また、町境界周辺で事業計画を検討する際には、上記と同様に隣接する自治体、関係行政機関、地域住民に対して相談・説明を行うこと。
③	ゾーニングマップでは現時点（令和 7 年 2 月時点）で入手可能な環境情報を用いて作成しているため、必要に応じて最新の情報を収集して見直すこと。
④	今回のゾーニングは再エネにおける適地誘導を図るものであるが、地域脱炭素化促進事業として実施する再エネ事業を除き、その区域を法的に規制するものではない。
⑤	今回のゾーニングは公な規制条件をもとに行政が作成する再エネ導入の観点によるエリア設定であることから、実際の開発時には地権者の同意が必要となる。
⑥	既に人工的に利用されている土地が保全エリアの対象となっている場合は、土地利用方法等を考慮し、保全エリアの該当と否かについて、町で個別に判断する。

表 5.2 北海道により示されている環境配慮事項（1/4）

要素	環境配慮事項	適正な配慮のための考え方
・ 水資源保全地域	水の濁りによる影響（太陽光）	・ 用水取水地点や水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること ・ 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど環境の保全に必要な措置を講じること
・ 学校、病院、福祉施設、居住地等	騒音による生活環境への影響	・ 設置物等に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること ・ 事業実施場所から保全対象施設までの距離を 1km 以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること
	反射光による生活環境への影響（太陽光）	・ 保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように、事業地の周囲に植栽する、反射を抑えた仕様の資材を採用することなどの措置を講じること ・ 周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に生育する種又は土地本来の種とすること
	影による影響（風力）	・ 風力発電（施設）の影が、保全対象施設に長時間重ならない、住民などに不快感を与えないなど環境の保全に必要な措置（配置）を講じること
	大気質への影響（バイオマス）	・ 事業実施場所から保全対象施設までの距離を 1 km 以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は地域住民の健康被害の防止など環境の保全に必要な措置を講じること
	悪臭による影響（バイオマス）	・ 地形や風向きに応じたガスの流れを調査し、周辺に与える影響を抑えるなど環境の保全に必要な措置を講じること ・ 周辺への悪臭を抑えるなど環境の保全に必要な措置を講じること
	その他北海道が必要と判断するもの	・ 施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること ・ 事業実施場所から保全対象施設までの距離を 1km 以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること
・ 日本の地形レッドデータブック	重要な地形及び地質への影響（風力）	・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
・ 土砂災害危険箇所 ・ 山地災害危険地区	土地の安定性への影響（風力）	・ 当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること ・ 切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な措置を講じること
・ 道路	土地の安定性への影響	・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、改変が避けられない場合は、道路法その他の法令規則で定められた基準に適合するよう必要な措置を講じること
・ 漁港区域	土地の安定性への影響	・ 漁港区域内の水域又は公共空地においては、漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用、その他漁港の保全に必要な措置を講じること
・ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地 ・ KBA	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・ 発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、埒（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること ・ 営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること ・ さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること ・ 施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること

表 5.3 北海道により示されている環境配慮事項（2/4）

要素	環境配慮事項	適正な配慮のための考え方
・ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地 ・ KBA	地域を特徴づける生態系への影響	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
・ レッドリスト掲載種 ・ 指定希少野生動植物種	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・ 発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、埒（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること ・ 営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること ・ さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること ・ 施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること
	植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
・ 風力発電における鳥類のセンシティブエリア	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響（風力）	・ 注意喚起レベル A1・A2・A3 の区域は、対象種の確実な生息地情報を得た上で、専門家の意見を聴取し、影響のある範囲では事業を原則実施しないこと ・ 注意喚起レベル B・C の区域や事業の実施を避けられない場合は、対象種の確実な生息地情報を得た上で、専門家の意見を聴取し、影響のある範囲を避けること
・ 植生自然度 8・9 の区域	植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
	地域を特徴づける生態系への影響	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
・ 特定植物群落 ・ 巨樹・巨木林	植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること

表 5.4 北海道により示されている環境配慮事項（3/4）

要素	環境配慮事項	適正な配慮のための考え方
・ 生物多様性の観点から重要度の高い海域 ・ 北海道湿原保全マスタープラン掲載の湿原	地域を特徴づける生態系への影響	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
・ 国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度 1 ～ 7 の地域 ・ 北海道立自然公園の普通地域で植生自然度 1 ～ 7 の地域	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・ 事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること ・ 周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に生育する種又は土地本来の種とすること ・ 構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること ・ 施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・ 事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
・ 長距離自然歩道	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・ 事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること ・ 周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に生育する種又は土地本来の種とすること ・ 構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること ・ 施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・ 事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・ 施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・ 事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
・ 景観計画区域	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・ 事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること ・ 周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に生育する種又は土地本来の種とすること ・ 構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること ・ 施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・ 事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること

表 5.5 北海道により示されている環境配慮事項（４／４）

要素	環境配慮事項	適正な配慮のための考え方
・ 身近な自然地域	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすることとし、改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・ 施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・ 事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
・ 公園	その他北海道が必要と判断するもの	・ 施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること
・ 下水道	その他北海道が必要と判断するもの	・ 施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること
・ 用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）	その他北海道が必要と判断するもの	・ 当該区域の指定理由を踏まえ、用途地域による居住や商業などの市街地環境を損なない等の環境保全に必要な措置を講じること ・ 建築基準法による用途規制に適合すること
・ 国指定文化財（重要文化財を除く） ・ 国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの） ・ 北海道指定文化財（有形文化財を除く） ・ 北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）	その他北海道が必要と判断するもの	・ 文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること ・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること
・ 記念保護樹木	その他北海道が必要と判断するもの	・ 近隣に指定された記念保護樹木が存在している場合は、樹木の生育や保全に必要な措置を講じること ・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること
・ （農用地区域外）第１種農地	その他北海道が必要と判断するもの	・ 農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること

表 5.6 厚岸町特有の環境配慮事項

再エネ種別	カテゴリー	各再エネにおける環境配慮事項
全体	適切な開発行為	➢ 関係法令、条例、関係省庁ガイドライン等の規定を遵守し、必要な手続き・措置への対応を行う ➢ 事前に土地及び周辺環境の調査・影響評価を行い、厚岸町の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点より、適切な土地の選定、開発計画の策定を行うよう努める ➢ 土砂災害警戒区域においては土砂災害が発生するリスクがあることを勘案したうえで、適切な施工計画や配置計画を作成する
	地域環境の保全	➢ 既存情報のみでは把握できない事項（騒音、風車の影、太陽光パネルの反射光、電波障害、水の濁り、家畜等への影響、夜間の光（航空障害灯）、低周波音など）への対応に努める ➢ 全ての土地で環境保全の配慮が必要だが、特に希少動植物生息・生育ポテンシャルエリア内においては適切な対策を実施する ➢ 厚岸町として自然環境と調和した再エネ事業を目指していることから、大規模な森林伐採（0.5ha以上）※1を伴う場合は事業を回避することが望ましい ➢ 国道44号線等、主要な幹線道路などから見えにくい設備配置とし、周辺からの視認性や景観との調和に最大限配慮する（10kW未満の太陽光発電・建物系太陽光発電を除く） ➢ 保全エリアとしている河川から30mの範囲で土地を取得することは可能であるが、動植物の生態環境保全のため、自然環境を残し、土地の改変を避ける
	行政・地域との合意形成	➢ エリアの種類にかかわらず、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁）」に基づき、住民説明会の開催等、厚岸町役場や地域住民と必要に応じて適切なコミュニケーションを図るとともに、周辺地域に配慮した適切な事業の実施に努める（10kW未満の太陽光発電・建物系太陽光発電を除く） ➢ 事業計画については厚岸町役場へ事前に説明を行い、特に河川沿いの事業である場合は、河口海域の漁業に支障をきたさないよう、町内漁業関係者とも適切な調整を図る（10kW未満の太陽光発電・建物系太陽光発電を除く）
太陽光（小規模）		➢ 農業用施設で導入する場合は、施設と一体的に設置される、自家消費型太陽光発電に限る ➢ 営農型太陽光発電を導入する場合は、一時転用許可を要する ➢ 厚岸町の気象条件や周辺の日影の影響、屋根・敷地の形状や勾配に留意して導入を検討する ➢ 保全エリア内の住宅は、太陽光発電の設置に関する保全の対象とはならない
太陽光（中・大規模）		➢ 用途地域の調整エリアは建物系太陽光に限定する
陸上風力（小規模）		➢ 鳥類への影響度について調査し、バードストライク発生の可能性がある場合には防止策を定める ➢ 風況や、まわりの障害物の有無、気象条件（落雷、着雪・着氷、砂塵など）などについて調査し、長期安定的な発電の継続に支障がないか確認する
陸上風力（中・大規模）		➢ 「海風類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）【令和4(2022)年8月】（環境省）」に準じ、適切な事業の検討・実施に努める
バイオマス	共通	➢ 騒音・振動や臭気の規制基準に対する措置を適切に行う ➢ 安定的に調達可能な燃料とその調達ルートについて検討を行い、燃料調達及び使用計画を策定する ➢ 燃料の運搬・搬入にあたり、周辺環境への影響（騒音、粉じん等）に配慮した運搬ルートを計画する ➢ ライフサイクル GHG※2の確認のため、想定する調達先からの各バイオマスの輸送距離を算定・申告し、既定値を下回することを申告する（輸送距離は木質は20km圏内、畜産は5km圏内が望ましい）
	木質バイオマス（熱利用）	➢ 事業が木材の既存用途へ与える影響を最小限にするように努める ➢ 設備の導入にあたっては空きスペースの有効利用が望ましく、設備が周辺環境の景観に調和するよう努める
	家畜バイオマス	➢ 消化液などの副生成物を安定的・継続的に利用ないし処理する計画を策定するように努める ➢ 保全エリアとしている悪臭規制地域外の居住地の付近で家畜バイオマス事業を実施する場合、悪臭の影響に配慮する

※1 森林法では地域森林計画対象民有林において 0.5ha 以上の太陽光発電の設置を目的とした林地開発を行う場合、都道府県知事の許可が必要となることから、0.5ha 以上を「大規模な森林伐採」と定義する。

※2 バイオマス燃料の原料収集、輸送や加工、発電利用等の工程で排出される温室効果ガス（GHG：Greenhouse Gas）の総量

【コラム】環境アセスメント

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して意見を聴取し、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げるための制度です。環境アセスメントは事業規模により「法アセス」、「条例アセス」、「自主アセス」に分類されます。

■ 法アセス（環境影響評価法に基づき実施される環境アセスメント）

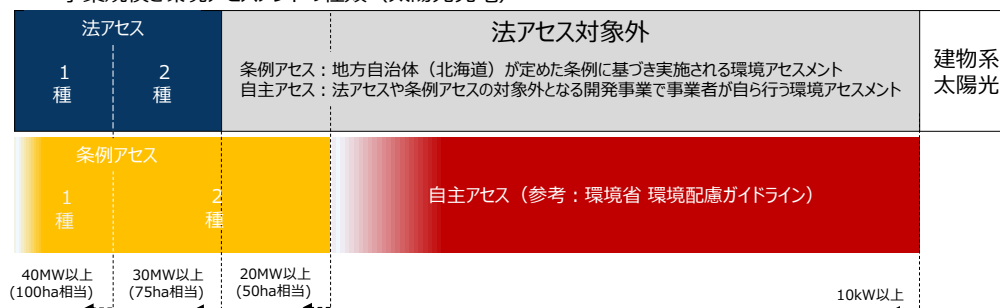
事業の種類	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上3万kW未満
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上15万kW未満
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW以上1万kW未満
原子力発電所	全て	－
太陽光発電所	出力4万kW以上	出力3万kW以上4万kW未満
風力発電所	出力5万kW 以上	出力3.75万kW以上5万kW未満

■ 北海道条例アセス（北海道環境影響評価条例に基づき実施される環境アセスメント）

事業の種類	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
水力発電所	出力3万kW以上	出力1.5万kW以上3万kW未満
火力発電所	出力15万kW以上	出力7.5万kW以上15万kW未満
地熱発電所	出力1万kW以上	出力5,000kW以上1万kW未満
原子力発電所	全て	－
太陽光発電所	出力4万kW以上	出力2万kW以上4万kW未満
風力発電所	出力1万kW 以上	出力5,000kW以上1万kW未満

図 5.1 環境アセスメントの要件

■ 事業規模と環境アセスメントの種類（太陽光発電）



■ 事業規模と環境アセスメントの種類（風力発電）

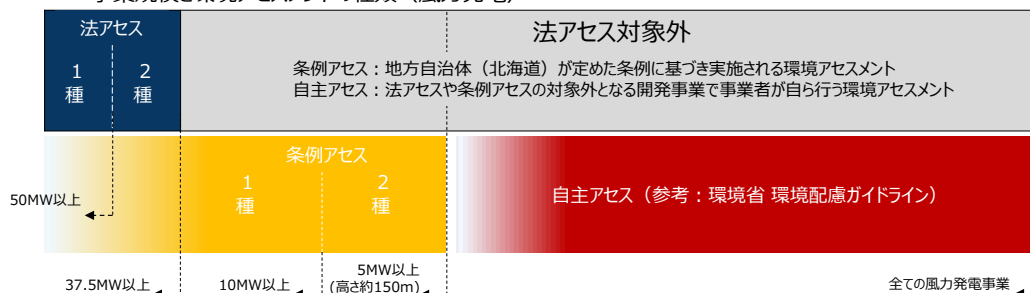


図 5.2 環境アセスメントの種類（太陽光発電・風力発電）

第6章 用語解説

本書で使用した主な専門用語一覧

用語	解説
再生可能エネルギー (再エネ)	絶えず補充される自然由来のエネルギーのことであり、太陽光・太陽熱・風力・バイオマス・地熱・水力・海洋資源などから生成されるエネルギーをいいます。
ゾーニング	環境保全と再エネ発電の導入促進を両立するため、関係者・関係機関で協議しながら、環境保全、事業性、社会的調整等に係る情報の重ね合わせを行い、総合的な評価をした上でエリアを設定し活用する、地方自治体が主導する取組をいいます。
ゾーニング報告書	地方公共団体が再エネ発電に関するゾーニング策定に至った背景やゾーニングの検討経緯等を取りまとめた報告書本文、ゾーニングマップ及びその根拠となるレイヤー情報、導入可能性及び設定したエリア、要素マップ等から構成されるものをいいます。
ゾーニングマップ	環境保全、社会的調整、事業性等に係る情報の重ね合わせを行い、保全・促進・事業可能性・調整エリア等の区域分けを行った地図をいいます。地域において再エネ発電設備の適正な立地を促進するためのツールであり、事業予見性を高めるものです。
レイヤー	ゾーニングマップを作成するために、環境保全等の法令による保護地域、社会的調整が必要な地域等、事業性に係る情報毎に作成する地図データのことをいいます。
要素	環境アセスメントの項目を参考に、地域において重視される特性や事業特性に応じて検討し、ゾーニングマップ作成で重ね合わせるレイヤーとなるものです。
要素マップ	ゾーニングマップのレイヤー情報の中で提供が必要な要素を示すマップをいいます。
環境影響評価 (環境アセスメント)	事業が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画とする制度のことです。
合意形成	多様な利害関係者を含む関係者・関係機関の意見を、意見交換や協議等を通じて、合意を図ることをいい、あらゆる事業等においてその実施に係る意思決定の重要な要素となります。対象は、土地の先行利用者（所有者を含む団体や個人等）だけでなく、地域住民、関係団体、関係行政機関等、事業を進めるにあたり調整が必要になるあらゆる団体や個人等が対象となります。

本書に記載される専門用語等については、環境省が作成した「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」や「REPOS 再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報」を参考に作成しました。



ZERO CARBON
HOKKAIDO
AKKESHI

厚岸町再生可能エネルギー促進区域等ゾーニング事業

令和 7 年(2025)2 月 発行

厚岸町

〒088-1192 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

TEL:0153-52-3131 FAX:0153-52-3138

URL:<https://www.akkeshi-town.jp/>

(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された環境省 補助事業である令和5年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成